

2024(令和6)年度 大学評価

令和5年度
自己点検・評価報告書

東京家政大学

目 次

序章.....	1
第1章 理念・目的.....	4
第2章 内部質保証.....	10
第3章 教育研究組織.....	22
第4章 教育課程・学習成果.....	26
第5章 学生の受け入れ.....	55
第6章 教員・教員組織.....	66
第7章 学生支援.....	75
第8章 教育研究等環境.....	94
第9章 社会連携・社会貢献.....	105
第10章 大学運営・財務.....	114
第1節 大学運営.....	114
第2節 財務.....	124
終章.....	127

序章

1. 本学の自己点検・評価活動への取り組み

本学は、平成4年度から自己評価委員会を設置し、同年12月1日には「東京家政大学自己評価委員会規程」を制定した。平成28年4月に同規程を一部改正し、「東京家政大学・東京家政大学短期大学部自己評価委員会規程」に名称を変更した。また、平成8年度には、事務部門の点検・評価活動に責任を持つ渡辺学園事務部門自己評価委員会を設置し、同委員会規程を制定した。これにより法人全体を含めた東京家政大学と東京家政大学短期大学部の自己点検・評価活動を一体的に行ってきた。

平成28年度には、内部質保証の責任主体として、新たに法人全体の位置付けに内部質保証委員会を設置し、大学全体の自己点検・評価の責任主体である自己評価委員会と事務部門全体の渡辺学園事務部門自己評価委員会が連携して、恒常的かつ継続的に教育の質保証及び向上を図り、その一層の活性化が可能となる内部質保証システムを構築した。

しかし、この内部質保証システムは、3つの会議体である各委員会の連携が十分に機能しなかったため、自己点検・評価活動が一時的に停滞した。このような状況下、令和元年度に、全学運営会議の下部組織として内部質保証検討特別委員会を設置し、内部質保証システムの再構築を実施した。同委員会は、内部質保証に責任を負う組織の権限と役割を明確化するため、「内部質保証に関する方針と手続き」を見直し、組織関係図と関連規程を改正した。組織編制は、内部質保証に責任を負う組織を自己評価委員会に一本化し、自己評価委員会の下部組織に、基幹部会、教育支援・グローバル推進部会など、副学長、総務部長、教職センター長をそれぞれの部会長とする7つの部会を設置した。本学の自己点検・評価は、大学基準協会が定める大学基準を準用して点検・評価することを規程に明示している。7つの部会の役割は、大学基準1から10を分担し、担当する大学基準に基づいて自己点検・評価活動を推進する。各部会は、大学基準に設定されている点検・評価項目ごと、評価の視点に沿って点検・評価を実施する。これにより、改革・改善を継続的に可能にする自律的なシステムを構築した。

このような内部質保証システムによって、本学が高等教育機関として、建学の精神である「自主自律」の道を歩み、生活信条「愛情・勤勉・聡明」を実践できる女性の生き方と一生を支える専門職業人を育成して社会に輩出し、社会からの期待に応え続けるために、大学教育の多様性・先導性を向上させる方向で改善・充実を図っていく。

本学は、自己点検・評価の結果をもとに教育改革・改善を行い、本学の教育研究の質を保証し、向上させることによって、高等教育機関として社会に対する説明責任を果たすことができるものと考えている。

2. 大学評価を受審した結果と第2期認証評価で指摘された事項への対応

本学は、平成16年度に公益財団法人大学基準協会の加盟判定を受け「大学基準に適合している」と認定された。第1期の認証評価は平成22年度に、第2期の認証評価は平成29年度に受審し、いずれも「大学基準に適合している」と認定されている。

前回の大学評価（認証評価）の審査結果は、大学基準に適合しているものの、基準4、基

準5、基準10の各大学基準における提言として、7項目の努力課題が付された。これを受けて、自己評価委員会は指摘された努力課題の現状を確認した後、改善に向けた施策を検討し、全学的に取り組んだ。その改善活動の結果を「改善報告書」にまとめ、令和3年7月27日付けにて大学基準協会へ提出した。大学基準協会は、本学が提出した「改善報告書」を審議し、その検討結果が令和4年3月30日付け文書にて通知された。その通知内容は、努力課題7項目の改善事項に対して、以下の3項目は、改善が認められない、改善が不十分とされ、更なる対応が求められた。その項目と本学が今年度までに対応した結果は以下のとおりである。

1) 1年間に履修登録できる単位数の上限設定（努力課題No.2）

「家政学部、人文学部及び子ども学部において、1年間に履修登録できる単位数の上限を原則として48単位に設定したものの、GPA3.5以上の学生には50単位を超えた履修を認めていることについては、これにより単位数の上限設定が形骸化することのないよう十分注意されたい。」と指摘された。

1年間に履修登録できる単位数の上限（CAP制）は、平成31年度から運用を開始し、成績評価基準を明示して適正な成績評価とともにGPAを算出している。このGPAを基にした成績優秀者のCAP制緩和措置は、これまで各学部とも単位数の上限設定が形骸化することなく運用し、単位の実質化を図ってきた。制度が定着した令和4年度に、この運用実態を検証した。その結果、令和5年度から成績優秀者のCAP制緩和措置の上限単位数48単位を超えて、最大52単位（健康科学部のみ50単位）まで履修登録できるよう上限単位数を変更した。

2) 家政学部における学生の受け入れ（努力課題No.5）

「編入学定員に対する編入学生数比率について、家政学部児童教育学科が0.10、同環境教育学科が0.10、同造形表現学科が0.50と低く、同服飾美術学科では編入学者がいないため、改善が望まれる。」と指摘された。

編入学定員は、併設する短期大学の学生が本学に編入学できるよう入学定員数を維持してきたが、近年編入学を希望する学生がほとんどいない現状がある。また、家政学部の改組を検討し始めたこともあり、全学的に編入学定員の見直しを行った。その結果、指摘された児童教育学科5名の編入学定員は、家政学部の改組によって令和5年度から児童学部初等教育学科へ改編し、編入学定員を1名とした。また、環境教育学科、造形表現学科、服飾美術学科の家政学部3学科は、令和5年度に編入学定員を廃止した。同時に人文学部3学科の編入学定員も廃止し、全学的に見直した編入学定員数は、志願者倍率が高い心理カウンセリング学科の入学定員数に加えている。

3) 内部質保証（努力課題No.7）

「2019（令和元）年度に内部質保証検討特別委員会を設置し、内部質保証システムの見直しを行い、自己点検・評価の仕組みの改善を図った。また大学評価の基準ごとに2020（令和2）年度から2023（令和5）年度までの自己点検・評価の実施計画を立てており、計画に基づき一部の基準についてはすでに実施している。しかし、点検・評価の結果をもとにした改善・向上に向けた取り組みは依然として行われていないため、改善が望まれる。」と指摘された。

令和2年度に再構築した内部質保証システムを機能させるため、自己点検・評価の実施計画に基づいて、令和3年度は、基準3、基準4、基準7、基準9の各点検・評価項目に沿って自己点検・評価活動を実施した。その活動結果をまとめた『自己点検・評価報告書』は、令和4年6月に刊行し、大学ホームページに掲載してステークホルダーに公表した。

自己評価委員会は、再構築した内部質保証システムを検証するため、令和2年度の各学部、研究科、各部署の活動が、「PDCAサイクルを適切に機能させているか」、「点検・評価の結果をもとにした改善・向上に向けた取り組みを行うことができているか」の観点で点検・評価を実施した。さらに、内部質保証の責任主体である自己評価委員会は、7つの部会が実施した点検・評価の活動結果を検証し、「改善に向けて各学部・研究科・各部署へフィードバックしているか」の観点で点検した。その結果、各学部・研究科・各部署は、活動結果から課題を明らかにすることはできているものの、PDCAサイクルを適切に回していることを確認できるエビデンスが見当たらず、フィードバックを確認することができないと評価した。また、自己評価委員会は、自己点検・評価の活動結果を確認する体制を確立しているものの、フィードバックするまでの活動が実行に至っていないと評価した。

この2つの評価結果から、PDCAサイクルを適切に機能させるため、自己点検・評価活動の取り組みを可視化するワークシート2種類を新たに考案した。この2種類のワークシートは、令和3年度の自己点検・評価活動から活用し、各学部・研究科・各部署は、点検・評価の結果をもとにした改善・向上に向けた取り組みを開始している。

これら3項目の指摘事項に対する改善に加えて、中期計画推進特別委員会が推進する中期計画（令和2年度～令和6年度の5年間）の目標達成に向けた活動とリンクする改善・向上への取り組みの推進により、本学の内部質保証システムの充実を図り、教育研究活動の質の向上と大学運営の改革・改善に繋げている。

今回受審する認証評価に係る自己点検・評価は、これまで本学が取り組んできた教育研究活動と大学運営に関する現状を総括し、構築した内部質保証システムが適切に機能しているか、その検証と課題を明らかにする重要な機会と捉えており、本学のさらなる発展に繋がるものと考えている。

自己評価委員会
委員長 太田 洋

第1章 理念・目的

1.1. 現状説明

1.1.1. 大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定と
その内容

評価の視点2：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

東京家政大学は、東京女子師範学校で教鞭を執っていた渡邊辰五郎が、時代の要請に応え、民衆の必要を基盤とし、女性の「自主自律」を建学の精神に、「新しい時代に即応した学問技芸に秀でた師表となる有能な女性を育成する」ことを目標として、明治14年に本郷湯島の地に創設した和洋裁縫伝習所をその起源に持つ。（根拠資料1-1【ウェブ】）

このときの建学の精神に基づき、学校法人渡辺学園寄附行為第4条において、「この法人は、教育基本法、学校教育法（中略）に従い、学校教育（中略）を行い、有為な人材を育成することを目的とする。」と定めている。（根拠資料1-2）また、これを受けて、東京家政大学学則第1条に「本学は教育基本法並びに学校教育法により、建学の精神に基づいて女子に対し、家政学、栄養学、児童学、文学、看護学、リハビリテーション学及び子ども学に関する専門の学術技芸を教授研究し、その応用的能力を伸展するとともに人格の完成に努め、真に平和を愛し、民主的文化国家及び社会の形成者を育成することを目的とする。」と示し、東京家政大学大学院学則第2条では「建学の精神に則り、学部の教育課程を基礎とし、高度にして専門的な学術の理論及び応用を研究教授し、その深奥をきわめ、広い視野に立って高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、広く社会と文化の発展に寄与することを目的とする。」ことを示し、目的を明確にしている。（根拠資料1-3、根拠資料1-4）

また、本学は建学の精神を体験するために、第二代学長の青木誠四郎が提唱した生活信条「愛情・勤勉・聡明」を校風として、本学に学ぶ学生への指導上の指針としている。

建学の精神を体現するため、本学の教育理念として「1. 建学の精神である『自主自律』の道を歩むことのできる人材を育成する 2. 生活信条としての『愛情・勤勉・聡明』を実践できる人材を育成する」と掲げている。（根拠資料1-1【ウェブ】）

本学の卒業生は、建学の精神である「自主自律」の道を歩み、生活信条「愛情・勤勉・聡明」を実践し、各方面において職業人として活躍している。このことは、本学が建学以来140年以上にわたって、教育研究上の実績、資源を積み上げ、堅実・実直な校風を築き上げてきたことの証である。この点から見ても、本学は、大学の理念・目的を適切に設定していると捉えている。

本学は、他の女子専門学校にさきがけて昭和24年に「東京家政大学」として発足し、爾来、昭和61年に文学部（現 人文学部）を、平成26年には看護学部（現 健康科学部）と子ども学部（現 子ども支援学部）を設置した。また、家政学部を改組し、令和4年に栄養学部、令和5年に児童学部を設置して、現在は大学に6学部、大学院に1研究科を有する

総合大学として発展してきた。具体的には、大学は家政学部 3 学科（服飾美術学科、環境教育学科、造形表現学科）、栄養学部 2 学科（栄養学科、管理栄養学科）、児童学部 2 学科（児童学科、初等教育学科）、人文学部 3 学科（英語コミュニケーション学科、心理カウンセリング学科、教育福祉学科）、健康科学部 2 学科（看護学科、リハビリテーション学科）、子ども支援学部 1 学科（子ども支援学科）の 6 学部 13 学科を設置している。（根拠資料 1-2、根拠資料 1-5）大学院は平成元年に設立し、現在は、人間生活学総合研究科 7 専攻（人間生活学専攻、児童学児童教育学専攻、健康栄養学専攻、造形学専攻、英語・英語教育研究専攻、臨床心理学専攻、教育福祉学専攻）を設置しており、人間生活学専攻は博士後期課程、その他 6 専攻は修士課程である。（根拠資料 1-2、根拠資料 1-6）

これらの学部、研究科については、それぞれの教育研究上の目的を学則に定めている。例えば、栄養学部では、「栄養学を中心とした『食と健康』における科学的で幅の広い知識と実践力を駆使することで人々の健康維持・増進に貢献し、それを通して人の生（ライフ）を支援できる社会で活躍する人材を育成する。」と定め、栄養学科では、「栄養学および食品学の知識や実践力を基礎とし、『食と健康』に関する問題発見能力と解決能力を身につけて、栄養士、中学校・高等学校教諭の資格・免許を取得し、食品産業や、食育・教育分野において、人々の健康づくりに貢献できる、社会で活躍する人材を育成する。」と定めている。同様に、各学部・学科は、建学の精神に基づき、それぞれの専門性に依拠した人材育成の目的を設定している。（根拠資料 1-3、根拠資料 1-7【ウェブ】）

人間生活学総合研究科では、「人類が普遍に持つ、衣・食と健康・福祉から、心と保育・教育までを包括した人間の生命活動と生生活活動の探求を深めると共に、グローバル化し、文化的な質の高い生活技術と生活意識を幅広く探究し、それぞれの専門性を深めると共に、新たな今日的課題に応えられる広く複眼的な視野を持つ有為な人材の養成を目的とする。」と定め、各専攻は各専門性に依拠した人材育成の目的を設定している。例えば、児童学児童教育学専攻では、「子どもの豊かな人格を育て、身体的、精神的かつ社会的に健全に育成するための学究を行い、高度な研究教育に携わることのできる人材及び児童学・児童教育学における実践的課題を探究・研究し解決できる高度な専門知識と方法論を修得した人材の養成を目的とする。」としている。（根拠資料 1-4、根拠資料 1-8【ウェブ】）この歴史を通じて一貫しているのは、学問の理論的な面を探究することはもちろんのこと、実践的な面をことのほか重視し、それぞれの専門を生かして人の一生を支えることを、教育研究の柱としてきたことである。

以上のように、本学では大学の理念・目的を明確に位置付け、その理念のもとに大学・大学院の目的を定め、それと連関させて学部・研究科の目的を定めており、適切であると判断している。なお、現在中期計画に基づいて家政学部の改組の検討を進めており、理念・目的の検証を始めている。

1.1.2. 大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の視点 1：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示

評価の視点2：教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の 理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表

大学及び大学院の目的は、建学の精神を踏まえて、東京家政大学学則第1条及び東京家政大学大学院学則第2条に規定している。また、各学部の目的は東京家政大学学則第2条第2項に、各学科の目的は同学則第4条第7項に定めている。大学院の研究科の目的は東京家政大学大学院学則第5条第1項に、各専攻の目的は同学則第5条第3項に定めている。なお、同学則第5条第2項に修士課程及び博士課程の目的を定めている。（根拠資料1-3、根拠資料1-4、根拠資料1-2）

大学の理念・目的を、大学構成員（教職員及び学生）に伝える主要な媒体として、『学生便覧』がある。（根拠資料1-9）、根拠資料1-10）『学生便覧』には、「学園の沿革」として、本学の目的、本学の特色、生活信条、校章の由来等を示しており、年度初めに、新入生全員、専任教員全員に配付している。また、入学式や学位授与式における学長の告辞、新入生対象のオリエンテーションを通じて、大学構成員に向けて、大学の理念・目的を伝えている。

さらに、家政学部・栄養学部・児童学部・人文学部・子ども支援学部の学生に対しては平成31年度から、健康科学部はリハビリテーション学科が令和2年度、看護学科は令和4年度から開設した学部の1年次必修科目である「スタートアップセミナー自主自律」においても建学の理念を周知している。自校教育で学んだ東京家政大学での4年間の学習は、「愛情・勤勉・聡明」にもとづいた生活を創り営み、「自主自律」の生き方ができる人として成長するための基礎を築いている。

教職員に対しては、年1回開催する教職員研究会において、令和4年度は内部質保証をテーマとして取り上げ、議論の際に建学の精神について立ち返り、確認をした上で議論を重ねるなどしている。（根拠資料1-11）

社会に対しては、大学ホームページや広報誌「Tokyo Kasei Press」を通じて、大学の理念・目的を公表している。（資料1-1【ウェブ】、根拠資料1-12）

このほか、東京家政大学博物館内に、「学園の歴史と創設者コーナー」を設け、大学構成員やステークホルダーが見学できる環境を整えている。（根拠資料1-13）また、大学の理念を記したモニュメントをキャンパス内に設置し、大学構成員、ステークホルダーに周知している。さらに、受験生とその保護者に対しては、オープンキャンパスでの大学説明、大学案内2024『大学で何を学び卒業後どう生きるか』、高校の進路指導担当者宛の配付物、高校訪問時における高校関係者への説明等を活用して、大学の理念・目的を伝えている。（根拠資料1-5、根拠資料1-7【ウェブ】）研究科でも、パンフレットを作成し、理念・目的を伝えている。（根拠資料1-6、根拠資料1-8【ウェブ】）

本学の目的をはじめ各学部・研究科の目的は、法令に従って適切に規程に明示し、ホームページを利用して学内外に公表しており、適切に周知していると判断している。

1.1.3. 大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点1：将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定

・認証評価の結果等を踏まえた中・長期の計画等の策定

本学は、建学の精神に基づく教育理念、各学部・研究科における目的等を実現するため、大学の将来を見据えた 5 年間の中期計画を令和 2 年度に策定した。（根拠資料 1-14）大学・大学院の中期計画は、「教育改革・学生の支援」「研究・産学連携」「地域連携、生涯学習・リカレント教育」「ガバナンス改革」の 4 区分 20 項目から構成している。平成 29 年度に受審した大学評価で受けた指摘のうち、例えば、学部としての定員管理に関する指摘に対してはその改善に取り組むとともに、中期計画の「教育改革・学生の支援」入学者選抜の改革の項目において、編入学定員の見直しをすすめることを掲げるなど発展的な課題として捉え、改善に取り組んでいる。

令和 2 年度の中期計画は、新型コロナウイルス感染症の急速な感染拡大により、感染対策に追われたため、活動が停滞した。令和 3 年度も感染対策に注力したが、遅れを取り戻すべく、中期計画を推進する新たな会議体である「中期計画推進特別委員会」を設置した。同委員会は、策定した中期計画を実質化するため、一部中期計画を見直すとともに、具体的な到達目標を設定し、令和 4 年度から再スタートしたところである。令和 5 年度の活動は、前年度の Action を反映した具体的な実施計画を策定して各施策に取り組んでいる。

各学部・研究科は、PDCA サイクルによる内部質保証を図るため、中期計画に基づいた施策を策定しており、令和 4 年度の活動結果を踏まえて、令和 5 年度の実施計画を策定して活動を推進している。

中期計画の推進は、各項目に学長・副学長及び法人部門本部長を担当責任者として、単年度毎にワークシートを作成し、中期計画を主導する各学部・部署を中心に、活動を推進している。その活動は全学運営会議の下部組織に設置した「中期計画推進特別委員会」が進捗を管理している。（根拠資料 1-15、根拠資料 1-16、根拠資料 1-17、根拠資料 1-18）

このように中期計画は令和 2 年度に策定したものの、コロナ禍において実質の活動は令和 4 年度から開始したため、設定した到達目標は 3 年間で成果を創出することとなる。そのため、項目に優先順位をつけて重点項目化し、一部の項目は活動を停止した。そのような活動状況下において、令和 4 年度の活動結果を全学運営会議、理事会に報告したところ、活動が遅れている項目や計画自体に再考が必要と指摘を受けた。そのため、「中期計画推進特別委員会」で令和 4 年度の活動結果と理事会の指摘事項を検討し、令和 5 年度の年度計画に反映できるように、各学部・部署の活動を支援することを課題と捉えて、対応を開始している。

以上のとおり、将来を見据えた中期計画の策定については、令和 2 年度から 5 年間の中期計画を策定し、建学の精神に基づく教育理念、各学部・研究科における目的等の実現を目指して取り組みを推進しており、概ね適切であると判断している。

1.2. 長所・特色

近年、多様化した学生が入学する現状を踏まえて、自校の特性や現状を、より時間をかけて深く学ぶことができるよう、平成 28 年度に「自校教育科目開設準備委員会」を発足し、新しい自校教育科目を検討した。その結果、すべての入学者に建学の精神を伝えるため、学部（家政学部・栄養学部・児童学部・人文学部・子ども支援学部）の 1 年次前期必

修科目として「スタートアップセミナー自主自律」を平成 31（令和元）年度に開設し、東京家政大学での 4 年間において、「愛情・勤勉・聡明」にもとづいた生活を創り営み、「自主自律」の生き方ができる人として成長するための基礎を築いている。令和 4 年度までに、健康科学部にも同科目を開講し、全学共通カリキュラムの位置づけとなるコア科目とし、自校教育を通じた「建学の精神」の具現化を図っている。

「スタートアップセミナー自主自律」の特徴

- ・ 1 クラスの履修者数を約 40 名、学部・学科の枠を越えたクラスを構成することで、他学部・他学科の学生と交流し、学部・学科を越えたつながりを生んでいること
- ・ 異なる学科の学生同士 5 名程度のグループで、「読むこと・書くこと・発言すること・傾聴すること・調べること」を重視し、本学の原点とその歴史を確認するとともに、社会で起きている今日的課題を取り上げ、自分たちが取り組める計画づくりと発表に協同して取り組むこと
- ・ 各クラスに 1 名以上のスチューデント・アシスタント（以下、「SA」という）を配置し、上級生が 1 年生の学び合いをサポートしていること
- ・ 各学部の専任教員の中から毎年担当教員を決めていること

毎年度授業後に通常の学生向けの授業アンケートだけでなく、担当教員、SA に対してもアンケートを実施し、さらに担当教員と SA との合同意見交換会を実施し、授業に関する振り返りを行っており、その中で寄せられた本授業への評価として、他学部・他学科の学生と取り組むという授業形態、ジクソー法、傾聴・ミラーリング、クリティカルシンキング等の手法を盛り込んだ共同学習への取り組み、東京家政大学の歴史、女子教育の歴史などを学んだ上で現代社会の問題について、学生たちがテーマを決めて学びを深める授業体制が高評価としてあがっている。

今後もこの取り組みを向上するために板橋、狭山キャンパス間での授業内容の連携・改善点などの共有、2 年次以降の学びへの連携を課題として捉えている。今後、板橋、狭山キャンパス間の連携をより深めるために、令和 5 年度に「自校教育（健康科学部、子ども支援学部）準備委員会」を発足した。令和 6 年度より「自校教育（健康科学部、子ども支援学部）準備委員会」を「自校教育部会狭山分科会」に名称変更し、自校教育部会下に分科会として設置する。現「自校教育部会」についても「自校教育部会板橋分科会」に名称変更を行い、新たな自校教育部会下に 2 分科会を設置する体制に変更する予定である。

1.3. 問題点

建学の精神に基づく教育理念、各学部・研究科における目的等を実現するため、「教育改革・学生の支援」「研究・産学連携」「地域連携、生涯学習・リカレント教育」「ガバナンス改革」の 4 区分から構成する中期計画を令和 2 年度に策定した。しかし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により令和 2 年度と令和 3 年度は、実質的な活動を停止した。令和 3 年度に一部計画を見直すとともに、具体的な到達目標を設定して、令和 4 年度から活動を再開している。中期計画の活動期間が実質 3 年間となるため、設定した到達目標を令和 6 年度までに達成するためには、中期計画の進捗を管理する中期計画推進特

別委員会が、活動結果や理事会の指摘事項を検討し、各年度の活動計画に反映できるよう、各学部・部署の活動を支援することが課題である。

令和 5 年度は、前年度の Action とフィードバックを踏まえて年度計画の作成を求めたため、各学部・部署が作成するワークシートの完成に時間を要した。そのため、「中期計画推進特別委員会」は、活動の遅れや計画の再考が求められている点を重視して、令和 5 年度の活動計画の確認を実行した。その結果、同委員会は担当責任者に対して的確な観点で評価した結果をフィードバックすることができたと捉えている。今後も「中期計画推進特別委員会」を中心として、目標の達成に向けて着実に活動を進めていきたい。

1.4. 全体のまとめ

本学は渡邊辰五郎が 1881 年（明治 14 年）に今の本郷湯島の地に和洋裁縫伝習所を創設したことに始まり、昭和 24 年に「東京家政大学」として発足して以来 140 年以上にわたって、建学の精神である「自主自律」に基づいた教育を行っている。専門を生かして人の一生を支えることを教育研究の柱として、学問の理論的な面を探究することはもちろんのこと、実践的な面をことのほか重視し、資格・専門教育の優れた教育熱心な大学として高い評価を得ている。

令和 2 年度以降は、「学校法人渡辺学園 2020（令和 2）～2024（令和 6）年度 中期計画」に基づき、変化する社会の中で必要とされる女性を育成・輩出し、「家政学」の構築とともに地域の課題解決に貢献する大学としてあり続けるため、教育・研究改革に取り組むとともに、ガバナンスの強化を進めていく。

第2章 内部質保証

2.1. 現状説明

2.1.1. 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

評価の視点1：下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示

- ・内部質保証に関する大学の基本的な考え方
- ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織（全学内部質保証推進組織）の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担
- ・教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCA サイクルの運用プロセスなど）

本学は、平成3年の大学設置基準改正による自己点検・評価の努力義務化を受けて、平成4年度に「東京家政大学自己評価委員会規程」を制定した。平成8年度には「渡辺学園事務部門自己評価委員会規程」を制定し、学校法人渡辺学園の事務部門の自己点検・評価を行う「渡辺学園事務部門自己評価委員会」を設置した。このように、大学全体の自己点検・評価活動は、両委員会が連携する体制を構築して、教育研究水準の向上や活性化に努めてきた。

平成28年度に自己点検・評価の実施体制を見直し、学習成果を基軸に据えた内部質保証を重視する「東京家政大学・東京家政大学短期大学部の内部質保証システム」を構築するため、内部質保証に関する方針と手続きを定めて公表した。この内部質保証システムは、「自己評価委員会」が実施した自己点検・評価の結果を「内部質保証委員会」がチェックする体制としたが、両委員会の責任と権限の範囲による連携が図れず、機能を十分に果たすことができなかった。

この機能を有効化するため、令和元年度に、全学的な方針を策定する「全学運営会議」のもとに「内部質保証検討特別委員会」を設置し、恒常的・継続的な教育の質保証及び向上に向けて機能する内部質保証システムの再構築に取り組んだ。具体的には、内部質保証のための全学的な方針及び手続き、内部質保証に関わる組織の役割と組織間の関係、関連規程を見直し、全面的に実施体制の刷新を図った。その結果、内部質保証と自己点検・評価を一元化する新たな「東京家政大学・東京家政大学短期大学部自己評価委員会規程」を定めるとともに、「内部質保証組織関係図」を作成して教職員へ体制を明示した。（根拠資料2-1、根拠資料2-2）

新しい方針と手続きである「東京家政大学・東京家政大学短期大学部における内部質保証の方針・手続」においては、内部質保証に関する大学の基本的な考え方を「内部質保証の目的」「全学内部質保証推進組織の責任と権限・役割」「自己点検・評価の実施」「自己点検・評価結果の報告及び改善への取組み」「第三者による検証と指摘事項への対応」「教職員個人の自律的な点検・評価、改革・改善」に分けて以下のように示している。

内部質保証の目的

本学の理念・目的に基づき、教育・研究の充実と学生の学習成果の向上を実現するために、本学は自らの責任において、教育・研究、学習等が適切な水準にあることを説明・証明し、恒常的・継続的に質の向上を図る。

全学内部質保証推進組織の責任と権限・役割

大学全体の内部質保証に責任を負う組織として、東京家政大学・東京家政大学短期大学部自己評価委員会（以下、「自己評価委員会」という）を置く。自己評価委員会は、自己点検・評価の体制を整えるために部会を置き、部会は、学部・研究科等の自己評価実施委員会に点検・評価を指示する。

また、自己評価委員会は、自己点検・評価の結果及び外部評価委員会の検証結果を、学校法人渡辺学園中長期計画や学部・研究科等の教育研究組織及び事務組織各部署の活動計画や取組みに適切に反映させることによって、本学の改革・改善を着実に推進する。これらの達成状況を毎年度確認し、PDCA サイクルを適切に機能させ、内部質保証システムの維持・向上を図ること、大学全体の内部質保証の在り方を継続的に検証することも、自己評価委員会の責務である。

自己点検・評価の実施

学部・研究科等は、それぞれの自己評価実施委員会を組織して、各部会の定めた点検・評価項目に基づいて、毎年度、自己点検・評価を実施し、それぞれの長所や問題点、改善課題を明らかにする。学修・教育開発センターは、点検・評価に必要な情報の収集・分析を行い、客観的で合理的なエビデンスを提供し、自己点検・評価活動を支援する。

自己点検・評価結果の報告及び改善への取り組み

自己評価委員会は、それぞれの自己評価実施委員会から報告された自己点検・評価結果を集約して、学長に報告する。学長は、自己点検・評価結果にもとづく全学的な改善計画の策定を全学運営会議に諮り、当該組織の長に対して改善の実施を求め、その実現を図る。当該組織の長は自己評価委員会に改善計画及び改善結果の報告を行う。

学長は、自己評価委員会が作成した自己点検・評価報告書を、理事会に報告するとともに、本学公式ホームページを通じて広く社会に向けて公表する。

第三者による検証と指摘事項への対応

内部質保証の妥当性を客観的に担保するため、外部評価委員会による評価ならびに認証評価機関による認証評価を受審する。これらの評価結果に対して、全教職員で問題認識及び課題解決策を共有し、迅速かつ適切に対処する。

教職員個人の自律的な点検・評価、改革・改善

組織的な FD・SD を通じて、内部質保証の意識の全学への浸透を図る。教職員個人においても、それぞれが質の保証・向上の担い手であることを自覚し、恒常的・継続的に自己点検・評価を行い、PDCA サイクルによる改革・改善に努める。

この方針と手続きはホームページに公開することで、学内外に明示している。（根拠資料 2-3【ウェブ】）

そのほか、東京家政大学学則第 1 条の 2 では「本学はその教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自己点検・評価を行い、その結果を公表するものとする。」としており、東京家政大学大学院学則第 2 条の 2 にも同様に定めている。（根拠資料 1-3、根拠資料 1-4）

内部質保証に責任を負う組織は、「東京家政大学・東京家政大学短期大学部における内部質保証の方針・手続」に明示しているとおり、「東京家政大学・東京家政大学短期大学部自己評価委員会（以下、「自己評価委員会」という）」である。「自己評価委員会」は、自己点検・評価及び内部質保証に関する事項を職務としている。また、本学の自己点検・評価の実施体制を整えるため、「自己評価委員会」のもとに 7 つの部会を設置しているほか、自己点検・評価を具体的に実施するため、各部会のもとに各学部・大学院・短期大学部の「自己評価実施委員会」を設置している。その役割や権限、その他の組織とのかかわりについても「東京家政大学・東京家政大学短期大学部自己評価委員会規程」に明示している。（根拠資料 2-1）

以上のように、内部質保証のための全学的な方針及び手続は、本学の状況に適したものとなるよう見直しを行っており、現在は全学的な体制で PDCA サイクルを回すための方針及び手続として適切であると判断している。

2.1.2. 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点 1：全学内部質保証推進組織・学内体制の整備

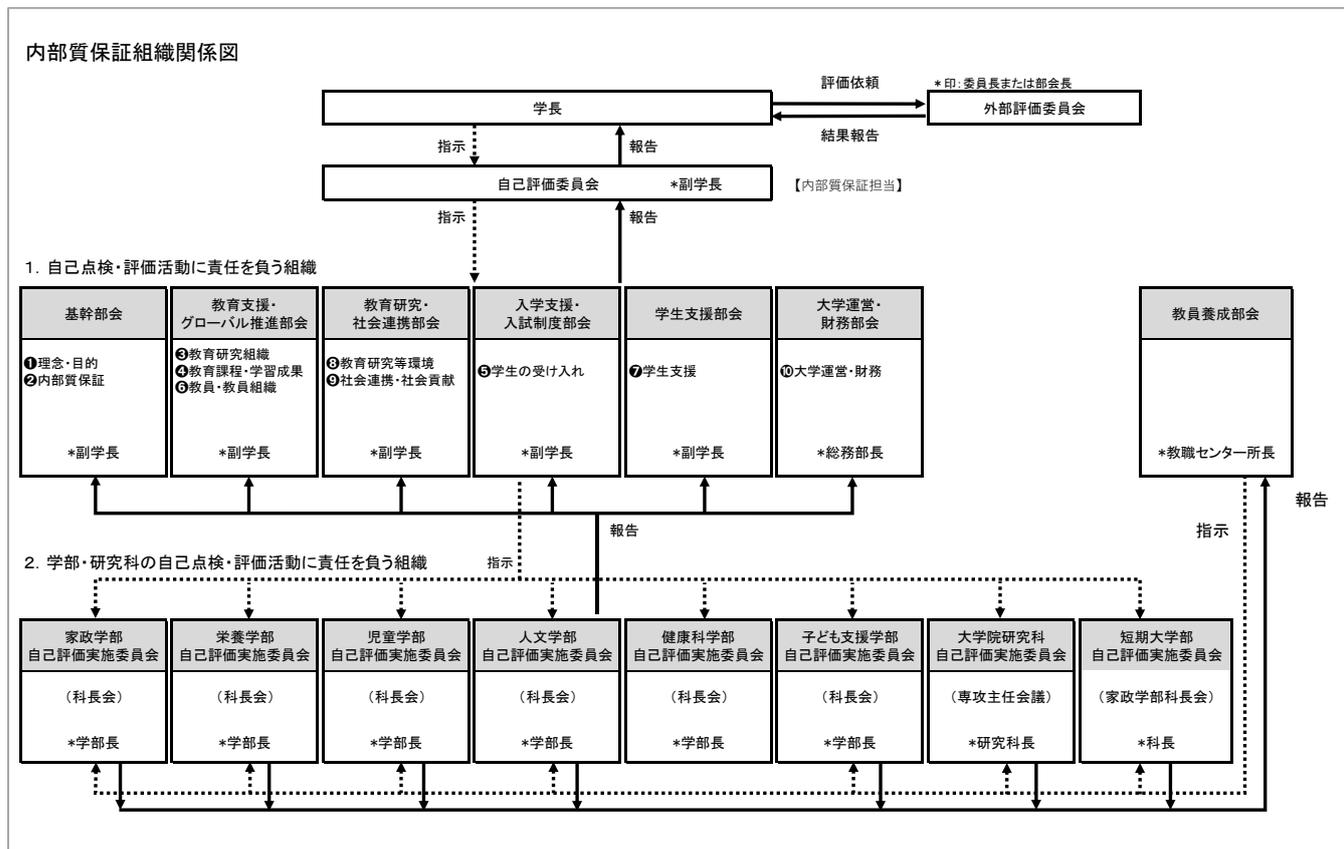
評価の視点 2：全学内部質保証推進組織のメンバー構成

「東京家政大学・東京家政大学短期大学部における内部質保証の方針・手続」に基づき、内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織として、「自己評価委員会」を置いている。令和元年度に「全学運営会議」のもとに設置した「内部質保証検討特別委員会」で検討を重ね、内部質保証と自己点検・評価を一元化する新たな「東京家政大学・東京家政大学短期大学部自己評価委員会規程」を制定し、「自己評価委員会」が発足した。（根拠資料 2-1）

「自己評価委員会」のもとには、自己点検・評価活動に責任を負う組織として 7 つの部会（基幹部会、教育支援・グローバル推進部会、教育研究・社会連携部会、入学支援・入試制度部会、学生支援部会、大学運営・財務部会、教員養成部会）を置いている。

また、各学部・研究科の自己点検・評価活動を実行するため、各部会のもとに 8 つの自己評価実施委員会（家政学部自己評価実施委員会、栄養学部自己評価実施委員会、児童学部自己評価実施委員会、人文学部自己評価実施委員会、健康科学部自己評価実施委員会、子ども支援学部自己評価実施委員会、大学院自己評価実施委員会、短期大学部自己評価実施委員会）を置いている。

さらに、自己点検・評価結果を外部者の視点から検証してもらうため、学長のもとに「外部評価委員会」を置いている。整備した体制のうち、学部・研究科等の内部質保証システムの概要は、以下の「内部質保証組織関係図」に示すとおりである。（根拠資料 2-2）



内部質保証の推進に関わる次の①から④の各組織の役割分担と権限については、次のとおり定めている。

① 自己評価委員会

「自己評価委員会」は、内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織であり、その職務は「東京家政大学・東京家政大学短期大学部自己評価委員会規程」第2条に明記しているとおり、自己点検・評価に関する事項及び内部質保証に関する事項の審議及び決定である。

同委員会の構成員は同規程第5条、第6条に明記しているとおり、副学長、学部長、研究科長、図書館長、教育支援センター、学生支援センター、アドミッションセンター、学修・教育開発センター、共通教育推進部、教職センター、狭山学務部、ヒューマンライフ支援機構の各所属長、総務部長、教学組織の事務部長、その他学長が指名する者とし、内部質保証を担当する副学長を委員長としている。専門分野や職責等において偏りない者が委員を務めることで、教職協働による分

野横断的かつ全学的な観点からの活動と点検・評価結果の検証を可能としている。
(根拠資料 2-4)

② 部会

自己点検・評価活動に責任を負う組織として「自己評価委員会」のもとに7つの部会を置いている。部会の役割は、「東京家政大学・東京家政大学短期大学部自己評価委員会規程」第4条に明記しているとおり、「自己評価委員会」における審議・決定に基づき、定められた所管事項の自己点検・評価を実施する体制を整え、各実施委員会に自己点検・評価の実施を指示する。また、各実施委員会が実施した自己点検・評価の結果を集約して、「自己評価委員会」に報告する。

構成員は同規程及び別表1に明記している。例えば、基幹部会は、副学長、学部長、研究科長、図書館長、教育支援センター、学生支援センター、アドミッションセンター、学修・教育開発センター、共通教育推進部、教職センター、狭山学務部、ヒューマンライフ支援機構の各所属長、総務部長、事務部長、学長が指名する者とし、副学長が部会長の任を担っている。なお、大学運営・財務部会は総務部長、教員養成部会は教職センター所長を部会長としている。

③ 自己評価実施委員会

各学部・研究科の自己点検・評価活動を実行するため、各部会のもとに8つの「自己評価実施委員会」を置いている。「自己評価実施委員会」の役割は、「東京家政大学・東京家政大学短期大学部自己評価委員会規程」第4条に明記しているとおり、各部会から指示された点検・評価項目、評価の視点に従って、それぞれの諸活動に係る自己点検・評価を実施し、改善すべき課題を明らかにする。また、点検・評価した結果をまとめ、各部会に提出する。

構成員は同規程及び別表2に明記している。例えば、栄養学部自己評価実施委員会は、栄養学部長、栄養学科長、管理栄養学科長、学部長が指名する者とし、委員長は学部長としている。

④ 外部評価委員会

自己点検・評価結果の妥当性・信頼性、内部質保証の有効性を高め、本学が見だし得なかった改善課題や強みを指摘してもらうため、学長の諮問機関として「外部評価委員会」を設置している。「外部評価委員会」の役割は、「東京家政大学・東京家政大学短期大学部外部評価規程」第2条、第3条に明記しているとおり、自己点検・評価結果の客観性、妥当性に関する事項及び内部質保証の有効性に関する事項を、外部者の視点から検証して、その評価結果を学長に答申する。

委員会の構成員は同規程第4条に明記しているとおり、学校法人渡辺学園の役員または教職員ではない学外の有識者8名以内の委員をもって構成することとしている。

以上のことから、本学では内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を適切に整備していると判断している。

2.1.3. 方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

評価の視点1：学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定

評価の視点2：方針及び手続に従った内部質保証活動の実施

評価の視点3：全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み

評価の視点4：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

評価の視点5：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

評価の視点6：行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応

評価の視点7：点検・評価における客観性、妥当性の確保

本学では、建学の精神「自主自律」に基づき、教育理念、大学及び大学院の目的や教育研究上の目的を定めており、それを踏まえて3つの方針を策定している。大学及び大学院の学位授与方針（以下、「ディプロマポリシー」という）は大学及び大学院の目的や教育研究上の目的に基づき、卒業時に身につけておくべき知識、技能、能力等を定めている。教育課程編成・実施の方針（以下、「カリキュラムポリシー」という）は、ディプロマポリシーで定めた知識、技能、能力等を身につけるために必要な教育課程の編成と実施に関する考え方を定めている。入学者受入れの方針（以下、「アドミッションポリシー」という）は、ディプロマポリシー及びカリキュラムポリシーに基づき、受験生に求める人物像を示している。また、大学及び大学院の3つの方針を定めた上で、学科及び研究科各専攻のディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシーを定めている。3つの方針の策定にあたっては、学長指示のもと、文部科学省のガイドライン（https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/houkoku/1369248.htm）に示されている基本的な考え方を参考に、本学の建学の精神を体現する大学の3つの方針を策定した。また、それを踏まえて、各学科が統一した形式で3つの方針を策定している。大学院は研究科の3つの方針を定め、それを踏まえて専攻ごとに3つの方針を策定している。

本学では、3つの方針に基づいた教育活動を展開し、教育の質の保証・向上を図るため、令和2年度より、「東京家政大学・東京家政大学短期大学部における内部質保証の方針・手続」に従い、「東京家政大学・東京家政大学短期大学部自己評価委員会規程」に示した組織体制のもとで、内部質保証活動を実施している。（根拠資料 2-1、根拠資料 2-3【ウェブ】）

本学の自己点検・評価は、公益財団法人大学基準協会の定める大学基準に沿って実施しており、内部質保証に責任を負う組織である「自己評価委員会」の下に置いた7つの部会が、10の大学基準と教職課程を分担して、それぞれの基準、課程について点検・評価し、

自己点検・評価活動を推進している。点検・評価にあたっては、全学的な組織から学部・研究科・関連部署等に至るまで本学独自のワークシートである「点検・評価活動シート」「点検・評価フィードバックシート」を活用して、PDCA サイクルを回している。（根拠資料 2-5、根拠資料 2-6）

自己点検・評価の具体的な活動の流れは次のとおりである。年度初めに内部質保証を担当する副学長（自己評価委員会委員長）と自己評価委員会の事務局で点検・評価の活動方針を策定し、「自己評価委員会」の承認を経て、各部会へ伝達する。これを受けて、部会は各学部・研究科に設置する「自己評価実施委員会」及び関連部署等に自己点検・評価を指示する。学部・研究科・関連部署は諸活動に係る自己点検・評価を行い、改善すべき課題を明らかにし、その結果を「点検・評価活動シート」にまとめ、部会に報告する。（根拠資料 2-7）

部会は、「自己評価実施委員会」及び関連部署等の点検・評価の結果をとりまとめ、担当基準の点検・評価を行い、その結果を報告書としてまとめるとともに、「点検・評価フィードバックシート」へ記入し、内部質保証に責任を負う組織である「自己評価委員会」に報告している。自己点検・評価活動の適切な実施にあたっては、「自己評価委員会」において各部会から活動の中間報告と最終報告の機会を設け、確認している。ただし、令和 5 年度は、令和 6 年度の大学認証評価受審準備のため、例年よりもスケジュールを前倒ししたため、中間報告の機会を設けていない。

「自己評価委員会」は、部会の点検・評価の結果をもとに、全学的な視点から活動の適切性を点検・評価して、その結果を「点検・評価フィードバックシート」で示している。

（根拠資料 2-8）全体の活動内容及び点検・評価結果を自己評価委員会事務局が『自己点検・評価報告書』としてとりまとめている。『自己点検・評価報告書』は、「自己評価委員会」へ付議した後、学長に報告している。

令和 3 年度までは「自己評価委員会」による評価体制が十分ではなく活動結果の検証に至っていなかったが、「自己評価委員会」によるフィードバックを十分機能させるために、令和 4 年度から自己評価委員一人ひとりに評価基準を割り当て、その評価結果を当該委員会で審議してフィードバックする体制を整えた。（根拠資料 2-9）

「自己評価委員会」による評価に加え、学長は外部評価委員会に、『自己点検・評価報告書』をもとに本学の現状の評価を依頼している。外部評価委員からの指摘事項については、優先的に対応すべき事項を学長と自己評価委員長で検討し、関連部署へ改善を求め、次年度以降の改革・改善につなげている。（根拠資料 2-10、根拠資料 2-11）

なお、『自己点検・評価報告書』は教授会に報告した後、グループウェアで公開し、全教職員が本学の現状を共通理解できるようにしている。また、ホームページにおいても公開している。（根拠資料 2-12【ウェブ】）

自己点検・評価活動を円滑に推進するための工夫として、自己評価委員会事務局が『自己点検・評価活動アニュアル』を作成して関係者に配付しており、全学的に自己点検・評価活動が浸透するよう努めている。（根拠資料 2-13）また、令和 5 年度は「理念・目的（基準 1）」「教員・教員組織（基準 6）」の考え方について、自己評価委員会事務局の主催で令和 5 年 4 月に学部長、研究科長を対象とした説明会を実施した。

教職課程に関する点検・評価については、教育職員免許法施行規則の改正を受けて、令和4年度から3年に1回、自己点検・評価を行うこととしている。点検・評価にあたっては、教職課程を単独で実施するのではなく、「自己評価委員会」を中心とした大学の内部質保証システムの枠組みの中に組み込んだ制度設計としており、令和2年3月に「東京家政大学・東京家政大学短期大学部自己評価委員会規程」を改正した際、部会の一つとして「教員養成部会」を置くこととした。また、自己点検・評価の指針として、本学では、全国私立大学教職課程協会が令和3年10月（令和4年1月一部修正）に示した「教職課程自己点検評価基準」に基づいて自己点検・評価を行うこととしている。なお、改正された教育職員免許法施行規則では、教職課程の質保証の責任を負う組織等を明確にすることも求められていたことから、本学に平成21年から設置していた「教員養成教育推進室」を令和3年度から「教職センター」へと改組した。自己点検・評価初年度の令和4年度については、6月に教職課程を有する学部長に対して、各学部で自己点検・評価を行い、9月末までにワークシートを提出するよう依頼した。その結果を踏まえて、教職センターにおいて自己評価報告書案をまとめ、「教員養成部会」において審議し、『教職課程自己評価報告書』をまとめている。（根拠資料 2-14【ウェブ】）

認証評価機関からの指摘事項については、「自己評価委員会」において、改善状況を確認している。平成29年度の大学基準協会による機関別認証評価結果において7つの努力課題を指摘された。本学ではこの指摘事項を真摯に受け止め、令和2年度第3回自己評価委員会において改善状況の進捗状況の説明があり、大学基準協会への提出期限までに改善報告書をまとめることを確認した。令和3年度に改善報告書を大学基準協会へ提出し、再度の改善経過報告は求められていない。（根拠資料 2-15）また、平成30年度に健康科学部にリハビリテーション学科、令和4年度に栄養学部、令和5年度に児童学部を設置し、平成30年度に子ども支援学科の収容定員を変更、令和5年度に児童教育学科、服飾美術学科、環境教育学科、造形表現学科、英語コミュニケーション学科、心理カウンセリング学科、教育福祉学科の収容定員を変更したが、その設置に係る設置認可申請書・設置届出書及び設置計画履行状況報告書はホームページで公開している。（根拠資料 2-16【ウェブ】）

点検・評価における客観性、妥当性については、各基準の自己点検・評価に責任を負う部会の委員を専門分野や職責等において偏りない者が務めること、各部会から報告された点検・評価の結果を「自己評価委員会」で客観的に精査した上で報告書としてまとめ、学長、理事会による確認を経て社会に向けて公表することで確保している。さらに、「自己評価委員会」で議決した『自己点検・評価報告書』に基づき、機関別認証評価、「外部評価委員会」によって、学外からの客観的な評価を受ける仕組みも設けている。

以上のことから、PDCAサイクルを適切に回すことによって、教育の質の向上を図る上で重要な改善課題を明らかにすることができ、本学の内部質保証システムは有効に機能していると言える。ただし、令和4年度までは一部の基準についてのみの実施で、令和5年度に初めて全ての基準で実施したが、今後も継続して点検・評価結果をもとに改善・向上へ取り組む必要があると考えている。

新型コロナウイルス感染症拡大への対応としては、授業内容を担保できるような体制として、ワーキンググループ「オンライン授業実施のための対策チーム」を発足し検討を行った。その後、教育支援システム manaba、動画、クラウドストレージ Google Drive、

オンライン会議システム Webex 等を活用した正課授業運営、及び正課外の教育活動を推進するため、学修支援システム manaba 上にメディア授業支援用のコースを教職員向け、学生向けにそれぞれ設置し、各システムに関する情報技術向上を目的とした利用マニュアル、活用方法を掲載した。また、マニュアルだけでは理解を深めることが難しい教職員、学生向けにメディア授業支援サポート窓口を設置し問合せ対応を行った。

2.1.4. 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点 1：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表

評価の視点 2：公表する情報の正確性、信頼性

評価の視点 3：公表する情報の適切な更新

本学では社会に対する説明責任を果たすため、学校教育法施行規則第 172 条の 2 に基づいた情報等をホームページで公表している。教育研究活動、財務、その他の諸活動の状況は「情報の公開」のページで、自己点検・評価活動については「自己点検・評価活動」のページで、同様に教職課程の自己点検・評価に関しては「教員養成ポリシーと質保証・情報公開」のページで公表している。（根拠資料 2-17【ウェブ】、根拠資料 2-12【ウェブ】、根拠資料 2-14【ウェブ】）

教育研究活動の状況の公表については、教育研究上の基礎的な情報、修学上の情報、その他教育研究上の情報に関連した事項を公表している。そのほか、研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）に基づき、本学の公的研究費の管理・監査についての取組みを公表し、公的資金の不正使用防止に努めている。また、オンラインシラバスを通じて、科目の担当者、授業概要、到達目標、授業計画、成績評価方法等の情報を含む全科目のシラバスを公開している。

自己点検・評価結果については、これまで認証評価受審時の『自己点検・評価報告書』のみをホームページで公表していたが、外部評価を受審した、令和 3 年度及び令和 4 年度の『自己点検・評価報告書』も公表するなど、今後は毎年公表していくことを目標としている。（根拠資料 2-12【ウェブ】）教職課程に関する自己点検・評価結果については、教育職員免許法施行規則の改正に伴い、令和 4 年度に実施した自己点検・評価活動について、『教職課程自己評価報告書』にまとめて、ホームページで公表した。（根拠資料 2-14【ウェブ】）

公表する情報は、更新時期を定めており、所管部署や会議体において審議した上で公表を行うことで、情報の正確性、信頼性を確保している。また、学外への情報発信を適切に行うため、コンテンツの見やすさと本学の特徴を数字で表すことをコンセプトの一つとして、平成 31 年 4 月 1 日に大学ホームページをリニューアルしており、広く社会一般への積極的な情報公開に努めている。

以上のように、本学で公表する情報の妥当性は学校教育法に基づき、適切に公表しており、社会に対する説明責任を果たしているといえる。

2.1.5. 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：全学的なPDCAサイクル等の適切性、有効性の定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価における適切な根拠（資料、情報）の使用

評価の視点3：点検・評価結果に基づく改善・向上

内部質保証システムの適切性については、令和元年度の内部質保証体制と自己点検・評価体制の見直しの際に、その適切性を点検・評価し、改善点を明らかにした。その改善点を踏まえて、令和2年度に「自己評価委員会規程」を改正して内部質保証の体制を再構築している。

新たな体制では、「自己評価委員会」の下に置いている7つの部会の一つである基幹部会が内部質保証システムの適切性を点検・評価し、その結果を「自己評価委員会」に報告している。「自己評価委員会」は、その報告をもとに内部質保証システムの適切性・有効性を検証している。しかし、本学独自のワークシートを活用した自己点検・評価活動は、令和4年度までは一部の基準についてのみ実施しており、令和5年度に初めて全ての基準で実施した。そのため、令和2年度に再構築した、内部質保証システムを稼働させているものの、その適切性について定期的に点検・評価を行うには至っていなかった。これを受けて、令和5年度に内部質保証システムの適切性を点検・評価するため、令和6年1月に部会長と自己評価委員会事務局で本学の現システムについての意見交換会を実施し、部会長の率直な意見を聞くことができた。（根拠資料2-18）

そのほか、令和4年4月1日に「東京家政大学・東京家政大学短期大学部外部評価規程」を制定し、学外の有識者による外部評価を取り入れた。委員として、他大学の教員2名、行政関係者2名、緑窓会（同窓会組織）から1名、高等学校教諭1名の計6名に外部評価委員を委嘱している。令和4年度は「教育課程・学習成果」「学生支援」に関して、令和5年度は「教育課程・学習成果」に関する自己点検・評価活動の外部評価を実施した。外部評価委員からの指摘事項については、優先的に対応すべき事項を学長と自己評価委員長で検討し、関連部署へ改善を求め、次年度以降の改革・改善につなげている。（根拠資料2-10、根拠資料2-11）

以上のように、令和2年度に内部質保証の体制を再構築したものの、その適切性の点検・評価には不十分な点が見られた。しかし、部会長と自己評価委員会事務局との意見交換会を実施するなど、内部質保証システムの改善に向けた取り組みを開始している。また、外部評価の定期的な実施も開始しており、本学の教育研究活動を点検・評価し、継続的な改善につなげていく基盤は整備できているといえる。今後は、より円滑に内部質保証を推進できよう対応を進めていきたい。

2.2. 長所・特色

令和2年度からの「自己評価委員会」を中心とした新たな内部質保証システムでは、内部質保証のための全学的な方針と規程のもと、全学的な組織から学部・研究科・関連部署等に至るまで本学独自のワークシートである「点検・評価活動シート」「点検・評価フィードバックシート」を活用してPDCAを可視化し、自己点検・評価を実施する体制を整えて

いる。「点検・評価活動シート」を記入する際は根拠資料も確認し、活動の中間報告と最終報告など複数回の報告の機会を設けることにより、自己点検・評価の実質化を図っている。

また、毎年度の自己点検・評価活動については、自己評価委員会事務局が『自己点検・評価活動アニュアル』を作成して配付することで、本学の自己点検・評価活動が全学的に浸透するよう努めている。

以上のように、本学に適した方法で自己点検・評価活動を推進できるよう取り組んでいる。すでにワークシートの見直し等も行っているが、今後は内部質保証システムをより機能させるため工夫していきたい。

2.3. 問題点

平成 29 年度に受審した大学評価において、内部質保証について努力課題の指摘を受けその後の改善報告書検討結果では概評において、「2019（令和元）年度に内部質保証検討特別委員会を設置し、内部質保証システムの見直しを行い、自己点検・評価の仕組みの改善を図った。また大学評価の基準ごとに 2020（令和 2）年度から 2023（令和 5）年度までの自己点検・評価の実実施計画を立てており、計画に基づき一部の基準についてはすでに実施している。しかし、点検・評価の結果をもとにした改善・向上に向けた取り組みは依然として行われていないため、改善が望まれる。」と示された。これを受けて、本学では令和 2 年度に再構築した内部質保証システムのもと、自己点検・評価活動とその結果をもとにした改善・向上に向けた取り組みを開始し、令和 5 年度で 4 年となる。内部質保証システムの適切性は基幹部会が点検・評価し、その結果を「自己評価委員会」に報告している。

「自己評価委員会」は、その報告をもとに内部質保証システムの適切性・有効性を検証している。しかし、自己点検・評価は予め定めたスケジュールに従い、令和 4 年度までは一部の基準についてのみ実施し、令和 5 年度に初めて全ての基準で実施したことから、内部質保証システムそのものの適切性の点検・評価は不十分な点がある。

令和 4 年度からは外部評価の定期的な実施を通じて客観的な立場から評価を受ける体制を整えている。また、令和 5 年度には部会長と自己評価委員会事務局との意見交換会を実施するなど、内部質保証システムの改善に向けた取り組みを開始し、今後も内部質保証システムの検証と改善に取り組むことで着実な推進に努めていきたい。

2.4. 全体のまとめ

本学の内部質保証システムについては、「東京家政大学・東京家政大学短期大学部自己評価委員会規程」を制定し、「東京家政大学・東京家政大学短期大学部における内部質保証の方針・手続」の明示を以て、「自己評価委員会」を内部質保証の推進に責任を負う組織とした全学的な体制を整えており、学部・研究科等の内部質保証システムの概要は「内部質保証組織関係図」で俯瞰することができる。

実際の運用については、本学独自のワークシートを用いて自己点検・評価活動を行っており、活動に対するフィードバックも同シートを活用することで、十分に機能させている。また、令和 4 年度から定期的に外部評価を実施することで客観性の担保にも努めており、本学における内部質保証システムは概ね適切に機能していると言える。

今後は、これまでの経験を踏まえ、より有効性の高い内部質保証システムとなるよう、その適切性について定期的に点検・評価するとともに、全学的な自己点検・評価活動とその結果をもとにした改善・向上の取組みを継続していく。

第3章 教育研究組織

3.1. 現状説明

3.1.1. 大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1：大学の理念・目的と学部（学科又は課程）構成及び研究科（研究科又は専攻）構成との適合性

評価の視点2：大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性

評価の視点3：教職課程等を置く場合における全学的な実施組織の適切性

評価の視点4：教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

本学は、1881（明治14）年に裁縫を教授できる智徳の優れた女性教員を育成するために設立された和洋裁縫伝習所が始まりである。1949（昭和24）年に東京家政大学家政学部生活科学科児童栄養学専攻、被服科専攻を設置し、その後、学問の動向や社会的要請に応える形で学部・研究科等を設置してきた。本学では、建学の精神である「自主自律」と生活信条である「愛情・勤勉・聡明」を教育理念とし、この理念に向かって歩み実践できる人材を育成することを目的とし、その実現に必要な学部・学科・研究科及び附置施設等の教育研究上の組織を編成している。

(1) 学部・研究科

本学は、板橋キャンパスに4学部1研究科、狭山キャンパスに2学部を設置し、教育研究活動を展開している。各学部の構成は、家政学部3学科（服飾美術学科、環境教育学科、造形表現学科）、栄養学部2学科（栄養学科、管理栄養学科）、児童学部2学科（児童学科、初等教育学科）、人文学部3学科（英語コミュニケーション学科、心理カウンセリング学科、教育福祉学科）、健康科学部2学科（看護学科、リハビリテーション学科）、子ども支援学部1学科（子ども支援学科）である。また、研究科（人間生活学総合研究科）には、博士後期課程1専攻（人間生活学専攻）、修士課程6専攻（児童学児童教育学専攻、健康栄養学専攻、造形学専攻、英語・英語教育研究専攻、臨床心理学専攻、教育福祉学専攻）を設置している。

各学部・学科、研究科・専攻については、「東京家政大学学則」「東京家政大学大学院学則」に教育研究上の目的を規定し、本学の教育理念・目的を実現するために教育研究活動を推進しており、適切な構成となっている。（大学基礎データ（表1））

(2) 附置研究所、センター等

本学の附置施設については、東京家政大学学則第72条、第76条、第78条に規定している。（根拠資料1-3）図書館、博物館、グローバル教育センター、臨床相談センター、学修・教育開発センター、かせい森のクリニック、ヒューマンライフ支援機構があり、ヒュ

ーマンライフ支援機構は生活科学研究所、女性未来研究所、地域連携推進センター、ヒューマンライフ支援センターから構成している。

図書館は、図書・雑誌・電子資料を収集・提供し、学生・教職員が学習・教育研究活動を効果的に進めることができるよう支援している。(根拠資料 3-1) 博物館は、生活文化に関する資料を収集・保管・展示・調査し、教育研究に寄与することを目的としており、同時に本学学生の博物館実習等の教育の場としても活用している。(根拠資料 3-2) グローバル教育センターは、グローバルマインドと十分な語学力を備え、専門的な知識と技能を生かし、グローバルな世界で活躍できる人材を育成することを目的とし、「グローバルマインド部門」「語学教育部門」「海外研修・留学部門」の 3 部門で活動している。(根拠資料 3-3) 学修・教育開発センターは、学生の学修の充実・向上に資するべく、全学の教育活動の改善に向けて組織的かつ継続的に取り組むことを目的としており、全学的な FD・SD 活動、教育改善のための IR 情報の提供、教育改革推進事業等を行っている。(根拠資料 3-4) 臨床相談センター及びかせい森のクリニックは、地域に開かれた専門的支援(臨床心理相談、小児科・内科領域の専門診察、産後ケア、在宅ケア)を提供する施設であるが、本学学生の実習施設としても重要な役割を果たしている。(根拠資料 3-5、根拠資料 3-6) ヒューマンライフ支援機構は本学の教育研究成果を社会に還元することを目的とし、研究成果の発信に加えて、地域の人々の学び直し支援、地域や企業等の多様なニーズに対応した学生による産学連携・地域連携の推進等を行っている。(根拠資料 3-7)

各施設は、いずれも本学の理念・目的に基づき適切に設置され、それぞれの目的や事業等を規程に定め、これに基づき運営を行っている。

(3) 全学的な実施組織

① 教職センター

本学では健康科学部以外の全学部で教職課程を有している。教職センターは、従来の教員養成教育推進室を改組し、本学の全学的な教職課程の振興・維持・管理・運営及び教職志望者の支援を行うことを主な目的として令和 3 年度に設置した。(根拠資料 3-8) 令和 4 年度より義務化された教職課程の自己点検評価を全国私立大学教職課程協会の評価基準に基づいて実施し、その結果を「東京家政大学・短期大学部教職課程自己評価報告書」にまとめ、妥当であると評価している。(根拠資料 2-14【ウェブ】)

② 共通教育推進部

共通教育推進部は、板橋キャンパスにある 4 学部 10 学科の共通教育を担う実施組織である。社会のグローバル化や科学技術の進展等の激しい変化に対応しうる、統合された知の基盤を得るための教養教育を保証し、これを円滑に管理・遂行することを目的としている。共通教育推進部長、常任委員、運営委員から構成する運営委員会を設け、毎月委員会を開催し、共通教育科目のカリキュラムや担当者等に関する審議を行っている。運営委員会には「自校教育部会」「人間教育科目部会」「情報関連部会」「体育部会」を設置し、部会長を中心に関連科目等に関する検討を行っている。(根拠資料 3-9) また、狭山キャンパスに設置している 2 学部 3 学科を含む全学的な共通教育実施組織の必要性を検討している。

3.1.2. 教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学は、「東京家政大学・東京家政大学短期大学部自己評価委員会規程」を定め、「自己評価委員会」のもとに7つの部会を設けて点検・評価を行っている。（根拠資料 2-1）令和3年度から毎年、点検・評価項目を定めて実施しており、教育研究組織の適切性については令和3年度と令和5年度に実施している。教職課程及びその運営主体である教職センターの点検・評価については、令和4年度を初年度として、3年ごとに定期的に行うこととしている。（根拠資料 2-14【ウェブ】）附置施設の活動については、毎年学園全体で事業計画及び事業報告書を作成し理事会に報告している。（根拠資料 3-10、根拠資料 3-11）

本学では、これまでに多様な分野で活躍する栄養士及び管理栄養士や高度な専門性を有する保育者を輩出することで社会貢献を続けてきたが、大学を取り巻く社会環境の変化、進学希望者の動向、社会的要請等を踏まえ、令和4年度に栄養学部、令和5年度に児童学部が家政学部から独立した。

また、令和4年度には、子ども支援学科の特色である「支援を要する子どもの保育者養成」という点をより明確にするため、子ども学部を子ども支援学部に変更した。

これらは中期計画の一環として行った改組であり、今後も現代社会の大きな課題である「超高齢社会」「予防医学」「食の多様化」「保育食育」「少子化」「多様な背景をもつ子ども一人ひとりの発達の保障」等に対応するため、高度な人材養成を目指している。また、現在、家政学部3学科の改組についても検討を進めている。

3.2. 長所・特色

特になし。

3.3. 問題点

現在の共通教育推進部は、板橋キャンパス4学部10学科の共通教育科目の管理・運営を担う組織であり、狭山キャンパス2学部3学科については、各学科が基礎教養科目を開講して管理・運営を行っている。しかし、社会からは専門分野を超えた汎用的な力が求められており、これに応えるべく、本学の教育理念・目的に基づく全学的な共通教育の検討及び実施組織の設置が課題となっている。そこで、令和5年9月に「全学共通教育検討特別委員会」を発足し、全学的な共通教育に関する検討を開始した。また、これに伴い、円滑な管理・運営を目的とした組織についても検討し、今後はさらなる検討を進め、本学における効果的な全学的な共通教育課程の導入を具体化していく。

3.4. 全体のまとめ

本学は、明治14年に設立された和洋裁縫伝習所を礎として、昭和24年の東京家政大学創立を経て現在に至るまで、建学時の精神に基づく教育研究活動を行っている。大学6学

部 13 学科、大学院 1 研究科博士課程 1 専攻、修士課程 6 専攻を設置している。また、附置施設として、図書館、博物館、グローバル教育センター、学修・教育開発センター、臨床相談センター、かせい森のクリニック、ヒューマンライフ支援機構（生活科学研究所、女性未来研究所、地域連携推進センター、ヒューマンライフ支援センターから構成）があり、それぞれが本学の理念・目的に基づいて事業を実施している。また、全学的な教職課程の実施組織として教職センター、板橋キャンパス 4 学部 10 学科の共通教育を担う組織として共通教育推進部を設置している。

各学部・研究科及び附置施設は、「自己評価委員会」のもとで定期的な点検評価活動を行い、改善・向上を行っている。大学を取り巻く社会環境の変化、進学希望者の動向、社会的要請等を踏まえ、栄養学部及び児童学部の開設や子ども学部から子ども支援学部へ名称変更を行い、現在も家政学部の改組について検討を進めているところである。また、複数の附置施設は地域社会貢献を行うと同時に、本学学生の実習施設として積極的に教育研究活動に寄与している。今後、全学的な共通教育を担う組織体制について検討し、さらなる教育研究組織の充実を進めていく。

第4章 教育課程・学習成果

4.1. 現状説明

4.1.1. 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表

本学では、建学の精神「自主自律」及び生活信条「愛情・勤勉・聡明」に基づく全学のディプロマポリシーについて設定している。

学位授与方針（ディプロマポリシー）

校祖渡邊辰五郎は、女性が経済的に自立することに加え、自らの意志と判断でよりよい社会の形成に貢献できることを目指す「自主自律」を建学の精神として本学の礎となる和洋裁縫伝習所を設立しました。そして、第二次大戦後、東京家政大学の設立に尽力した初期の学長である青木誠四郎は、これからの社会において自主的・自律的に生活していくためには、「愛情・勤勉・聡明」をもたなければならないと生活信条を掲げ、その著『若い女性(ひと)』のなかで「愛情・勤勉・聡明」について次のように述べています。

「愛情」とは「他人の立場に立ってその人の幸福のためにどうしなければならないかを考え、それを包んで他に対すること」である。

「勤勉」とは「他のために自分のために働くこと」である。

「聡明」とは「よく考えられた生活」を創り、営むことである。

こうした歴史を踏まえ、本学では、「自主自律」の生き方ができることを教育目的とし、この教育目的の実現を目指し「愛情・勤勉・聡明」にもとづいた生活を創り、営むことができることを教育目標と定めています。そして、この教育目標の具体的な像として以下に掲げた資質能力を総合的に身につけた学生に対して学位を授与するものとします。

【知識・技能】

社会において、「よく考えられた生活」を自主的・自律的に創り、営むのに必要となる幅広い教養とそれに支えられた自ら学ぶ力を有している。（聡明）

自らの専門領域の知識・技能と研究方法を身につけ、社会においてそれを実践的に生かすことができる。（聡明）

【思考力・判断力・表現力】

他者および自己への愛情をもって、他者の意見や価値観に耳を傾けつつ、自らの考えを再構築する思考力・判断力・表現力を有している。（愛情・勤勉・聡明）

【主体性・多様性・協同性】

他者の幸福と自己の幸福を重ね合わせ、それを踏まえて他者や自己に接することができる。（愛情）

勤勉に「よく考えられた生活」を自主的・自律的に創り、営んでいくことができる。
 (勤勉・聡明)

社会のさまざまな課題に向き合い、すべての人が「よく考えられた生活」を自主的・自律的に創り、営むことができるよりよい社会を協同的に形成することができる。
 (愛情・勤勉・聡明)

これを踏まえて学科ごとにディプロマポリシーを設定している。課程修了にあたって学生が修得することが求められる知識、技能、態度等について、各学科が「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性・多様性・協同性」の各区分に2~3の学習成果を明示し、適切に設定している。例えば、服飾美術学科は以下のとおりである。

知識・技能	<ul style="list-style-type: none"> • 繊維・アパレル産業及び教育の現場で求められる専門的知識・技能を理解し、身につけ、社会において実践的に活かすことができる。 • より良い衣生活を目指して、伝統文化的及び科学的視点を身につけている。 • 中高教諭免許状(家庭)・衣料管理士・学芸員などの資格取得に必要な知識・技能を身につけている。
思考力・判断力・表現力	<ul style="list-style-type: none"> • 学んだ知識・技能をもとに思考し、それを発展させて考察する力を身につけている。 • 学んだ知識・技能をもとに思考した内容を、豊かに表現する力を身につけている。 • 学んだ知識・技能をもとに、より良い衣生活につながる適切な判断力を身につけている。
主体性・多様性・協同性	<ul style="list-style-type: none"> • 自然・社会環境と衣生活の関わりに配慮し、問題提起から解決まで主体的に関わることができる。 • 持続可能な社会を目指して、他者と協同する能力を身につけている。 • 自分の意思を持ちながら、多様な意見や価値観を受容し、変化する社会に貢献する力を身につけている。

また、看護学科では、令和2年度に日本看護学教育評価機構による看護学教育評価での指摘を受け、「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性・多様性・協同性」の区分ごとの学習成果に加え、卒業までに修得する5つの能力(1. 生命の尊厳と人格を尊重した看護の実践力、2. 健康の保持増進と生活の質を維持する看護の実践力、3. 保健医療福祉において多職種間及び地域と協働・連携できる能力、4. 看護の探求心と研究的姿勢、5. 国際的視野から行動する力)を設定している。

これらの学科ディプロマポリシーは、『学生便覧』、ホームページ、大学案内、学部・学科パンフレットにて公表している。(根拠資料 4-1【ウェブ】、根拠資料 1-9、根拠資料 1-10) また、高校生を対象としたオープンキャンパスでの説明や学生募集要項への記載

を通して広く公表している。在学生・保護者等に対しては、入学時のクラス懇談会や新入生対象のフレッシュマンセミナー等でディプロマポリシーに関する説明を行っている。学科の取組みとして、健康科学部看護学科では、各実習のオリエンテーションや在学生オリエンテーションにおいてディプロマポリシーに関する説明を行い、4年間を通して周知を図っている。また、児童学部2学科では、科内会議においてディプロマポリシーを確認し、新任教員を含めた専任教員全員が改めて学科ディプロマポリシーを確認する機会を設けている。

ディプロマポリシーの見直しは、毎年1回(9月)各学科で行っている。「学修・教育開発センター」がディプロマポリシー変更に関する確認依頼を学科へ行き、各学科の科内会議で検討・承認後、変更等があった場合には全学組織である協議会で審議し、その適切性を確認している。(根拠資料3-4、根拠資料4-2)令和4年度の服飾美術学科、環境教育学科、英語コミュニケーション学科、心理カウンセリング学科に続き、令和5年度は教育福祉学科、リハビリテーション学科のディプロマポリシーの見直しを行った。(根拠資料4-3)

研究科では、研究科ディプロマポリシーを設定した上ですべての学位(修士課程6専攻、博士課程1専攻)でディプロマポリシーを設定し、『大学院要覧』や『学生募集要項』、ホームページで各専攻のディプロマポリシーを公表している。(根拠資料4-4、根拠資料4-5、根拠資料4-6【ウェブ】)

研究科ディプロマポリシー

人間生活学総合研究科では、東京家政大学家政学部、栄養学部、児童学部と人文学部での基礎的知識を基盤とし、家政学分野と人文学分野での精深な学識と高度な専門知識を有し、それを基盤に独創的に発展させることができる研究能力と豊かな創造力、応用できる実践力を備えた研究者、教育者、及び専門職業人としての能力を修得し、得られた成果を学会・研究会などで発表し、学位論文、研究成果として明示させたものに、博士(学術)及び修士(家政学)、修士(健康栄養学)、修士(文学)、修士(心理学)、修士(学術)の学位を授与する。

人間生活学専攻(博士課程)ディプロマポリシー、児童学児童教育学専攻(修士課程)ディプロマポリシーの例は以下の通りである。

人間生活学専攻ディプロマポリシー

人間生活学専攻では、自らの専門領域については言うまでもなく、関連分野を含めた広い領域についても大きな関心をもって勉学に努め、人間生活をめぐる心理臨床学、生活科学、社会科学の分野において、総合的、学際的視野にたつ人材の養成を目的とし、以下の学識・能力を有するに至ったものに博士(学術)の学位を授与する。

- ・自らの専門領域について深い学識と理解を有し、研究者・高度専門職業人として自立した活動をすることができる。
- ・新しい課題を解決することができる優れた研究能力を有することが、自らの研究成果によって証明できる。

児童学児童教育学専攻ディプロマポリシー

児童学児童教育学専攻では、現代社会における乳幼児、児童に関する問題を探究する研究者を育成するとともに、保育所、幼稚園、小学校などにおける研究的実践者を養成することを人材育成及び教育研究上の目的とし、以下の学識・能力を有するに至ったものに修士（家政学）の学位を授与する。

- ・乳幼児や児童の問題に広く関心を持ち、知識を深め、創造性豊かな研究を進めることができる。
- ・保育、教育の現場において、乳幼児や児童の幸せや育ちを見据え、研究的実践の創造に寄与できる。
- ・乳幼児や児童をめぐる社会の多様なニーズに対応できる専門性を身につけている。

ディプロマポリシーの見直しは学位（専攻）ごとに行っている。これまでは、変更がある場合は専攻会議、専攻主任会議、研究科委員会で検討していたが、令和5年度からは、これに加えて全学的組織である協議会においても審議することとした。（根拠資料4-7）

4.1.2. 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表

- ・教育課程の体系、教育内容
- ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等

評価の視点2：教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性

本学では、大学ディプロマポリシーを踏まえて、以下の通り本学におけるカリキュラムポリシーを設定している。大学のカリキュラムポリシーは、幅広い教養と自ら学ぶ力を育む「共通教育科目（家政学部・栄養学部・児童学部・人文学部）」「基礎教養科目（健康科学部・子ども支援学部）」、各学科の専門領域の知識・技能と研究方法を学習するために実践的な科目を効果的に配置しつつ系統的に構成した「専門教育科目」、資格取得に関する「資格関係科目」を設置し、4年間にわたる学習全体に効果的に寄与する教育課程を編成している。

教育課程編成・実施の方針（カリキュラムポリシー）

【教育課程編成の全体方針】

教育目標である「愛情・勤勉・聡明」にもとづいた生活を創り、営むことができることを目指して、幅広い教養と自ら学ぶ力を育む「共通教育科目」（家政学部・栄養学部・児童学部・人文学部）・「基礎教養科目」（健康科学部・子ども支援学部）、各学科の専門領域の知識・技能と研究方法を学修するために実践的な科目を効果的に配置しつつ系統的に構成した「専門教育科目」、また資格取得に関する「資格関係科目」を設置し、4年間にわたる学修全体に効果的に寄与する教育課程を編成しています。さらに、各々の科目の学修が十分に行われるように、年間48単位のCAP制を設けています。以下、教育内容、教育方法、評価に即して教育課程編成の方針を示します。

【教育内容】

「共通教育科目」・「基礎教養科目」

- ・「愛情・勤勉・聡明」にもとづいた生活を創り、営むことができるための幅広い教養と自ら学ぶ力を育む「共通教育科目」（家政学部・栄養学部・児童学部・人文学部）・「基礎教養科目」（健康科学部・子ども支援学部）を設けています。
- ・「共通教育科目」（家政学部・栄養学部・児童学部・人文学部）は、「コア科目」、「人間教育科目（人間教育基礎科目、人間教育演習科目）」、「人間力育成実践科目」、「言語文化科目」、「情報関連科目」、「体育関連科目」、「教職課程科目」の科目群で編成しています。
- ・「コア科目」には、「スタートアップセミナー自主自律」（1年前期）、「基礎ゼミナール」（1年）、「キャリアデザイン」（主として2年以降）を設けています。「スタートアップセミナー自主自律」では、自主的・自律的な人間として生活していくために必要となる自ら学ぶ力を育むこと、「基礎ゼミナール」、「キャリアデザイン」では、各学科の専門領域と教育目標に応じて段階的にキャリアを形成していくことを目指します
- ・「基礎教養科目」（健康科学部）は、「コア科目」、「人間と社会・文化」、「人間と自然」、「人間と情報」、「人間と言語」の5分野で編成しています。「コア科目」には、「スタートアップセミナー自主自律」（1年前期）、「キャリアデザイン」（1年～4年）を設けています。「スタートアップセミナー自主自律」では、自主的・自律的な人間として生活していくために必要となる自ら学ぶ力を育むこと、「キャリアデザイン」では、専門領域について段階的にキャリアを形成していくことを目指します。
- ・「基礎教養科目」（子ども支援学部）は、「コア科目」、「人間と社会・文化」、「人間と自然」、「人間と情報」、「人間と言語」、「人間と健康」の6分野で編成しています。「コア科目」には、「スタートアップセミナー自主自律」（1年前期）、「キャリアデザイン」（1年～4年）を設けています。「スタートアップセミナー自主自律」では、自主的・自律的な人間として生活していくために必要となる自ら学ぶ力を育むこと、「キャリアデザイン」では、専門領域について段階的にキャリアを形成していくことを目指します。

「専門教育科目」

- ・各学科の専門領域に必須となる知識・技能を系統的に学修できる講義科目と、演習科目、実験科目、実習科目といった本学の特徴をなす実践的な科目を効果的に配置し、基礎的・概説的な科目から各論的・応用的な科目へと進むことができる系統性を担保しつつ、当該領域に必要な不可欠な知識・技能・態度を培い、研究方法を身につけることができる教育課程を編成しています。

「資格関係科目」

- ・各学科の専門領域に応じた免許・資格を取得するのに必要不可欠な科目群で編成しています。

「教育方法」

- ・学生が主体的・能動的・協同的に学修に取り組むことができるように、学生同士が協力して課題に向き合う機会を効果的に取り入れます。

- ・主体的・能動的・協同的な学修を促すような ICT など活用した教材開発、教育方法の改善に取り組みます。その際には、学生による授業アンケート、学生との授業に関する意見交換、教員相互のチェック等を積極的に活用します。
- ・学生が主体的・能動的・協同的に学修に取り組む見通しをもつことができるように、シラバスにおいて授業回ごとの授業外学修の明示、授業計画の精細化を図るとともに、教員相互のチェック等によってその水準を担保し、その情報を積極的に公表します。

「評価」

- ・上記の【教育内容】で示した科目について各学科が設定する所定の単位を修得したことをもって本学の教育目標を達成したと判断し、学位を授与するものとします。
- ・各科目の学修成果については以下の基準で評価を行います。
 - 秀：完全でないしはほぼ完全に到達目標を達成している。100点法では90点以上に該当
 - 優：若干不十分な点は認められるものの、到達目標を達成している。100点法では80点～89点に該当
 - 良：不十分な点は認められるものの、到達目標を達成している。100点法では70点～79点に該当
 - 可：到達目標の最低限を達成している。100点法では60～69点に該当
 - 不可：到達目標を達成していない。100点法では59点以下に該当
- ・ディプロマポリシーに示した教育目標を達成するために、毎年度、学生自身が自己目標を設定したうえで学修を進め、その成果としての各科目の評価および総体としてのGPAをもとに自己評価を行い、それに対する各学科の担当教員のコメントによって学修成果のアセスメントを行います。
- ・ディプロマポリシーで示した教育目標を達成するために教育課程が妥当に編成されているかを毎年度検証し、必要に応じて改善していきます。

大学カリキュラムポリシーを踏まえて各学科のカリキュラムポリシーを設定しており、最初に「教育課程編成の全体方針」を述べた上で、「教育内容」「教育方法」「評価」の3つの区分から構成している。「教育内容」は学科ごとに設定しており、「教育方法」及び「評価」については、大学カリキュラムポリシーに準拠する学科もしくは大学カリキュラムポリシーを踏まえた上で学科独自の設定を行っている学科がある。前者の例として服飾美術学科、後者の例として児童学科について以下に示す。

服飾美術学科カリキュラムポリシー

教育課程編成の全体方針	現代における衣生活環境は大きく変化しています。時代のニーズに合った服飾美術に関する幅広い知識と技術を修得させるとともに、目的意識をもって社会に貢献できる人材を育成するために、以下に教育課程の内容を示します。
教育内容	<p>「初年次教育」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・服飾分野の基礎を総合的に学修できるよう、造形・デザイン・文化・科学にわたる幅広い領域の科目を設けています。

	<ul style="list-style-type: none"> ・1年次の「基礎ゼミナール」（必修）では、大学の学びにスムーズに入り、意欲をもって大学生活を送ることと、現代の社会人に必要な基礎的な知識とスタディスキルを学ぶことを目的とします。 <p>「専門教育科目」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育内容の理解を深め、学修を確かなものにするために、講義に加えて多様な演習科目、実験科目、実習科目をバランスよく設けています。 ・持続可能な社会を意識し、新たな時代のニーズに対応した衣生活を考える学修機会を用意しています。 ・3年次に「専門ゼミⅠ」（必修）をおき、学生各自の方向性を意識した能動的・共同的な学修を少人数で行います。 ・4年次の「卒業研究」・「専門ゼミⅡ」は選択とし、学生のニーズに合わせた行き届いた学修指導の場とします。 <p>「資格関連科目」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会に出て役立つ資格として教職課程 中学1種（家庭）・高校1種（家庭）、衣料管理士課程 1級・2級、学芸員資格を設け、1年次より段階的に関連科目を配置しています。
教育方法	大学に準拠する。
評価	大学に準拠する。

児童学科カリキュラムポリシー

教育課程編成の全体方針	<p>児童学の学修を学びの柱とし、幼稚園教諭一種免許及び保育士資格の取得に向け、保育者に必要とされる知識や技術、実践力や態度を高める学修内容を提供します。そのための「専門教育科目」を、「学科・専攻基礎科目」、「基礎科目」、「基礎選択科目」、「保育理論科目」、「保育実践科目」、「児童学研究科目」（児童学専攻）、「育児支援研究科目」（育児支援専攻）、「総合研究科目」、「実習科目」から構成し、「共通教育科目」、「教職課程科目」にも免許・資格関連科目を配置しています。</p>
教育内容	<p>児童学の学修を基本として、幼稚園教諭一種免許及び保育士資格の取得に向けた必修・選択科目を系統的に配置しています。児童学科の教育内容は、以下のような特徴を持っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童学探究のための科目として、1年次に「児童学総論」と「基礎ゼミナール」、2年次に「児童学研究法」、3年次に「ゼミナールⅠ」、4年次に「ゼミナールⅡ」と「卒業研究」を配置しました。 ・1年次の科目として児童学専攻には「自校附属園実習」を、育児支援専攻には「学内育児支援施設実習」を置き、免許・資格にかかわるすべての科目を、実際の子どもの姿と照らし合わせながら学ぶことができるようにしました。 ・各専攻の専門性を高める科目を、2～4年次に配置しました。

	<p>[児童学専攻]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童学や保育実践の学修において、子どもをより広くそして深く理解することが必須であることから、「子ども理解研究」という科目を3年次前期に設置しました。また、児童学の学びを深めるための卒業選択必修科目として、「児童学特別演習」を3年次後期に、「児童学特別講義」を4年次前期に設置しました。 <p>[育児支援専攻]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様化する子育てにあって、育児支援に必要な理論と子どもにも子育てする側にも寄り添うことができる実践力を身に付けるために、「育児支援実習」を2年通年科目として、「育児支援研究」を3年次後期科目として配置しました。また、育児支援についての学びを深めるため、卒業選択必修科目として「育児支援特別演習」を3年次後期に、「育児支援特別講義」を4年次前期に設置しました。 ・初年次教育（「スタートアップセミナー自主自律」や「基礎ゼミナール」）においては、他者と出会い、他者を知り、その結果として自らを知ることがを重視したグループワークを行います。その中で、大学での学び方を知り、大学生活への適応を高めます。 ・キャリア教育については、共通教育科目（コア科目）として3年次に開講される「キャリアデザイン」を基礎にして、4年次に開講される「教職・保育実践演習」や「保育キャリア支援演習」などで学びを深めます。 ・修得する単位に見合った学修の量・質を保つため、様々な授業外学修を提供します。個人学習としては、e-learning 課題の提供、協同学習としては、ラーニングコモンズを活用したグループワーク課題の提供などを行います。
教育方法	<ul style="list-style-type: none"> ・学生の主体的で能動的な学修を促すため、保育内容関連の科目を中心として、人やものに触れる体験的な授業内容を多く提供します。 ・学生が協同的な学修を行うために、研究発表や製作活動などを含んだ授業内容を提供します。議論することによって考える力を、発表することによって発信する力を高めます。 ・教育方法を向上するために、授業アンケートなどにおける学生の声を分析し、児童学科の組織的な取り組みとして、授業内容や方法の改善を工夫します。
評価	<ul style="list-style-type: none"> ・児童学科のディプロマ・ポリシーを達成するため、各科目において、様々な評価課題の中から最適なものを選び、妥当な評価基準で、学生の資質や能力の成長を把握し、成績の評価を行います。また、その評価をもとに、学生自身の自己評価の機会を提供し、学生の学修の改善をはかります。

学科のカリキュラムポリシーとディプロマポリシーの間には強い連関性をもたせている。具体的には、大学レベル、各学科レベルで学習成果をディプロマポリシーに定義し、各学習成果を達成するためのカリキュラムポリシーを設定している。また、カリキュラムチェックリストを定めて各学習成果と授業科目との対応を体系的に示し、カリキュラムポリシーとディプロマポリシーの連関性を可視化している。(根拠資料 4-8【ウェブ】) これらの各学科カリキュラムポリシーは、『学生便覧』及びホームページにて公表している。(根拠資料 4-1【ウェブ】)、根拠資料 1-10)

学科のカリキュラムポリシーの見直しは、毎年 1 回(9 月)各学科で行っている。「学修・教育センター」がカリキュラムポリシー変更に関する確認依頼を学科へ行い、各学科の科内会議で検討・承認後、変更等があった場合には全学組織である協議会で審議し、その適切性を確認している。(根拠資料 3-4、根拠資料 4-2) 令和 4 年度の服飾美術学科、環境教育学科、英語コミュニケーション学科、心理カウンセリング学科に続き、令和 5 年度は教育福祉学科、リハビリテーション学科で見直しを行った。(根拠資料 4-3)

研究科では、研究科における教育課程編成の全体方針を設定した上ですべての学位でカリキュラムポリシーを設定し、ディプロマポリシーとの連関性をもたせている。カリキュラムポリシーは、『大学院要覧』及びホームページにて公表している。(根拠資料 4-4、根拠資料 4-6【ウェブ】)

研究科カリキュラムポリシー

大学院のカリキュラムは、大学院生が学位授与規程に相応しい能力を身につけられる学修・研究ができるために、コースワークとリサーチワークの観点から構成されている。

コースワークの特徴としては、新入生フレッシュマンセミナーにおいて各教科の授業の概要を説明し、懇談する機会を設けている。またフレッシュマンセミナーの実質化のため、大学院の教育・研究環境の特徴と大学院での学修、研修、フィールドワーク、充実した実りある大学院生活を送るための心構え、研究へのアプローチ法などをテーマとした、数名の教授と研究科長によるレクチャーが行われている。大学院共通科目として大学院に必須の基礎学力を教授する「アカデミック・ライティング」「論文作成のための統計解析入門」「プレゼンテーション論」を設け、単位認定後も大学院修了まで相談に応じている。大学院においては、視野の広い精深な学識を得るために専攻分野を超えて 8 単位まで他専攻の授業科目を履修できるようにしている。カリキュラム構成は全体として、特論(講義)、演習、実験・実習の構成となっており、理論的にも実証的・体験的にも学修できるようになっている。さらに新たな発展が期待できる分野においても、講義科目として開講し、社会の負託に応えられるよう多様な人材育成に対応している。科目の履修については研究指導者が相談に応じ、リサーチ活動と関連した適切な指導を受けることができる。

リサーチワークの特徴としては、入学試験時に研究計画書の提出を求め、面接試験で大学院での研究の抱負を尋ね、質疑する。入学後には、指導教員のもと、詳細な研究計画をたてた上で研究論文題目を提出している。また、論文中間発表においては、研究活動および成果の経過を多くの教員の前で発表し、プレゼンテーション技術と研

究内容を深めると共に多様な視点からの批判を受け、指導教員の指導のもと、独善的・独りよがりの研究に陥らぬよう改善・修正できる。研究経過の中で論文題目の変更が必要となった場合は、専攻会議、専攻主任会議での審議を経て研究科委員会で承認し、適切な論文内容とそれを表す論文題目となるよう指導教員がサポートしている。リサーチは、結果を出して終わるのではなく、結果を発表し批判を受けて完成させていくものであり、本大学院は、プレゼンテーションの意義を高めるため学会などの外部での発表経験を重視しており、研究助成制度として必要経費の助成をしている。特別研究指導者には副指導者を認め、複数指導者による研究論文の充実にも努めている。研究機器や研究環境が学内で不十分となった場合は、研究科委員会で承認を受けた後、学外でのリサーチワークとして外部の研究所や研究機関で機器の借用及び個別の研究指導が受けられるようになっている。学位論文の審査においては、複数の副査を置き、予備審査を含む十分な審査期間のもと論文の構成と正確な文章表現なども含めて厳正に確認を行い、発表と質疑応答ならびに口頭試問で審査し、研究科全体の研究科委員会で可否を決定する。

本研究科修士課程は、コースワーク、リサーチワーク共に含めて、修業年限 2 年に限定せず、就業年限 3 年と 4 年の長期履修制度を設けている。また、博士課程は論文の学会誌掲載年限を考慮して、課程修了後 1 年間の学位授与審査の猶予を設けている。また、出産育児のために学業の継続が困難となった場合は、育児休学制度を設けている。

人間生活学専攻（博士課程）カリキュラムポリシー、児童学児童教育学専攻（修士課程）カリキュラムポリシーの例は以下の通りである。

人間生活学専攻カリキュラムポリシー

人間生活学専攻の教育目標を達成するため、以下の方針に基づき教育課程を編成し実施する。

- ・修士課程における教育の成果をふまえ、それを一層高度化、深化させるのみならず、広く人間生活を総合科学として捉えることのできる能力の涵養を目的とし、講義、実験などを通じて教育・研究指導を行う。

児童教育学専攻カリキュラムポリシー

児童学児童教育学専攻の教育目標を達成するため、以下の方針に基づき教育課程を編成し実施する。

- ・「保育学」「保育実践学」「育児支援学」「子ども臨床学」「教育実践学」「学校教育学」の 6 つの区分から幅広く学ぶことにより、深い識見と広い視点にたつて児童学、児童教育学の研究をすることができる力を育成するとともに、児童に関わる様々な分野で応用可能な知識を身につける。
- ・児童学、児童教育学の研究分野から、自分の専攻分野を選び、とくに「特別指導」を通して、その分野における研究の計画を作成し、研究をまとめていけるように充実した研究指導を行う。

- ・学校教育の場で、より高度な専門性をもって、幼児及び児童の教育を行うことができる能力と技術を身につけるために、幼稚園教諭専修免許と小学校教諭専修免許を取得するための科目を開設する。

これまでは、変更がある場合は専攻会議、専攻主任会議、研究科委員会で検討していたが、令和5年度からは、これに加えて全学的組織である協議会においても審議することとした。（根拠資料 4-7）

4.1.3. 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

評価の視点1：各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置

- ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性
- ・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮
- ・授業期間の適切な設定
- ・個々の授業科目の内容及び方法
- ・授業科目の位置づけ（必修、選択等）
- ・各学位課程にふさわしい教育内容の設定
- ・教養教育と専門教育の適切な配置（【学士】）

評価の視点2：学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

大学カリキュラムポリシーは、最初に「教育課程編成の全体方針」を述べた上で「教育内容」「教育方法」「評価」の各区分から構成している。また、「教育内容」は、本学の生活信条である「愛情・勤勉・聡明」にもとづいた生活を創り、営むことができるための幅広い教養と自ら学ぶ力を育む「共通教育科目」「基礎教養科目」、各学科の専門領域に必須となる知識・技能を系統的に学習できる「専門教育科目」、各学科の専門領域に応じた免許・資格を取得するのに必要不可欠な「資格関係科目」で編成している。これに基づき、全学部・学科で共通の開講科目及び各学科における専門科目において、適切な授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成している。（根拠資料 4-9 【ウェブ】、根拠資料 4-10）

授業期間は、学科の特性を踏まえ板橋キャンパスと狭山キャンパスがそれぞれ設定している。令和5年度は、板橋キャンパスでは4月12日～7月24日を前期授業期間、9月17日～1月22日を後期授業期間とし、狭山キャンパスでは4月8日～7月22日を前期授業期間、9月8日～12月22日を後期授業期間とした。授業期間は異なるものの、いずれも1回100分間の授業を計14回実施するために前期・後期とも14週間を設定し、それ以外に試験・補講期間を1週間設けており（板橋：前期7月25日～7月31日、後期1月23日～2月3日、狭山：前期7月24日～7月29日、後期12月23日～1月12日）、期間の設定は適切に行っている。（根拠資料 4-11）

研究科では、板橋キャンパスと同様の学年暦で授業を開講しており、授業期間は適切に設定。

(1) 全学共通の開講科目

本学では、大学のディプロマポリシー及びカリキュラムポリシーを踏まえ、「スタートアップセミナー自主自律」と「キャリアデザイン」の2科目を全学（学部・学科）共通の必修科目（コア科目）として設置している。これらによって、学生の社会的・職業的自立を図るために必要な基礎能力を育成することを目指している。

「スタートアップセミナー自主自律」は科目名のとおり、建学の精神「自主自律」を身に着けることをねらいとした初年次教育科目である。自主的・自律的な人間として生活していくために必要となる自ら学ぶ力を育むことを目的とし、1年前期に、本学の歴史を学ぶとともにグループによる協同学習を行う。「キャリアデザイン」は主として2年次以降に、各学科の特性に応じて開講される科目である。各学科の専門領域と教育目標に応じて段階的にキャリアを形成していくことを目指している。例えば、服飾美術学科では広く社会・産業界の情勢や一般企業で求められる人材像に関する内容を取り上げ、栄養学科では栄養士や管理栄養士の社会的役割や職場に関する内容を取り上げている。

また、令和4年度より、全学部・学科対象の選択科目として「データサイエンス基礎」を新規開講した。この科目は、「データサイエンス」の視点を活用し、社会における様々な事象を適切に読み解く力を身につけ、答えのない課題解決につながる思考力や解決力を養うことを目指す科目で、本学は令和5年度に数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度「認定教育プログラム（リテラシーレベル）」に採択された。また、専門分野にかかわらず全ての学生がデータサイエンスの基礎知識・スキルを習得することを目指し、令和7年度には全学必修科目とする計画を進めている。（根拠資料4-12）

上記の全学部・学科の共通開講科目以外に、家政学部、栄養学部、児童学部、人文学部では、共通教育科目として「コア科目」「人間教育科目（人間教育基礎科目、人間教育演習科目）」「人間力育成実践科目」「言語文化科目」「情報関連科目」「体育関連科目」「教職課程科目」の科目群を編成している。また、健康科学部では基礎教養科目として「コア科目」「人間と社会・文化」「人間と自然」「人間と情報」「人間と言語」の5分野、子ども支援学部では「コア科目」「人間と社会・文化」「人間と自然」「人間と情報」「人間と言語」「人間と健康」の6分野の科目群を編成している。

また、大学ディプロマポリシーに基づいた全学部・学科に共通の教養教育を充実させるため、令和5年度に「全学共通教育検討特別委員会」を設置し、令和7年度の全学部・学科における全学的な共通教育課程の設置を目指して取組んでいる。これにより、全学部・学科で大学のディプロマポリシー・カリキュラムポリシーと整合した共通教養教育を展開し、汎用的な力と各学科の専門教育による専門性を兼ね備えた人材養成を目標としている。（根拠資料4-13）

(2) 学部・学科・研究科の専門科目

全学部・学科は、カリキュラムポリシーに基づき教育課程を編成している。免許・資格関連科目については、法令規定科目を適切に開設しカリキュラムポリシーとの整合性を図っている。教育課程の編成に当たり順次性への配慮は十分に行われており、基礎から応用・実践・発展的内容へと段階的に学べるよう各年次・開講期に科目を配当している。また、

学習意欲の高い学生は、選択科目を履修することで複数の資格免許を取得できるよう科目を配置している。これらは「カリキュラムツリー」として明示・可視化している。（根拠資料 4-8 【ウェブ】）

教育課程はディプロマポリシー達成のために適切な授業科目から構成され、ディプロマポリシーと各科目の対応は「カリキュラムチェックリストに明示している。ディプロマポリシーを踏まえ、必修科目、選択必修科目、選択科目を適切に設定し、学習内容に応じて講義、演習、実験、実習、実技等の区分を体系的に定めている。さらに、令和 5 年度から一部の学科（環境教育学科、英語コミュニケーション学科）に副専攻制度を導入し、学科の専門分野以外の内容について体系的に学べる仕組みとしている。（根拠資料 1-9）

カリキュラムツリーやカリキュラムチェックリストによるカリキュラム体系の明確化により、学生は入学から卒業までの学習についてイメージしやすくなり、教員は自身の担当科目のカリキュラム上の位置づけや他科目との関連性を明確化できる。これらは、ホームページに公開し、学生・教職員で共有している。また、大学案内冊子『大学で何を学び卒業後どう生きるか』ではカリキュラムツリーとともに、時間割モデルを学年ごとに掲載し、学生にわかりやすく示している。（根拠資料 1-5）さらに科目の難易度や科目分野の関連性をわかりやすく提示するために、令和 6 年度から科目ナンバリングを導入することを決定した。（根拠資料 4-14）

教育課程や授業科目の見直し・改定については、各学科の科内会議で検討・承認後、全学組織である教務委員会、協議会、教授会で審議することで適切性を確認している。令和 4 年度は服飾美術学科、環境教育学科、英語コミュニケーション学科、心理カウンセリング学科、令和 5 年度はリハビリテーション学科で教育課程の改定を行った。また、学部の取り組み事例として、健康科学部及び子ども支援学部では各学科にカリキュラムの検討を行う組織を置き、教育課程、カリキュラムツリー、カリキュラムチェックリストの一体的な見直しや改定に関する検討を行っている。

研究科においても、学位課程（専攻）ごとにカリキュラムポリシーに基づく教育課程を編成し、ディプロマポリシー達成に適切な科目を順次性に配慮して体系的に設置している。また、免許・資格関連科目については法令規定科目を適切に開設し、教育課程の編成に当たり順次性への配慮を十分に行っている。学習意欲の高い学生は、選択科目を履修することで複数の資格免許を取得できるよう科目を配置している。（根拠資料 4-4、根拠資料 4-5、根拠資料 4-9 【ウェブ】）」

4.1.4. 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

評価の視点 1：各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置

- ・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等）
- ・シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等）

- ・授業の内容、方法等を変更する場合における適切なシラバス改訂と学生への周知
- ・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法（教員・学生間や学生同士のコミュニケーション機会の確保、グループ活動の活用等）
- ・学習の進捗と学生の理解度の確認
- ・授業の履修に関する指導、その他効果的な学習のための指導
- ・授業外学習に資する適切なフィードバックや、量的・質的に適当な学習課題の提示
- ・研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施（【修士】【博士】）

(1) 単位の実質化を図るための措置

単位の实質化を図るための措置としては、「大学設置基準」の趣旨に基づき授業時間以外の学習時間を確保する観点から、学部・学科については平成 31 年度より CAP 制を導入し、健康科学部は 48 単位まで、それ以外の学部は前後期各 24 単位まで年間 44 単位まで（GPA3.5 以上の場合、家政学部、栄養学部、人文学部、子ども学部は 48 単位まで、健康科学部は 50 単位まで）を履修登録単位数の上限と設定した。しかし、意欲の高い学生が複数の資格・免許の取得を積極的に目指す場合に、CAP 制によって必要な科目の履修ができないという問題が生じていた。これを踏まえ、令和 4 年度に全学組織である教務委員会を中心に登録単位数の上限について議論し、協議会、教授会の承認を経て、令和 5 年度より全学の履修登録上限単位数を 48 単位（GPA3.5 以上の場合、家政学部、栄養学部、児童学部、人文学部、子ども支援学部は 52 単位まで、健康科学部は 50 単位まで）と改めた。（根拠資料 4-15、根拠資料 4-16）対象となる「GPA3.5 以上の学生」は全学生の上位 2～3%程度であり、高い理解力や学習能力を有し、自律的に学習活動を進めることができると考えられる。したがって、顕著に優秀で意欲の高い学生に対しては、その能力に見合う学習機会と成長の場を積極的に提供することを目的とし、この制度を導入している。なお、対象学生で実際に上限単位数（44 単位）以上の履修登録をした学生数は、令和 3 年度 18 名（2 年生 14 名、3 年生 4 名、4 年生 0 名）、令和 4 年度 19 名（2 年生 17 名、3 年生 2 名、4 年生 0 名）、令和 5 年度 11 名（2 年生 9 名、3 年生 2 名、4 年生 0 名）であった。

メディア授業を含む前期・後期授業期間に開講する全科目について CAP 対象としているが、開講時期が「集中」と設定されている科目については、開講時期が前期・後期授業期間に限定されていないものや複数年次にわたって履修する科目については、CAP 対象外としている。ただし、「集中」授業であっても、前期あるいは後期の授業期間に集中して学習することが想定される科目については、CAP 対象としている。

CAP 制については、『学生便覧』及び『履修ガイド』に記載して学生に周知するとともに、教育課程の編成においては履修登録単位数の上限を考慮し、科目配置が特定の学年・学期に偏らないよう配慮している。（根拠資料 1-9、根拠資料 1-10、根拠資料 4-10）

研究科においては、修士課程は2年間で30単位以上、博士課程は3年間で6単位以上を取得することを定め、1年間の履修登録単位数の上限は設けていない。これについては『大学院要覧』に明記し、学生に周知している。（根拠資料 4-4）

(2) シラバスの内容及び実施

学部・学科では、『講義概要（シラバス）』を全学統一の様式で作成している。（根拠資料 4-9 【ウェブ】）毎年、シラバスの作成方針やスケジュール等について教務委員会及び学修・教育開発委員会で検討し、非常勤講師を含めた全教員に『シラバス作成マニュアル』を提供している。（根拠資料 4-17、根拠資料 4-18）各授業担当者は、このマニュアルに基づきシラバスを作成する。シラバスの記載内容は、以下の通りである。

- (1) 授業の到達目標（ディプロマポリシーとの関連）[必須]
- (2) 授業概要 [必須]
- (3) 授業におけるアクティブな特徴 [任意]
- (4) 対面授業／メディア授業 [必須]
- (5) 授業計画 [必須]
- (6) 授業外学修 予習（事前学修）[必須]
- (7) 授業外学修 復習（事後学修）[必須]
- (8) 評価方法[必須]
- (9) 教科書等[必須]
- (10) 課題に対するフィードバックの方法[必須]
- (11) その他[任意]
- (12) 授業担当者の実務経験の有無[必須]
- (13) 「授業担当者の実務経験の内容」及び「実務経験を活かした授業内容」
[必須（（12）において「実務経験あり」の場合）]

作成された全科目のシラバスに対して、記載内容が適切であるかといった観点から第三者チェックを実施している。（根拠資料 4-17、根拠資料 4-18）また、「授業アンケート」に質問項目を設け授業内容とシラバスの整合性を確認している。シラバスに授業外学修（予習・復習）時間の入力を必須とすることで、授業時間外における学生の学修時間の促進を図っている。（根拠資料 4-19）

研究科においては以下の記載内容でシラバス作成を行い、全科目について第三者チェックを行っている。（根拠資料 4-20）おおむね大学と同様の記載内容であるが、「教科書」や「参考にしてほしい図書」の欄に本学図書館資料検索ページへのリンクを張り、所蔵場所や貸出状況を容易に確認できるよう工夫している。また、「講義の参考となるサイト」という項目を設定して、参考サイトへのリンクを張るなど、授業外学修を効果的に実施できる仕組みを提供している。（根拠資料 4-9 【ウェブ】）

- (1) 授業の到達目標（ディプロマポリシーとの関連）[必須]
- (2) 授業概要 [必須]
- (3) 教育課程内の位置づけ[必須]
- (4) 授業計画 [必須]
- (5) 対面授業／メディア授業 [必須]
- (6) 授業外学修 予習（事前学修）[必須]
- (7) 授業外学修 復習（事後学修）[必須]
- (8) 評価方法[必須]
- (9) 教科書等[任意]
- (10) 教科書備考[任意]
- (11) 参考にしてほしい図書など[任意]
- (12) 参考にしてほしい図書備考[任意]
- (13) 講義の参考となるサイト[任意]
- (14) その他[任意]

(3) 学生の主体的参加を促す授業の工夫

全学部・学科で、学修支援システム **manaba** を全科目に導入している。それにより、**respon**（リアルタイムアンケートシステム）を用いて履修者全員が参加する授業展開が可能となっている。また、授業時間外における質問、小テストの実施、予習・復習課題の提示や提出等をオンライン上で行える環境を整備している。

また、学生の授業への主体的参加のためのアクティブラーニングを積極的に導入している。シラバスには「授業におけるアクティブな特徴」という項目欄に以下の A～K が表示され、各授業でどのようなアクティブラーニングが行われるか履修者にわかるようになっている。

- A：課題解決型学習（PBL）企業、自治体等との連携あり
- B：課題解決型（PBL）連携なし
- C：討議（ディスカッション、ディベート等）
- D：グループワーク
- E：プレゼンテーション
- F：実習、フィールドワーク
- G：双方向授業（ICT活用なし：対話型、リアクションペーパー等）
- H：双方向授業（ICT活用あり：クリッカー、manaba等）
- I：反転授業
- J：外国語のみで行われる授業
- K：オープンな教育リソース（JMOOC・edX・Coursera等）を利用した授業

令和5年度シラバスでは、これらのいずれかに該当する授業は全体の74%であった。（根拠資料4-21）さらに、より質の高いアクティブラーニングを実施するため、毎年学修・教育開発センター主催の研修会を開催している。

教育支援センター学修支援課では、中期計画に基づき、多様なバックグラウンドをもつ者を効果的に教育活動に活用する取組みとして、ゲストスピーカーの活用に関する内規等の整備を進めている。令和4年度から令和5年度にかけて、学科、共通教育推進部、教職センター、グローバル教育センターを対象に、ゲストスピーカー招聘における手続き等についてアンケート調査を実施した。調査結果を踏まえて、令和6年度に内規等の作成を行う予定である。学部のゲストスピーカー活用の取組み事例として、健康科学部では実習施設指導者や健康障害をもつ当事者をゲストスピーカーとして招聘した授業等を行っている。これにより、臨床現場の現状や対象者への理解を促進すると同時に、実習施設との連携強化を図ることで、学生が学内外の学習に主体的に参加できるよう工夫している。心理カウンセリング学科や教育福祉学科においても、障がいをもつ当事者や家族、弁護士等をゲストスピーカーとして招聘し、学生が高い意欲をもって主体的に取り組めるよう工夫している。

また、英語コミュニケーション学科では、自律学習を目指す科目として3年次に「英語ワークショップ」を設置し、個々の課題に沿った学習サポートを実施している。

研究科においても学修支援システムmanabaの導入が進み、コース設定を行っている授業数は令和2年度50件、令和3年度42件、令和4年度50件、令和5年度59件と徐々に活用が増えつつある。令和5年度の授業の導入率は、博士課程及び修士課程の全開講授業数の44%であるものの、コース設定を行っている授業については、学部と同様に、respon（リアルタイムアンケートシステム）を用いた履修者全員が参加する授業展開、授業時間外における質問・小テストの実施、予習・復習課題の提示や提出等をオンライン上で行える環境を整備している。

(4) 授業外で学生の主体的学びを促進する取組み

各学部の特徴を活かし、行事やイベント等を活用した授業外における多様な取組みを行

っている。これにより、学生が大学で習得した知識・スキルを授業外で主体的・実践的に活用する機会を提供し、学びの深化や学習意欲の向上を促進している。

家政学部では、服飾美術学科の学生有志が中心となって、毎年緑苑祭（学園祭）でファッションショー「EVE」を開催している。前年度の3月初旬から約7ヶ月間、学生が主体的に活動し、参加学生が各自の能力や経験に応じて、デザイン、衣裳制作、会場設営、会場運営にあたっている。これらの活動に対して、教員は衣裳製作に関する助言や制作環境の整備などをサポートしている。新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、令和3年度の緑苑祭はオンライン開催としたため、動画による公開を行った。令和4年度は感染対策に配慮したショーの開催を行うなど、制約のある中での開催方法を模索した。令和5年度はLED照明を活用してショーの演出方法についても工夫を行い、計600名程度が来場した。

造形表現学科では、3年次開講の「アートプロジェクト実習」を軸に、アートイベントである「アートキャンプ」を開催している。これには、造形表現学科の他学年及び他学科の学生も自由に参加可能であり、造形表現学科2年次開講の「アートプロジェクト論」を履修した学生が主体となって約7ヶ月間の活動を行う。当日は、板橋キャンパス全体を会場と見立て、学生が制作したアートやデザイン作品を展示する。また、参加型ワークショップ、ステージパフォーマンス、ガイドツアーなど学生が企画した各種プログラムが2日間に渡り開催される。令和3、4年度は、新型コロナウイルス感染症による制約の中で、感染防止対策を徹底して開催した。令和5年度は、十条駅前の再開発組合との地域連携や外部作家との共同制作を行った。学生が主体的に特設ホームページやSNSによる情報発信を行い、2日間で延べ625名の参加があった。

人文学部では、緑苑祭で各学科の専門分野に関するテーマを設定し、学生の主体的な企画・運営を支援している。令和5年度は、心理カウンセリング学科では心理学に関する体験ブースとして「ストレス反応チェック」と「レジリエンスの星空」、学校保健に関する体験ブースとして「臓器パネル」と「包帯巻き競争」を設置した。また、学科紹介に関するスライドショーや授業で使用している教科書の展示を行い、積極的に学科の学びを紹介した。学科の学生有志が約4ヶ月間活動して企画概要の検討・準備、当日の運営を行い、教員は、学生リーダーへの助言や学生が協働できるようサポートした。教育福祉学科では、大学近在の地域にある精神保健福祉の事業所との共同事業として、利用者が作った小物の販売、各事業所の紹介や大学での学習内容の展示を行った。4月初旬から10月の緑苑祭までの期間、各事業所との連絡調整、事業所訪問、作業の実施等に学生主体で取り組み、教員は必要に応じて助言等のサポートを行った。特に令和5年度は、学生が福祉施設利用者と一緒に接客業務ができるようシフトの工夫を行った。

子ども支援学部においても、緑苑祭で保育実践能力を身につける学科プログラムを企画し、学生が中心になって子ども向けのアトラクションを企画・運営している。令和5年度は、2年生を中心に1年生がサポート有志として参加し、3グループに分かれて「迷路とクイズ」「縁日」「クラフトと落書きスペース」の企画・運営を行った。1、2年生が合同で活動する形式とすることで他学年との交流の促進を図り、学生主体で企画・運営を行うことで、子ども向けの遊び環境の創造・実施の力を養う機会とした。緑苑祭当日は、各企画に約200組が来場した。

また、子ども支援学部の日常的な取り組みとして、学校法人渡辺学園附置施設である「か

せい森のおうち」及び「かせい森の放課後等デイサービスつくし」と連携し、学生の保育ボランティア活動の活性化を支援している。具体的には、保育園である「かせい森のおうち」で、年間を通じた保育ボランティアに加えて、臨床美術を応用した造形表現プログラム「もりのあーとくらぶ」やリトミックをベースとした音楽プログラム「モリノコリト」を年に複数回実施し、学生が専門分野の学びを活かしながら実際に園児とかかわる機会を設けている。また、特別支援学級・通級指導教室等に在籍している小中学生を対象とした「かせい森の放課後等デイサービスつくし」では、活動準備や指導補助を行うボランティア活動により、障がいをもつ児童生徒とかかわる場を提供している。

研究科では、学外における研究活動の奨励を目的とした「大学院生研究助成制度」を設けている。国内での学会発表は必要経費（参加費、交通費、宿泊費）の全額、海外の場合は全体の50%、国内学会参加は3万円を上限として助成する。遠方で開催される学会等への参加を考慮して、令和6年度から、学会参加の場合の上限金額を5万円と改訂することとした。この制度により、学生の授業外における主体的な研究活動の促進を図っている。令和5年度の利用実績（令和6年1月31日現在）は、学会発表24件、学会参加21件、その他学外での研究活動等は60件であり、博士課程・修士課程の全学生の56%が利用した。（根拠資料4-4）

（5）より効果的な教育を行うための取組み

全学的な取組みとして、必修科目である「英語Ⅰ」「英語Ⅱ」を能力別クラス編成で行い、各学生が自分の英語力に応じたより効果的な教育を受けることができるよう工夫している。また、授業では共通テキストを使用することで、学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための基本的な措置を行っている。学部の取組み事例として、人文学部英語コミュニケーション学科が1年次必修の「Global Communication」と2年次必修の「Intensive English」を習熟度別の少人数授業として開講し、学生一人ひとりが主体的に授業に参加する環境を整えている。

また、本学には、児童学部（初等教育学科）、栄養学部（管理栄養学科）、人文学部（心理カウンセリング学科、教育福祉学科）、健康科学部（看護学科、リハビリテーション学科）など、ディプロマポリシー・カリキュラムポリシーと国家資格取得あるいは教員採用試験合格が密接に関連している学科が複数ある。これらの学部・学科では、国家試験・採用試験に対する様々なサポートを行っている。教員等の日常的な学習アドバイスに加え、学部・学科独自の試験対策講座、学内での模擬試験、関連講座を実施している。また、学科教育強化費でテキスト・資料等を購入するなど、学生が自主学習するための環境を整えている。

さらに本学は、大学附置施設の「博物館」「臨床相談センター」「かせい森のクリニック」「ヒューマンライフ支援センター森のサロン」に加え、学園施設である「認定こども園附属みどりヶ丘幼稚園」「ナースリールーム（事業所内保育所）」「かせい森のおうち」「かせい森の放課後等デイサービスつくし」「児童発達支援事業所わかくさ」等、地域に開かれた施設を複数有している。学生はこれらの施設で実習やボランティア活動を行い、学内で学んだ知識やスキルを主体的に実践し、体験を通して学びを深化させている。

効果的な教育方法の開発については、全学的な取組みとして、学修・教育開発センター

が毎年実施している教育開発推進事業（学長裁量経費）がある。これは、本学の教育をさらに充実・向上させるために教育方法や教材の研究・開発に対して必要な経費全般を補助するものであり、教員や学科単位で申請できる。令和5年度は、「アパレル 3D-CAD 教育教材の作成」「保育実習の DX 化を目指した施設実習における電子版実習記録の開発—保育所実習における電子版実習記録の改善とその知見をもとに—」「アパレル総合ラボ設立のための調査研究」の3課題が採択され、いずれも教育の DX 化がテーマであった。（根拠資料 4-22【ウェブ】）

学部の取組み事例としては、健康科学部看護学科で令和4年度から学内研究助成費による「看護教育 DX 化とその学習効果の基礎的研究」、同リハビリテーション学科で令和3年度科学研究費助成事業（以下、「科研費」という）採択による「中枢性疾患の身体を動かす抵抗感を体感できるオンラインリハビリテーション教材の開発」など、DX を取り入れた新たな教育手法の開発を行っている。

(6) きめ細やかな履修指導の実施

学部・学科で全科目に導入している学修支援システム manaba の機能（個別指導コレクション、掲示板等）や全学的に設定しているオフィスアワーを活用し、学生はいつでも自由に学習や履修に関する相談を行うことができる。月1回各学科で開催する科内会議では、履修状況や出席状況が良好ではない学生等に関する情報を教員間で共有し、必要に応じてクラス担任、教務委員、学科長が学生・保証人への連絡や面談等を行っている。学生の状況を確認した上で、履修指導、学生相談室や障がい学生支援に関する情報提供等の対応を適時行っている。また、年度末の成績で GPA2.0 以下の学生に対してはクラス担任が個別に履修相談を行う仕組みとなっている。（根拠資料 1-9、根拠資料 1-10）体調が優れず対面での面談が困難な学生に対しては、Web 会議システムを用いたオンライン面談や学修支援システム manaba ・ポータル等による相談を行っている。

研究科では、研究指導の内容・方法等について「特別研究」あるいは「特別研究・制作」のシラバスに明示し、それに基づく指導を行っている。根拠資料 4-9【ウェブ】また、学位論文・課題研究成果の提出については、提出スケジュール（予定）も含め『大学院要覧』に明記している。（根拠資料 4-4）

(7) 新型コロナウイルス感染症への対応・対策

令和2年4月に緊急事態宣言が発令されたことに伴い、本学では以下のとおり様々な対応・対策を講じ、それらは教育の質の維持・向上の観点から適切かつ有効であったといえる。まず、学部・学科における全授業科目をオンラインで実施する方針を決定した。学長指示のもと、学部・学科の全授業について学修支援システム manaba のコースが設置された。また、「オンライン授業実施のための対策チーム」が設置され、オンライン授業の実施方針、オンデマンド教材の作成、Web 会議システムを用いたリアルタイム配信等に関する各種マニュアルや教員及び学生向けの Q&A を作成した。（根拠資料 4-23）また、教員対象説明会や学生向けの Web 会議システム接続テストを実施することで、全ての教員及び学生がオンライン授業に参加できるよう周知徹底を図った。

学修・教育開発センターは Web 会議システムに関するサポートデスクを設置し、学生及び教員への支援を行った。新入生に対しては、対面での入学式やフレッシュマンセミナーが中止となったため、学科、教育支援センター学修支援課、狭山学務部学務課から、ポータル、学修支援システム manaba、電話等の複数の媒体を用いて履修登録や授業参加のサポートを行った。

授業の実施については、全学部・学科において、教育実習や資格取得に必須である学外実習について各省庁のガイドラインに基づいた対応を行った。また、一部の学部の取組みとしては、人文学部で令和 2 年 7 月に「令和 2 (2020) 年度 第 1 回人文学部における教育方法の改善に関する勉強会」を実施した。学部教員によるオンライン授業の実施事例の紹介、参加教員による積極的な情報共有・意見交換を行った。(根拠資料 4-24)

令和 3 年度前期からは、必要な教育活動を対面で行うため、感染防止対策を徹底した上で、一部の授業を対面形式で開講した。(根拠資料 4-25) 具体的には、各学科で教育効果の観点から対面授業が必要だと判断された授業を厳選し、入構時の検温、マスクの着用、各教室へのアルコール設置、こまめな手洗い、うがいと換気の徹底等の基本的な感染対策を教職員・学生に周知徹底した上で、例えば履修者を 2 グループに分けて交互に登校させる、教室で一度に受講する学生を教室収容定員の 50%未満に制限する等により、教室やキャンパス内の 3 密を避けるよう工夫した。

また、学生が新型コロナウイルス感染症陽性者及び濃厚接触者となった場合に速やかに大学に報告するシステムを構築し、板橋キャンパスでは教育支援センター学修支援課及び保健センター(板橋)、狭山キャンパスでは狭山学務部学務課及び狭山保健室が情報を把握し、本学が設定した基準に基づき、陽性者及び濃厚接触者と接触した本学学生に対しては登校禁止措置を行った。(根拠資料 4-26) さらに、学生本人や同居家族が基礎疾患を有しているなど、新型コロナウイルス感染症の重症化リスクが高いことを理由として対面授業への参加に強い不安を有する学生に対して、「新型コロナウイルス感染症の影響による履修科目すべての対面授業を欠席する場合の特別配慮制度(以下、新型コロナ特別配慮制度とする)」を設けた。(根拠資料 4-27) この制度により、対面授業を強く希望する学生、逆に対面授業に対する強い不安を訴える学生など、多様なニーズをもつ学生一人ひとりに寄り添った学習機会の提供を心掛けた。また、オンライン授業の履修支援を目的としてノートパソコン 600 台を購入し、令和 2 年 4 月から、自宅で使用可能なパソコンを持たない学生を対象に、申請を行うことでパソコンを貸与する仕組みを構築した。

令和 4 年度は、全学的な方針として、感染防止対策を徹底した上で原則として対面形式で授業を実施した。(根拠資料 4-28) 令和 5 年度は全面的な対面授業を再開し、新型コロナ特別配慮制度も廃止した。令和 5 年 5 月に新型コロナウイルス感染症が感染法上の 5 類に移行して以降は、季節性インフルエンザと同様の扱いとしている。なお、全学部・学科では、新型コロナウイルス感染症の影響により、学修支援システム manaba やオンデマンド配信型授業の効果的な活用方法に関する知見が蓄積された。それに伴い、教育効果の観点から有効とみなされる授業であることを前提に、積極的なメディア授業(オンライン授業)の導入が進みつつある。

研究科においても、全学的な方針に従い学部・学科と同様に、各専攻及び教育支援センター学修支援課(大学院)でポータル、メール等を用いた対応を行うとともに、オンライ

ン授業及び対面授業を実施した。臨床心理学専攻は、臨床心理士及び公認心理師の受験資格取得に必修である学内・学外実習が設定されていたため、臨床心理士資格認定協会及び関係省庁のガイドラインに則った対応を行った。

4.1.5. 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点1：成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

- ・単位制度の趣旨に基づく単位認定
- ・既修得単位等の適切な認定
- ・成績評価の客観性、厳格性、公正性、公平性を担保するための措置
- ・卒業・修了要件の明示
- ・成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールの設定その他全学内部
質保証推進組織等の関わり

評価の視点2：学位授与を適切に行うための措置

- ・学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示・公表
- ・学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置
- ・学位授与に係る責任体制及び手続の明示
- ・適切な学位授与

(1) 成績評価について

学部・学科では、定められた基準（90点以上を秀、80～89点を優、70～79点を良、60～69点を可、0～59点を不合格：ただし授業科目により合格・不合格のものもある）に照らして各科目の評価を行い、単位認定を行っている。（根拠資料 1-9、根拠資料 1-10）

すべての授業の到達目標及び成績評価方法はシラバスに明示し、それに従って評価することで成績評価基準の公正性・厳格性を担保している。（根拠資料 4-17、根拠資料 4-18）また、授業内での口頭説明に加えて学修支援システム manaba を用いて通知をする等、複数の方法で学生に対して周知徹底している。学生からの成績評価の問合せ・異議申し立てを行う期間を設定するとともに、年度初めには保証人に成績表の送付を行い、成績評価に関する問合せがある場合は学科長またはクラス担任、授業担当者が対応している。

また、全学部・学科において、複数教員担当科目や実習科目等の評価にルーブリックを活用する取組みを進めている。

さらに、一部の学部の取組み事例として、子ども支援学部では、令和5年度に成績評価、単位認定、学位授与に関する学部独自のファカルティ・ディベロップメント（以下、「FD」という）研修を実施し、課題の抽出、共有、取組むべき課題の明確化を行っている。（根拠資料 4-29）

研究科では、定められた基準（80～100点を優、70～79点を良、60～69点を可、0～59点を不可とし、優、良、可を合格、不可を不合格とする）に照らして各科目の評価を行い、単位認定を行っている。成績は半期ごとに本人に通知している。（根拠資料 4-4）

(2) 単位認定について

本学では、単位制度の趣旨に沿って、学則第 11 条 1 に「講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの範囲の授業をもって 1 単位とする」、「実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの範囲の授業をもって 1 単位とする」等を規定し、同学則第 41 条に基づいて単位認定を行っている。これらは『学生便覧』に明記するとともに、入学時のガイダンスで説明している。在学生に対しては、年度初めのクラス懇談会で各自の単位取得状況を確認するよう指導している。また、他大学等で修得した単位や入学前に修得した単位の認定については、学則第 14 条に基づき適切に行っている。学位授与については、各学部・学科が定めたディプロマポリシーを踏まえ、学則第 46 条に明示し、適切に授与している。卒業要件は『学生便覧』に記載し、卒業判定は、教務委員会での審議を経て学部教授会での承認を得ている。

研究科においては、令和 5 年度に学則変更を行い、大学院学則第 12 条に「各授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準」とし、その基準を規定している。学位授与については、研究科・専攻が定めたディプロマポリシーを踏まえ、大学院学則第 33 条に明示し、適切に授与している。修了要件は『大学院要覧』に記載し、学位論文及び課題研究成果に関する審査基準、スケジュール、作成要領等を『大学院要覧』、大学院ホームページに記載・公表しており、専攻会議及び専攻主任会議の審議を経て研究科委員会の審議・承認を得ている。（根拠資料 4-4、根拠資料 4-6 【ウェブ】）また、学位論文及び課題研究成果の審査について、修士課程では主査・副査による複数審査体制、中間発表会、最終審査を行い、博士課程では複数審査体制、中間発表会、予備審査、論文発表会（公開）、最終試験を課すことで、その客観性・厳格性を確保することに努めている。

4.1.6. 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点 1：各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定（特に専門的な職業との関連性が強いものにあっては、当該職業を担うのに必要な能力の修得状況を適切に把握できるもの。）

評価の視点 2：学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発

《学習成果の測定方法例》

- ・アセスメント・テスト
- ・ループリックを活用した測定
- ・学習成果の測定を目的とした学生調査
- ・卒業生、就職先への意見聴取

本学では、学生が学習から得た知識・技能・態度などの学習成果を、機関レベル（大学全体）、教育課程レベル（学部・学科・専攻）、科目レベル（各授業科目）の 3 つの段階で多面的に評価するために、教育理念、ディプロマポリシー及びカリキュラムポリシーに基づき学部学習成果の評価（アセスメント）に関する方針「東京家政大学アセスメントポリシー」を平成 30 年度に定めた。（根拠資料 4-30）その後、「教学マネジメント指針」（令和 2 年 1 月 22 日 中央教育審議会大学分科会）において「アセスメントポリシー」か

ら「アセスメントプラン」に名称変更があったことを踏まえて、本学も令和5年度に名称をアセスメントプランに変更した。また、策定から5年が経過したこと、学習成果の直接・量的評価のための指標としてGPS-Academicが導入されたことから、新たにアセスメントプランの更新を行った。さらに、評価項目を指標とし学科ごとに分析したものを「IR情報」として提供していたが、令和4年度から、より多角的で学科独自の分析ができるようIRシステム「Qlik Sense」によるデータ提供を開始した。（根拠資料4-32）

学部の取組み事例として、学習成果と資格・免許取得が密接に関連している学部・学科では、関連する模擬試験の得点や資格・免許取得者数を学習成果の指標の一つとしている。具体的には、栄養学部では栄養士実力認定試験、管理栄養士国家試験、フードスペシャリスト資格認定試験の得点や、食品衛生管理者・食品衛生監視員任用資格、大量調理施設HACCP管理者資格取得の取得者数を学習成果の指標としている。健康科学部でも、いずれも国家資格の看護師、保健師、助産師、理学療法士、作業療法士の資格取得率を指標の一つとしている。また、人文学部では、英語コミュニケーション学科でTOEICを1～3年の全学生に受験させ、その点数で学習成果を把握して翌年度以降の習熟度別クラス編成を行っている。教育福祉学科ではソーシャルワーク学校連盟主催全国統一模擬試験の得点や社会福祉士、精神保健福祉士の資格取得率を指標の一つとしている。児童学部では、各学科が独自の達成度テストを全学年に実施し、結果を科内会議等で共有し評価及び意見交換を行っている。

研究科では、修士課程及び博士課程の各専攻が専門分野に基づく学位論文（造形学専攻は修士論文もしくは課題研究成果）を課し、学習成果の指標としている。特別研究の指導教員は、学位論文もしくは課題研究成果の指導を行う中で学生一人ひとりの学習成果の達成状況を把握し、効果的な助言等を与えている。また、学位論文もしくは課題研究成果の審査は主査・副査による複数体制で行われる。修士課程では中間発表会・最終発表会・最終試験、博士課程では予備審査・最終発表会・最終試験を行い、複数の専攻教員が学習成果の達成状況を評価している。また、令和5年度には、学位論文もしくは課題研究成果以外で学習成果を把握する指標として、アンケートを実施した。（根拠資料4-32）

令和元年度には、GPS-Academicを導入し、その集計・分析結果も各学科への提供情報に加えた。また、令和元年度のFDフォーラムを経て、令和2年度には、科目レベルの評価をプログラム（学科）レベルの評価につなげるためアセスメント科目の選定を行った。

（根拠資料4-33）アセスメント科目は、各学科のカリキュラムチェックリスト、カリキュラムツリーに基づき、ディプロマポリシーに示した学習成果との関連が明確な科目から選定している。さらに、令和3年度に学習成果を客観的に把握する手法を確立するためのFDフォーラム、令和4年度にアセスメントプラン策定のためのFDを3回開催した。令和4年度は学科ごとにアセスメントプランを策定し、令和5年度にアセスメントプランを基に見えてきた課題を改善できるようアクションプランを実施した。（根拠資料4-34）学習成果を可視化し教育改善、教育改革を図ることによって「教育の質保証」の取組みを構築することを目標としている。

また令和5年度より、クラス担任等による学生の学習状況の把握、学生自身による学習成果の可視化が可能となるよう学修ポートフォリオシステム（学生カルテ機能、教員が自学科の学生の成績情報等を閲覧できる機能も含んでおり、学内名称はK-PORT）を導入し

た。学生は年度当初に K-PORT に目標を入力した上で学習を進め、年度末に GPA やディプロマポリシー達成度等から自己評価等を行い K-PORT に入力する。クラス担任はそれに対してコメント入力することで、学生の主体的・自律的学習を促進することを目的としている。（根拠資料 4-35）これらの学習成果の把握及び評価の取組みは、学修・教育開発センターが主導し、全学部・学科で実施している。

4.1.7. 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

・学習成果の測定結果の適切な活用

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

学部・学科の科目レベルの点検評価には、授業アンケートの情報を用いている。本学では 1 年間に開講するすべての授業について授業アンケートを実施し、分析結果を授業担当者にフィードバックすることで各授業の点検・評価に活用している。また、学科ごとに集計した結果は教授会で報告している。授業担当者は、授業アンケート結果を確認の上、コメントを記入することになっており、次年度の授業改善につなげる仕組みとなっている。（根拠資料 4-36、根拠資料 4-37）

各部署等が実施する学生を対象としたアンケートや GPS-Academic の集計・分析結果等、学習成果を把握する情報は、学修・教育開発センターから各学部・学科に対して毎年 7 月下旬に IR 情報として発行し提供している。令和 4 年度から、より多角的で学科独自の分析ができるよう IR システム「Qlik Sense」でのデータ提供を開始した。また、各学科が独自の分析結果を必要とする場合はいくつかのデータを加工・編集する必要があるため、学修・教育開発センターがその作業を行うことにより、各学科に適した IR 情報を提供している。

令和 4 年度からは、教育課程及びその内容・方法の適切性について定期的に点検・評価を行うため、全学部・学科がアセスメントプランの策定を行っている。アセスメントプランによって学習成果を可視化し、そのデータに基づいた教育改善・改革が行えるよう令和 5 年度からアクションプランを実施した。（根拠資料 4-38）これにより全学的な点検・評価活動との連携を行い、「教育の質保証」の取組みを構築することを目標としている。

全学部・学科では、令和 3 年度から本格的に開始された全学的な自己点検・評価活動の一環として、IR 情報等を活用しながら学科の会議（科内会議）等で定期的な点検・評価活動を行っている。具体的には、本学独自の「点検・評価活動シート」を用いて、大学評価基準（基準 4）の各評価項目について現状と課題の洗い出しを行い、課題解決のための取組み計画の策定・実行・評価・改善について検討している。また、健康科学部では「実習検討部会」や「カリキュラム検討部会」、子ども支援学部では「アセスメント委員会」を学科内に設置することで、より組織的な点検・評価活動を進めている。また、共通教育推進部では、領域ごとに部会を設置して検討事項に関する審議を行い、運営委員会にて情報共有を行っている。

研究科では、新型コロナウイルス感染症の影響で、教育に関するアンケートの実施を中止した時期もあったが、令和4年度に再開し、令和5年度には内容の見直しを行い、教育内容についてのアンケートを実施した。

これらの点検・評価活動を全学的に推進するため、「自己評価委員会」を設置している。この組織下に自己点検・評価活動に責任を負う7つの部会を置き、令和3年度より全学的な自己点検・評価活動を本格的に実施している。具体的には、全学（学部・学科・研究科）及び関連部署等が「点検・評価活動シート」を用いて現状及び課題の分析、それに伴う当該年度の活動計画の策定及び実施、達成等の評価を行う。これに対して、各部会及び全学的組織である「自己評価委員会」がチェックを行う。この活動により、各学部・学科・研究科・部署等が改善・向上の取組みを行うことができるよう整備している。（根拠資料2-1）

さらに、一部の学部では分野別認証評価を受審することで、より高度な専門分野別質保証に取り組んでいる。健康科学部看護学科は令和2年度に日本看護学教育評価機構、リハビリテーション学科は令和4年度にリハビリテーション教育評価機構による教育評価を受審し、いずれも「適合」と判定されている。

これらの点検・評価活動や社会的要請により、令和4年度に環境教育学科、英語コミュニケーション学科、心理カウンセリング学科はディプロマポリシー、カリキュラムポリシー及びカリキュラムの見直しと改定を行った。具体的には、環境教育学科は持続可能な社会をつくるための文理融合のカリキュラムへ、英語コミュニケーション学科は国際共通語としての英語を用いたコミュニケーション力の向上に重点を置いたカリキュラムへと大幅な改定を行った。また、心理カウンセリング学科では、高いデータ整理・分析力を有する人材養成を目指すカリキュラムにした。さらに、令和5年度は、教育福祉学科がより分かりやすいディプロマポリシー、カリキュラムポリシーへ改定、リハビリテーション学科は「国際」「女性」をキーワードとした女子大ならではのリハビリテーションを学ぶカリキュラムポリシー及びカリキュラムへと改定した。

研究科においても、点検・評価に基づく改善・向上に向けた取組みを実施している。これまでは各専攻内のみで見直していたディプロマポリシー、カリキュラムポリシーについて、令和5年度は、各専攻で見直した後に専攻主任会議で意見交換を行った。また、研究助成制度における助成金額の上限を見直し、改定を行った。

4.2. 長所・特色

(1) 学生の主体的学びを促進するために様々な取組み

①全学（学部・学科）の必修科目である「スタートアップセミナー自主自律」は、本学の建学の精神（自主自律）及び生活信条（愛情・勤勉・聡明）の基礎を築くための自校教育・初年次教育として位置付けられ、協同学習を基本とし、履修者の主体性と協同性を最大限に重視・尊重する授業である。子ども支援学部以外では多学科混合のクラス・グループ編成とし、授業担当教員も特定の学科の教員のみではなく全学（学部・学科）の教員が担うことで、履修者は多様な考え方をもつ他者（教員、学生）と主体的に学ぶ科目となっている。本学の中期計画に基づき、令和5年度に「自校教育（健康科学部、子ども支援学部）準備委員会」が発足し、令和6年度から2学部3学科の

合同開講とすることで、より効果的な授業となるよう進めている。また、科目を履修した上級生を SA とすることで、履修者だけでなく上級生の成長の機会としても活用している。授業運営・点検評価等については、板橋キャンパスでは共通教育運営委員会自校教育部会と学修・教育開発センターが担当しており、狭山キャンパスでは、令和 6 年度より「自校教育（健康科学部、子ども支援学部）委員会」が担う予定である。

- ②学修・教育開発センターを中心とした、主体的な学びを促進するための効果的な教育改革に関する取組みを行っている。特に「教育改革推進（学長裁量）経費」を設定し、教育のさらなる充実・向上を目的とした教育方法や教材の研究・開発を促進している点が特色といえる。応募条件として「研究・開発の成果に教育的効果が見込めること」「研究・開発の成果が他の教員、組織の参考になるものであること」をあげており、得られた研究成果を全学（学部・学科）の授業実践に広く活用することを目指している。採択された研究の成果は、毎年 2 月に開催されるリサーチウィークスで報告されるだけでなく、全教職員対象の FD 研修の一つである「教育改革推進（学長裁量）経費予算による研究・開発シリーズ」として授業実践への活用を図っている。
- ③各学部・学科で、授業を超えた活動の中で専門的学びを実践する機会を積極的に設けている。各学部・学科の特色に応じて、主に緑苑祭やボランティア活動等を活用しているが、いずれも単に学生の自発的活動の場を提供するだけでなく、教員が運営等に対する適切な助言等を行うことで、学生の主体的学びをより深く促進するよう強くサポートしている。学生は、専門科目で修得した知識・スキルを他者に発信したり、現場で実践するプロセスを通じて、専門分野をより深く理解し実践力を向上させるが、これを達成するために、教員は学生と向き合い、学生が自分の力で課題を解決して成長できるよう丁寧な支援を行っている。
- ④研究科に大学院生研究助成制度を設けている。対象は全大学院生であり、学外での研究活動を奨励することを目的としている。国内での学会発表は必要経費（参加費、交通費、宿泊費）の全額、海外の場合は全体の 50%を上限として助成している。学会参加への助成は 3 万円が上限であったが、遠方で開催される学会等への参加を考慮して令和 6 年度から上限 5 万円と改訂している。令和 5 年度は、博士課程・修士課程の全学生のうち 56%が制度を活用しており、学生の授業外における主体的な研究活動を効果的に促進している。

(2) 全学的な点検評価活動

授業レベルでは、開講する全科目を対象とした授業アンケートを毎年実施している。結果は IR 情報として用いられるだけでなく、各授業担当者が集計結果及び自由記述内容を確認し、授業の現状評価と次年度に向けた課題・改善案を記入する仕組みになっている。これによって、授業担当教員は毎年必ず担当した全授業について点検・評価を行い、学生のニーズ等の変化に即した授業改善を行うことが可能となっている。学科レベルでは、令和 3 年度に学科でアセスメントプラン実施体制を整備し、令和 4、5 年度は各学科がそれぞれ特色に応じた取組みを行った。具体的な取組みは、全学的な研修の場である教職員研究会やリサーチウィークスで報告している。また、年間を

通して複数の FD 研修の開催や、FD 研修に外部有識者をコメンテーターとして招聘するなど、各学科がより効果的な取組みを行うための支援を充実させている。

学部レベルでは、本学独自の点検・評価活動シートを活用した取組みを行っている。令和 4 年度は大学評価基準である基準 4、令和 5 年度は基準 1、3、4、6 の各評価項目に対して、各学部長が現状と課題の洗い出し、課題に対する具体的計画の策定と実行、実行に対する評価と改善点の検討を行い、PDCA サイクルを回す取組みを行った。また、各学部から提出された点検・評価活動シートは担当部会長が確認し適宜フィードバックを行うことで、大学レベルの点検評価を継続的に機能させる体制を整えている。

4.3. 問題点

研究科では、これまで各専攻でディプロマポリシー及びカリキュラムポリシーについて適宜見直しを行っているものの、時期を定めて組織的に見直しを行う体制とはなっていなかった。令和 5 年度は、同時期にすべての専攻に見直しを依頼し、令和 6 年 2 月の専攻主任会議で報告を行った。次年度以降も定期的な見直しを継続していく。また、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、授業等の教育内容に関するアンケートが中断されていたが、令和 4 年度に実施を再開し、令和 5 年度には内容の見直しを行った上で実施した。令和 5 年度には内容の見直しを行った上で実施した。今後は継続して実施するとともに、それに基づいた点検評価を進めていく。

4.4. 全体のまとめ

大学、各学部・学科において、それぞれディプロマポリシー及びカリキュラムポリシーを適切に定め、社会、在学生、保護者等に複数の媒体を通じて積極的に周知を図っている。また、教育課程はディプロマポリシー及びカリキュラムポリシーに基づき適切に設定され、カリキュラムツリーやカリキュラムチェックリストにより各科目とディプロマポリシー・カリキュラムポリシーの関連性を明確にしている。学生に対しては、シラバスやガイダンス等を通じてディプロマポリシーを意識しながら学習を進めることができる仕組みを整えている。また、成績評価、単位認定、卒業判定は基準に基づき適切に行われている。

授業レベルでは、多くの科目でアクティブラーニングを積極的に取り入れることで学生の主体的参加を図っている。また、FD 研修会や教育開発推進事業により、さらに効果的な授業実践を目指した活動を行っている。さらに、各学部・学科の特色を生かして、緑苑祭やボランティア活動における授業外での主体的学びを促進する支援を行っている。

学習成果の評価を含む点検・評価活動は、一括して学科に提供される各種 IR 情報をもとに行っている。令和 4 年度に各学科でアセスメントプランを策定し、令和 5 年度にこれに基づいたアクションプランを実施しており、今後はこれを活用して教育の質保証の取組みを進めていく。また、令和 3 年度より全学部・学科で統一したワークシートを用いた点検・評価活動を行っている。学部・部署単位で各年度の現状、課題、活動計画、実行、評価を行い、担当部会長からのフィードバックや「自己評価委員会」でのチェックにより、全学的に定期的な点検評価を行い、効果的な改善・向上に結び付けている。

研究科・専攻においても、それぞれディプロマポリシー及びカリキュラムポリシーを適切に定め、複数の媒体を通じて積極的に周知を図っている。教育課程はディプロマポリシー及びカリキュラムポリシーに基づき適切に設定され、成績評価、単位認定、修了判定は

基準に基づき適切に行われている。また、大学院生研究助成制度を設け、学会発表・参加による授業外での主体的な研究活動を促進している。

点検・評価活動については、令和3年度より学部・学科と同様のワークシートを用いて行っている。研究科で各年度の現状、課題、活動計画、実行、評価を行い、担当部会長からのフィードバックや「自己評価委員会」でのチェックにより、定期的に点検評価を実施する仕組みを整えている。

第5章 学生の受け入れ

5.1. 現状説明

5.1.1 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表

評価の視点2：下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定
「入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像」
「入学希望者に求める水準等の判定方法」

本学では全学的に、東京家政大学の建学の精神と生活信条に基づき、受け入れ方針を定めている。

大学の入学者受入れの方針（アドミッションポリシー）

1. 建学の精神である自主自律を目指す女性を求めます
 - ・専門的な知識・技術・技芸を身につけ、社会に貢献し活躍することを志す女性
 - ・広い教養と健全な常識を有し、自主的自律的な人生を望む女性
 - ・現代の諸課題に対し女性としての感性と知性を発揮し、将来希望の持てる世の中にしていくことを目指そうとする女性
2. 生活信条としての「愛情・勤勉・聡明」を大切にしている女性を求めます
 - ・自己のみならず他者への愛情も持ち、それに報いるための勤勉さと、妥当で正当な判断の出来る聡明さを身につけようと志す女性
 - ・自己の幸福と周囲の人達の幸福を重ね合わせることでできる女性
 - ・グローバルスタンダードとしての生活技術の豊かさを収めながら、心の大切さを忘れない女性

大学のアドミッションポリシーは、平成21年度にアドミッションポリシーとして策定した後、入試改革に伴い平成31年度より新たなアドミッションポリシーに変更している。令和7年度に予定している入試改革時には、高大接続の観点を踏まえてアドミッションポリシーの見直しを計画している。大学及び大学院のアドミッションポリシーは、建学の精神や生活信条などの教育理念を基本として、受入れ学科の教育目的や特色に応じて入学希望者に求める能力、適性などの考え方を明確に伝え、大学ホームページにおいて公表している。（根拠資料5-1【ウェブ】）

各学科のアドミッションポリシーも、全学の方針に基づき策定し、人材養成の目的のために学力の三要素について方針を示すものである。このアドミッションポリシーには、入学者に求める関心・意欲、資質・能力等の人物像や判定方法を明確に示しており、ディプロマポリシー及びカリキュラムポリシーにも整合した内容となっている。入学希望者への情報として、学生募集要項に明記して、入学希望者に明確に示している。（根拠資料5-2）また、入試ガイド『入試がわかる本』を作成しているが、その中でも大学と各学科のアドミッションポリシーを明記して、入学希望者に分かりやすく伝えている。（根拠資料5-3）

なお、年間を通してオープンキャンパスや各地区で実施する相談会、高校に出向いての高校生への説明会、高校教員を対象とした入試説明会等でも入試ガイド『入試がわかる本』を配布するとともに、口頭による直接説明も行っている。さらに、大学案内『大学で何を学び卒業後どう生きるか』では、本学の教育が自分の目標、将来計画に合っているか、ロールモデルとしての先輩は卒業後どのような生き方をしているのか、を説明し、入学希望者に十分理解した上で入学してもらえるよう努めている。（根拠資料 1-5）

学科での取組みとして、学科長、学科入試委員の主導により所属教員との連携のもとに、総合型選抜「渡邊辰五郎（自主自律）AO 入試」（造形表現学科を除く）、学校推薦型選抜「グローアップ入試」、及び特別入試として学士入学試験、社会人入学試験、帰国子女入学試験、留学生入学試験など多様な入学試験を実施している。（根拠資料 5-3）総合型選抜の渡邊辰五郎（自主自律）AO 入試では大学のアドミッションポリシーに基づいた選抜の後、より具体的な学科のアドミッションポリシーに基づき、対面式選抜を行っている。学校推薦型選抜では各高校へ本学のアドミッションポリシーの周知を図り、当該ポリシーに沿った生徒を推薦してもらい、書類審査、面接、学力テストによって選抜している。学力テストでは受験科目の点数で選抜するが、総じて大学及び各学部・学科のアドミッションポリシーに基づいた選抜をしている。造形表現学科、英語コミュニケーション学科、子ども支援学科では、独自の自己推薦型 AO 入試を実施し、それぞれの学科のアドミッションポリシーを踏まえ、募集要項に特筆すべき能力など、求める人材像を明記している。（根拠資料 5-3）総合型選抜及び学校推薦型選抜の合格者には「入学前準備教育」の受講を必須としており、学力テストとともに入学者の学力担保につながっている。（根拠資料 5-4）

研究科のアドミッションポリシーは、東京家政大学の建学の精神と生活信条に基づき定めており、『大学院要覧』、『東京家政大学大学院学生募集要項』に記載し、大学ホームページでも公表している。（根拠資料 4-4、根拠資料 4-5、根拠資料 5-5【ウェブ】）また、修士課程各専攻と博士課程人間生活学専攻ごとにアドミッションポリシーを定めて入学希望者に明示し、入試説明会などを通して、入学希望者に直接説明している。さらに、それぞれの専攻における人材養成・教育研究上の目的を「各専攻の目的」として、『大学院要覧』、『東京家政大学大学院学生募集要項』及び大学ホームページにおいて公表している。

大学院の入学者受入れの方針（アドミッションポリシー）

本学大学院は、東京家政大学の建学の精神と生活信条に基づき次のような人を求めている。

- ・ 自主自律の精神を持ち、人間の生活に関わる専門性の高い学術・実践・応用力を身につけ社会に貢献し活躍することを志す人
- ・ 現代の人間の生活に関わる諸問題に対し柔軟に対応し解決する高い知性と能力を修得し、社会に役立ちたいと努力する人
- ・ 世界的な広い視野を持ち、自己の幸福と社会の幸福とを合わせ願い行動することのできる心の豊かな人

5.1.2 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点1：学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定

評価の視点2：授業料その他の費用や経済的支援に関する情報提供

評価の視点3：入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備

評価の視点4：公正な入学者選抜の実施

- ・オンラインによって入学者選抜を行う場合における公正な実施

評価の視点5：入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

- ・オンラインによって入学者選抜を行う場合における公平な受験機会の確保(受験者の通信状況の顧慮等)

大学の一般選抜については、「高校までの基礎学力」を入学試験科目と調査書により確認しており、学力の三要素の「知識・技能」と「思考力・判断力・表現力」を評価し、従来通りの「知識・技能」を中心とした「学力」を測ることとしている。総合型選抜・学校推薦型選抜については、学力の三要素の内の「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」の能力判定に力点を置いた評価を行うこととし、従来よりも高校における平素の学習等の評価にウエイトを置くこととしている。総合型選抜においては、高校での学びの成果である全体の学習成績の状況、学科独自の課題を組み合わせ確認している。学校推薦型選抜においては高校での学びの成果である全体の学習成績の状況、本人の目標や意欲を見るための書類審査、専門を学ぶ土台ができているかを確認する学力テスト(国語・英語)を組み合わせ確認をしている。これらの選抜方法は、『学生募集要項』、入試ガイド『入試がわかる本』で具体的に示している。(根拠資料 5-2、根拠資料 5-3)それぞれの採点基準は、学科で統一した基準を設けて審査を行い、選抜方法・選考方法を多様化し、個々の入学希望者の長所である能力・適性等を多面的に評価することで、アドミッションポリシーに則った入学者選抜を公正に実施している。

研究科では、研究科委員会の委嘱の下、「入学試験委員会」に於いて、修士課程は一般入試、社会人特別入試及び学内選抜(臨床心理学専攻)・学内推薦入試(臨床心理学専攻以外の専攻)を実施している。博士課程は一般入試、社会人特別入試を実施している。合格者の選考・判定に関しては、専攻会議、専攻主任会議、研究科委員会の決定を経て公正かつ適切に行っている。

大学の授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供は、大学案内『大学で何を学び、卒業後どう生きるか』や大学ホームページなどによって、適切に行っている。(根拠資料 1-5)また、学生募集要項において学費及び各種の奨学金制度についての情報を提供している。さらに、入学後は、学内ポータルシステムや書面、授業内での教員からの連絡等を通じて適切に学生に周知するとともに、迅速な事務対応を行い、意欲ある学生の学業の継続を支援している。奨学金に関する具体的な事項は、「第7章 学生支援」で記述する。

大学の入試選抜の組織体制は、学長ガバナンスの強化と速やかな入試選抜の改善と改革を実現するために、「入学者選抜改善・改革委員会」を設置している。(根拠資料 5-6)また、入学選抜に関する業務を適正にして合理的に推進するために、「入学試験委員会」を

設置し、入学試験に関すること、学生募集に関する業務を担っている。（根拠資料 5-7）入学選抜の実施についての入学試験委員長の職務権限に関しては、入学試験委員会規程第 5 条において定めている。事務組織としては、アドミッションセンターを置き、入学試験にかかわる全ての広報活動及び入学試験の実施計画を担当している。学長を委員長とした「入学者選抜改善・改革委員会」は、本学での入試出題ミス防止と、入学試験制度及び入学試験の立案に関する諸施策を検討、さらに中期的な入試改革を合わせて審議する機関として設置している。委員会での主な審議事項は、入学試験の中長期的諸施策、教員が携わる全学的な学生募集企画に関する事項等を扱うほか、各学科独自の入学選抜制度及び方法と全学的入学試験制度及び方法との調整に関する事項も取扱い、委員会が審議した事項のうち重要なものについては、各学部教授会で報告し、了承を得ている。また、各学科においても、学科長と入試委員により、入学者選抜実施のための体制を適切に整備している。（根拠資料 5-6）

大学の合否判定については、入学試験合否判定会において審議した上で、教授会の審議を経て学長が決定しており、適切に合否判定を行っている。（根拠資料 5-8）また、アドミッションセンターは、明文化したマニュアル「監督要領」を作成して、入試委員が中心となり全教職員の協力のもと、適切な選抜試験を実施している。公平性を担保する取組みとして、記述採点及び合否判定時においては、氏名を隠すなど、個人が特定できないよう配慮し、複数の教員が採点することで、透明性及び公平性を確保している。また、一般選抜の試験問題は、「入学者選抜改善・改革委員会」の下に各教科・科目にかかわる各学部の専任教員による校閲部会を年度ごとに組織し出題している。問題の質に関しては、各教科・科目ごとに出题の適否の評価・調整し、毎年度入学試験が終了した時点で点検している。入試ガイド『入試がわかる本』には、前年度の入試データ（募集人員・志願者・合格者・倍率・合格最低点等）を掲載し、志願者に対して公平性を図るとともに、成績開示請求制度により選抜の透明性も確保している。（根拠資料 5-9）

研究科では、入学試験の面接において、志願者が志望する指導教員以外に、各専攻の全ての専任教員によって面接試験の採点を行っており、コロナ禍の特別措置として密状態回避のため、オンラインと併用するなどして、面接評価の客観性に配慮している。基本的に志願者の資質・能力を客観的に判断するための諸措置は適切であり、入学試験を公正に実施している。合否判定は筆記試験や口頭試問等の成績に基づき、各専攻の専攻会議に於いて全専任教員で合議して決定している。さらに研究科委員会においても合否判定を審議事項とし、この決議を経て最終的に決定している。このようなプロセスを採り入れることで、入学者選抜の公平性を担保している。（根拠資料 5-10）

大学の障がいのある学生の受け入れは、車椅子使用者に対して専用の机やトイレ、またバリアフリー化や車いす対応エレベーターの設置など、施設・設備面での支援体制を整えている。身体に障がいのある入学希望者に対する出願制限は行っていないが、当該受験者への受験時の対応など、障がいに応じた個別の具体的な対応を進める必要があると考えている。障がいのある学生の受け入れの方針については、ホームページで明示し公表している。（根拠資料 5-11 【ウェブ】）

障がいのある学生の受験にあたって

本学は、建学の精神である女性の「自主自律」の実践を実現するため、障がいのある学生の受け入れ方針を定める。

受験機会の公平な確保

- ・本学および各学科の入学受入れの方針は、障がいの有無にかかわらず、すべての入学希望者を対象とし、本学所定の出願資格・条件を満たす者は、受験資格を有するものとする。その合否判定に関しては、障がいを理由に不合格にすることも、またその逆をすることもない。

合意にもとづいた特別な配慮

- ・受験時に特別な配慮・支援を必要とする場合は、学生募集要項に定められたとおり、出願手続前に問合せおよび相談することを必要とする。相談内容に応じ、本学が提供可能な配慮・支援その他の関連情報を提供し、当該入学希望者はそれらについて十分に理解した上での受験・入学の判断を行う。

本学では、身体の障がい等により、受験上特別な配慮を必要とする場合は、出願に先立って問合せをするよう、学生募集要項にその旨を明記して、ホームページにも明示し公表している。その対応はアドミッションセンターが中心となり、入学試験受験時の配慮を行っている。入学後の支援体制については学生支援センターが事前相談の機会を設けている。これにより、受験だけでなく修学していく上でも、可能な限り配慮するようにしている。

大学の令和3年度以降の入学受入れでは、コロナ禍においても公平な入学受入れを実施した。一般選抜実施にあたっては、教職員のマスク等の着用、試験日ごとの机・椅子の消毒、手指消毒液の配備、検温、試験会場の換気等を徹底し、受験環境の整備に努めた。また、令和4年度入試では、体調チェックシートに体温を記入して貰い、感染防止に努めた。さらに、新型コロナウイルスに罹患している場合や、試験日当日に37.5°C以上の発熱がある場合等で一般選抜試験を欠席した入学希望者を対象に、特別措置(振替受験)を行った。

研究科では、令和4年度2期入試、令和5年度臨床心理学専攻学内選抜試験にて、受験生に事前に体調チェックシートを配付し確認を行った。また、面接会場の密状態を避けるため、審査員の参加方法をオンラインと対面との併用とした。研究科の学生募集方法は、学生募集要項に受験科目や面接などの選抜方法を明示し公表している。修士課程においてのみ、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することができる「長期履修学生制度」を導入しており、仕事をしながら修学するため標準在学期間の2年の学費を3年または4年で分割して納入し、長期に履修することができるようになっている。(根拠資料4-5)入試は10月と2月に実施し、一般入試は、筆記試験(専門科目と英語)と面接による選抜を行い、社会人特別入試は、小論文と面接による選抜を行っている。(根拠資料5-7)(根拠資料5-12)

5.1.3 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点1：入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

- ・入学定員に対する入学者数比率(【学士】 【学専】)
- ・編入学定員に対する編入学生数比率(【学士】 【学専】)
- ・収容定員に対する在籍学生数比率
- ・収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応

大学の定員管理は、東京家政大学学則第 6 条に定めている入学定員と収容定員に基づいて、学生数を確保することを前提に行っており、学長を議長として入学試験ごとに行われる「入学試験合否判定会」において学部長、学科長及び入試委員等による議論を経た上で、合格者数案を決定し、学部別の教授会において審議を行っている。この合格者決定プロセスを通して、定員管理を堅実に実施している。(大学基礎データ(表 2)(表 3))

また、在籍学生数の収容定員についても、板橋キャンパスは教育支援センター学修支援課が、狭山キャンパスは狭山学務部学務課が適正に管理している。具体的には、新入学者・編入学者数と退学者数をアドミッションセンターにも共有し、合否判定会時に各学科に入学定員に対する合格者の限度数を示す根拠資料を作成している。大学全体では、入学定員に対する入学者数比率及び収容定員に対する在籍学生数比率ともに大幅な超過も未充足もない。入学定員に対する入学者数比率の過去 5 年間の平均値は 1.20 倍未満であり適正な充足状況であると認識している。本学の入学定員及び収容定員は、大学設置基準に基づき、教員組織、校地・校舎等の施設・設備その他教育上の諸条件を総合的に考慮して、適切に設定している。また、収容定員の管理については、毎年度、定員充足率等を勘案し、これに基づき適正な合否判定を行っている。学部・学科における収容定員に対する在籍学生数の充足に関する対応の一つとして、補欠合格が挙げられる。補欠合格の導入により、仮に入学定員が未充足となった場合でも、補欠合格を行うことで、定員充足を図ることを可能としている。また、在籍学生数の適切な管理という観点から見ると、転学部・転学科・転専攻の実施や低単位修得者への対策等を行うことで、退学・除籍者の抑制を図っている。

令和 5 年度 5 月 1 日時点、各学部の収容定員に対する在籍学生数比率は、家政学部は 1.02 倍、栄養学部は 1.09 倍、児童学部は 1.05 倍、人文学部は 0.99 倍、健康科学部は 1.08 倍、子ども支援学部は 0.88 倍である。人文学部、子ども支援学部が 1.0 倍を下回っている大きな要因のひとつとして、入学希望者志望分野の変動が挙げられる。特に人文学分野の語学系統、社会福祉系統は志望者数が減少傾向にあり、本学もその影響を大きく受けている。従来、本学の学生募集人数の配分は冬の一般選抜への比重が高く、年内入試の総合型選抜や学校推薦型選抜の比重が低かった。数年かけて年内入試を狙いとする告知募集広報の強化を図っているが、より一層の強化、並びに入試制度の拡充・改変、また入学希望者の動向に合わせた募集定員配分の適正化が必要であり、このためにも入学希望者の志望分野の変動に連動した募集定員の適正化を令和 7 年度入試改革によって推し進める計画である。

令和 5 年度の研究科の収容定員に対する在籍学生数比率は、修士課程児童学児童教育学専攻は 1.00 倍、健康栄養学専攻は 2.10 倍、造形学専攻は 1.25 倍、英語・英語教育研究専攻は 0.50 倍、臨床心理学専攻は 1.31 倍、教育福祉学専攻は 0.00 倍、博士後期課程の人間生活学専攻は 1.22 倍であり、人間生活学総合研究科全体では 1.12 倍となっており、研究科の収容定員に対する在籍学生数は、おおむね定員を満たす状況となっている。

5.1.4 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。

また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学は、「東京家政大学・東京家政大学短期大学部自己評価委員会規程」を定め、「自己評価委員会」のもとに7つの部会を設けて全学的な点検・評価を行っている。(根拠資料 2-1) 学生の受け入れについての自己点検・評価は入学支援・入試制度部会が担っている。具体的には、関連部署が「点検・評価活動シート」を用いて現状及び課題の分析、それに伴う当該年度の活動計画の策定及び実施、達成等の評価を行う。これに対して、部会及び「自己評価委員会」が点検・評価を行い、フィードバックしている。

大学の学生募集及び入学者選抜については、「入学試験委員会」「入学者選抜・改善改革委員会」「自主自律入試運営会議」を定期的に開催し、今後の入学希望者の動向、同系列大学の動向及び過去の入試データ等から広報、定員設定、選抜方法等の点検・評価を行っている。入学試験の実績を踏まえた資料を教授会で審議し、全学的に検証を行っている。

(根拠資料 5-13) その検証結果を踏まえて、学校推薦型や一般選抜はアドミッションセンターと各学科において、また、渡邊辰五郎(自主自律)AO入試は自主自律入試運営会議において、次年度以降の学生募集や入試選抜方法に関しての変更案や企画案を決定後、「入学者選抜改善・改革委員会」で審議し、学長が決定している。

また、学修・教育開発センターが実施するGPS-Academicや学内アンケートにより、入学後の学生の意欲や学習状況を検証しており、教育面と併せて入学試験の在り方についても検討している。(根拠資料 5-14) なお、「入学者選抜改善・改革委員会」において選抜方法の変更や企画を検討した場合は、教授会で報告し、了承を得て学長が決定し、理事会へ報告している。このように教学部門と経営部門が一体となって学生募集及び入学者選抜に取り組んでいる。例年全ての入学試験終了後に、アドミッションセンターが当該年度の入学試験の結果、志願者動向を分析し、各学科へ次年度の募集定員数を提案している。ただし、入学試験制度の新設及び廃止等の大幅な変更については「入学者選抜改善・改革委員会」で検討することになっている。学科では、入学後のGPA・修得単位数や学習行動を分析し、その結果に基づき、入学試験別募集定員の設定、入学試験科目の変更等の検討を行ってアドミッションセンターにフィードバックしている。さらに「入学者選抜改善・改革委員会」で検討した結果を全学部合同教授会に提案し承認を得ている。一般選抜試験における試験問題は、出題者以外の入学試験問題チェック担当者が問題校正と並行して内容を点検している。また、問題の適切性を複数の外部委託者によってチェックするとともに、毎年度入学試験業務が終了した時点で、各教科・科目の出題責任者懇談会において点検・評価を行っている。

総合型選抜(自己推薦型AO入試)の実施は、当初、1学科(造形表現学科)のみであり、全学的には実施していなかった。そこで、平成29年度入試より新たに総合型選抜(AO入試)として「渡邊辰五郎(自主自律)AO入試」を全学科で実施している(造形表現学科を除く)。さらに、子ども支援学科が、令和4年度に子ども支援学科AO入試を導入し、続

いて、令和 5 年度に英語コミュニケーション学科 AO 入試を実施して改善点を整理し、総合型選抜制度を積極的に広報することで、入学者の確保と志願者増につなげている。また、オープンキャンパスでは、高校生向けの学科独自の学科説明会や模擬授業、ワークショップを開催して、学びへの理解を深める取組みを行っている。アドミッションセンターと「入学試験委員会」により責任ある組織体制をとっていること、データに基づいて状況を把握しながら議論をしていることから、適切かつ有効に点検・評価をし、改善・向上への取組みを継続的に行っている。上記に加えて、学生の受入れに関しての自己点検・評価を毎年定期的に行い、「高大接続改革への対応」「学生募集強化」を項目として掲げている。その中で、学生募集強化については、年内入試の拡充に向けて「オープンキャンパスの参加者における志願率及び手続率の向上」を達成目標として掲げた。令和 4 年度は、高校の進路指導の早期化に合わせた広報強化のために、子ども支援学科 AO 入試を行った。また、年間を通じて新学部・新学科にかかわる企画を多数用意し、積極的な広報に努めた。なお令和 2 年度、令和 3 年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、当初予定していたオープンキャンパスの規模を縮小して実施したが、開催日数を増やすことで参加者数の確保に努めた。

研究科の学生募集及び入学者選抜については、アドミッションポリシーに基づき、各専攻会議、専攻主任会議、研究科委員会の審議を経て実施しており、学生募集及び入学者選抜の公正性と適切性が保たれている。

5.2 長所・特色

大学では、建学の精神とアドミッションポリシーを大学案内『大学で何を学び卒業後どう生きるか』や入試ガイド『入試がわかる本』、『学生募集要項』に明示し、さらに外部での相談会や年間を通じて本学で実施するオープンキャンパスにおいて直接、入学希望者にアドミッションポリシーを繰り返し伝えており、入学後にミスマッチが起こらないように努めている。令和 6 年度入試の特徴を、入学希望者に対しては、学内のオープンキャンパスや学外の相談会、ホームページ、入学情報冊子等で周知している。高校教員に対しては、高校訪問の実施、説明会を開催(対面・オンライン)し、周知している。高校訪問時には、本学のアドミッションポリシーや入学者選抜方法に関する意見を聴取し、改善・向上に向けた取組みにも生かしている。教員を対象とした説明会時には、入学希望者向けと同様に本学の教育内容を説明するとともに、アドミッションポリシーについても十分に説明を行っている。そのため、高校での進路指導においてもミスマッチはあまり起こっていない。このことは本学における退学率が約 1.5%未満であり、他の大学に比べて低いことに表れている。本学の学びが資格中心であり、目標が明確であると共に、総合型選抜及び学校推薦型選抜の合格者には「入学前準備教育」の受講を必須としており、入学者の基礎学力の担保が退学率の低さにつながっていると考えられる。

入学前準備教育については不実施の学科がないように、令和 2 年度入試の入試改革と連動し、アドミッションセンターで管轄している。当初の 2 年間は外部業者の e-learning を利用し、高校での英語・数学・国語のリメディアル教育を年内入試合格者に対して実施していたが、受講率が極めて低かった。この理由としては、高校での教育内容と入学後に必要となる専門的な学びとの直接的な関係を訴求できなかったことが想定された。そこで、

令和 4 年度入学者より入学前教育の内容を見直し、全学一律に取り組むべき科目の選定を担当部署であるアドミッションセンター所長と副所長が行った。本学では縦串の専門教育と横串の全学横断的な教育という構成を謳っている。本学が横串の教育に位置付けている共通科目は情報と英語と自校教育である。そこで、これらの担当教員・関連部署と相談した結果、情報と英語が上記の訴求を明確化できたため、この情報と英語の 2 科目を入学前教育として実施することとした。従来のリメディアル教育については、有償の講座を希望者に斡旋している。

各学科の取組みの事例として、造形表現学科では、大学で現在実施している総合型選抜よりも以前から AO 入試（総合型選抜）を行っている。当学科では、オープンキャンパス時に複数回の実技講習会を実施している育成型入試が特徴である。「1、2 年生向け美術入門」では美術の経験の少ない初心者、美術を楽しんでみたい、挑戦してみたいという高校生向けの講習である。さらに「受験生のための造形学校」では、自分の表現力の確認や実技入試の準備、造形表現学科の指導方針を入学希望者が知ることができる独自の体制をとっている。また、対面による AO 入試（総合型選抜）だけでなく、オンラインを活用した総合型選抜を AO 入試 2 期として、コロナ禍の令和 4 年度から行っている。オンラインを活用した当入試では、不正防止対策として選抜要項や学生募集要項等での注意事項の周知を公正に行っている。また、送付されたエントリーシートにより、本人確認や環境確認を行った。さらに、通信状況の事前確認の他に、希望者が非常に多くなった場合の受け入れ体制の構築、強化等に不安があるものの、遠距離の入学希望者が経済的負担なく受験できるメリットが認められるため、オンラインの入試を行っている。オンラインでグループ面接を実施した場合、受験者により通信状況が異なり面接内容に差が出る可能性があるため、公平な受験機会の確保として、本入試の全ての入学希望者にオンラインでの個人面接を実施している。

研究科では、人間生活学総合研究科に改組した平成 24 年度から、修士課程においてのみ、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することができる「長期履修学生制度」を導入しており、この制度を利用して入学する社会人大学院生が増えている。仕事をしながら修学するため標準在学期間の学費を分割して納入し、長期に渡り履修することができる長期履修学生制度は、修士課程の入学者の増加につながっている。

5.3 問題点

- (1) 大学の入学希望者の動向が年内入試に移行されており、年内入試である学校推薦型入試において、選抜方法と選考基準について入試制度ごとの凄み分けを検討することが課題である。大学設置基準の改正により、法令上の重要性が増したことから、現行のアドミッションポリシーを入試制度ごとに見直していく必要がある。令和 5 年度入試では、総合型選抜入試である渡邊辰五郎(自主自律)AO 入試の選抜方法を改革し、受験者数を伸ばすことができたが、同様に学校推薦型入試の柱であるグローアップ入試についても選抜方法を改革する必要性に迫られている。
- (2) 現在の大学入試制度を学生募集の観点からだけでなく、高大接続の観点からも検証する必要がある。具体的には各選抜方法について学力の三要素を基に評価・検証を行い、

「知識」や「技能」の評価に偏ることなく、「思考力」や「判断力」、「表現力」さらには「主体性」や「多様性」、「協働性」といった多面的な評価が今まで以上に可能となる選抜方法に改善する必要がある。また、育成型入試を全学的に実施する体制を整備することも重要と考えており、令和7年度の入試改革では、高校の教育指導要領と連動した新しい総合型選抜を取り入れる方向を模索している。

- (3) 大学では入試区分によって受験者数が少人数になるため、募集定員の見直しとともに選抜方法の改善が課題である。令和6年度入試では、グローアップ入試の選抜方法を「学力重視」「面接重視」の二通りに変更し、出願条件から全体の学習成績の状況を削除し、実施する。さらに、新規の入試制度として、英語外部試験利用推薦(併願制公募推薦)を加えることで、英語の4技能5領域を評価する英語外部テストと調査書を組み合わせた入試を実施する。しかしながら、多様な入試制度を整備することにより各入試制度の受験者数が少人数になり、数的根拠による検証が難しくなる傾向にある。現在、大学の入試制度ごとに学生の入学後の成績やGPS-Academic等の結果を検証し、募集定員の見直しとともに選抜方法の改善を図っているが、入試制度区分によっては少人数のため適当な学習成果測定自体を考慮する必要がある。各学科とアドミッションセンターの提案を摺り合わせて定員設定を検討する予定である。

5.4 全体のまとめ

本学は全学的に「自主自律」という建学の精神に基づいた教育を実践するために、大学全体・大学院全体、学科、専攻単位で各々のアドミッションポリシーを定め、入学者に求める関心・意欲、資質・能力等の人物像や判定方法を明確に示している。大学案内『大学で何を学び卒業後どう生きるか』や入学希望者向けの冊子である入試ガイド『入試がわかる本』に掲載するとともに、大学ホームページにも明示しており、広く社会に対しても本学の理念・方針を示している。また、学内でのオープンキャンパスや高校及び外部での相談会など、対面する機会においても、本学のアドミッションポリシーを十分に伝え、入学希望者への理解を促すよう徹底している。さらに、『学生募集要項』にも明記しており、入学希望者全員が本学のアドミッションポリシーを理解できるよう周知に努めている。学生募集及び入学者選抜は、アドミッションポリシーに基づき、個々の入学希望者の能力・適正等を評価するため、適切な学生募集方法と入学者選抜制度を公正かつ適切に実施し、各学部・学科とも、各入学試験において適切な定員を設定して合格者を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理している。また、学生が安心して学業に精進できるよう、奨学金等の経済的支援を各種用意し、学費とともに公表している。入学試験の制度及び試験の方法等を審議・立案するための機関として、「入学者選抜改善・改革委員会」を設置し、責任の所在を明確にしている。また、身体の障がい等により、受験上、配慮を必要とする場合には、合理的配慮に基づいて公平な入学者選抜を実施するとともに、多様な学生を選抜するため、外国人留学生、帰国子女、社会人等を対象とした入学試験制度を設置している。収容定員に基づく在籍学生数の管理の面では、各学部・学科において、在籍学生数の未充足にそなえて補欠合格を設け、当初の合否判定と補欠合格を効果的に運用することによって、適正な入学者数の管理に努めている。その結果、収容定員に対する在籍学生数は適正といえる範囲に収まっている。入学試験を公正に実施するため、各学部・

学科の入学試験に関しては、個人が特定できないような採点方法の配慮、教科毎における年度毎に設置する出題者会議の設置、出題の適否の評価・調整と全学の出題責任者懇談会による点検、全学版の試験監督要領による統一的な入学試験実施などの取組みが行われている。また、「入学者選抜改善・改革委員会」「入学試験委員会」、科内会議、教授会において、定期的に学生のアドミッションポリシーに基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定について検証している。

研究科の人材養成・教育目的及びアドミッションポリシーについては、大学院ホームページや『大学院要覧』等に掲載し明示しており、学生募集・入学者選抜の方法については、アドミッションポリシーに基づき、各専攻会議、専攻主任会議、研究科委員会で合否判定が正式に決定する透明性が確保され、公正かつ適切に実施されている。入学試験に関しても、各専攻の入学試験を研究科委員会が統括しており、公正性を担保している。収容定員に対する在籍学生比率について、おおむね定員を充足している。

このように全学的に公正かつ適切に入学試験を実施、検証しており、同基準をおおむね充足している。しかし、大学では年々志願者の減少が著しいことから、令和7年度の入試改革を計画し、問題点で挙げた項目についての大幅な入試制度の見直しと大学の生き残りをかけた策を講じていく必要があると認識している。

第6章 教員・教員組織

6.1. 現状説明

6.1.1. 大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学として求める教員像の設定

・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等

評価の視点2：各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

本学の教育理念は「1. 建学の精神である「自主自律」の道を歩むことのできる人材を育成する。2. 生活信条としての「愛情・勤勉・聡明」を実践できる人材を育成する。」であり、この理念を体現するため、各学部・研究科は東京家政大学学則及び東京家政大学大学院学則第2条に人材養成及び教育研究上の目的を定めている。（根拠資料 1-3、根拠資料 1-4）この理念・目的に基づいて、以下のとおり、大学として求める教員像と教員組織の編制方針を定め、ホームページで公表している。（根拠資料 6-1 【ウェブ】）

大学として求める教員像および教員組織の編制方針

本学は、建学の精神である女性の「自主自律」を実現するために、学生・教員・職員が一体となって、教育的努力により能力を伸長させ、教養を高め、専門的知識技能を養い、職能的訓練を施すとともに、勤労を好み、真に平和を愛する国家・社会の形成者を育成することを理念としている。この理念を実践するにふさわしい教員組織を編制するため、次のとおり大学として求める教員像と教員組織の編制方針を定める。

1. 大学として求める教員像

東京家政大学として求める教員像は、本学の建学の精神、生活信条、及び教育の理念を踏まえ、「学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」、「入学者受入れの方針」を理解し、本学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力と教育研究の成果を広く社会に提供することにより国家・社会の発展に寄与する能力を有する者とする。

2. 教員組織の編制方針

各学部・研究科は「教育研究上の目的」を実現するため、以下の事項に留意し「学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」に基づいた教員組織を編制する。

（必要教員数）

- ・大学設置基準、大学院設置基準に基づき、適切に教員を配置する。
- ・教育職員免許法等の関連法令に基づき、適切に教員を配置する。
- ・収容定員における教員一人あたりの学生数に配慮した教員組織を編制する。

（教員構成）

- ・特定の範囲の年齢、性別に著しく偏りが無いよう配慮する。
- (主要授業科目の担当)
- ・主要授業科目については原則として専任教員が担当する。
- (教員の募集・採用・昇格)
- ・教員の募集・採用・昇格にあたっては、本学の当該規程に基づき適切な運用を図る。
- (組織的な研修)
- ・本学の当該規程に基づき、個々の教員及び教員組織としての様々な活動全般に係わる能力の開発を行う。

本学の教員組織は、東京家政大学学則第9章教職員組織の第67条に、「本学に学長、学部長、科長をおき、また、副学長をおくことができる。」と定めている。また、第68条には「本学に教授、准教授、講師、助教、助手をおく。」と定め、各学部・学科の教員組織を編制している。(根拠資料1-3) 各学部・研究科に学部長と科長を任命し、教員の組織的な連携体制を構築するとともに、責任の所在を明らかにしている。

研究科は、東京家政大学大学院学則第9章教員及び運営組織の第48条に「本学大学院における授業及び研究指導は、本大学の教授が担当する。ただし、必要な場合には本大学の准教授及び講師(兼任講師を含む。)をこれにあてることができる。」と定めており、研究科には専任教員を配置していない。研究科の指導教員はすべて学部にも所属しており、大学院設置基準に準拠した「人間生活学総合研究科教員の任用に関する審査要項」に定める任用資格基準を満たした教員が大学院生の教育及び研究指導に当たっている。(根拠資料1-4、根拠資料6-2)

各学部・研究科は、教員組織の編制方針に明示する5つの項目「必要教員数」「教員構成」「主要授業科目の担当」「教員の募集・採用・昇格」「組織的な研修」を確認し、毎年度編制する各学部・学科の教員組織において、必要な教員を適切に配置することとしている。継続して各学部・学科の教育・研究活動が適切に進められるよう、職位・年齢・性別・専門分野・領域等のバランスがとれた教員採用計画を立案し、公募要項に反映している。教員の募集は、広く一般に公募することを前提に、透明性及び適切性を担保しつつ、公正・公平に教員審査・選考を行っている。(根拠資料6-3【ウェブ】)

各学部・学科の教員組織編制は、大学設置基準、大学院設置基準等の関連法令を充たすことはもとより、例えば児童学部においては、保育・教育現場での豊かな経験と実績を持つ教員はいるものの企業人や行政出身者の採用がほとんどないことを課題にあげ、児童学科では、学科として求める教員像と教員組織編制方針の策定に着手し、初等教育学科では改組の申請時に作成した基本的な考え方に基づき教員組織の編制を行っている。(根拠資料6-4) また、健康科学部においては、医療関係職種(国家試験受験資格を授与する教育を行っており、「保健師助産師看護師学校養成所指定規則」「理学療法士作業療法士養成施設指定規則」)を踏まえた教員組織を編制する必要がある。そのため、厚生労働省が示す「看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン」や「理学療法士作業療法士養成施設指導ガイドライン」に基づいて採用した教員で教員組織を編制している。

さらに、魅力ある実践的な授業の拡充や優れた研究を推進するために、現在進行している本学の中期計画に、「企業人など実務家、地域人材や外国籍の人材など多様なバックグラウンドを持った教員を採用する。」を掲げている。このような経歴の教員を積極的に採用するためには、教員審査基準等の見直しが必要であるが、その見直しに時間を要し、積極的に実務家教員等を採用できるような教員審査基準を整備できていない。令和6年度に向けて多様な人材の審査に適した基準を策定することを課題としている。(根拠資料 1-14) また、教員組織の適切性の点検・評価について、全学的観点からの点検・評価は十分に実施できていないため、大学としての将来構想を鑑みたと、退職者の後任をどのように採用していくかが課題である。

6.1.2. 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

評価の視点1：大学全体及び学部・研究科等ごとの基幹教員・専任教員数

評価の視点2：適切な教員組織編制のための措置

- ・教員組織の編制に関する方針と教員組織の整合性
- ・各学位課程の目的に即した教員配置
- ・国際性、男女比
- ・特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成への配慮
- ・教育上主要と認められる授業科目における基幹教員・専任教員の適正な配置（専任教員については教授又は准教授）
- ・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置
- ・教員の授業担当負担への適切な配慮
- ・教員と職員の役割分担、それぞれの責任の明確化と協働・連携

評価の視点3：指導補助者を活用する場合の適切性（資格要件、授業担当教員との責任関係や役割の明確化、指導計画の明確化等）

評価の視点4：教養教育の運営体制

本学は、大学設置基準及び大学院設置基準に基づいて、各学部・研究科の教育課程に相応しい教員組織を整備しており、法令上必要な専任教員数を満たしている。（大学基礎データ（表1））

特定の範囲の年齢に著しく偏らないよう教員採用の段階から配慮するとともに、期限付教育職員、特任教員職員等の任用についても、各学部・研究科の教育課程の特性に応じて教員の学識と経験、多様性を確保した教員組織としている。（大学基礎データ（表5））

教育研究上主要と認められる授業科目は専任教員が担当するよう配慮している。（大学基礎データ（表4））実験・実習科目及び演習科目については、授業の準備・補助や実験・実習室の管理・事務補助など、授業に係る教育業務を補助するため、期限付助教・期限付助手・教学助手を配置している。補助教員の適正な配置により、教員への授業支援並びに学生への学習支援を行っている。（根拠資料 6-5、根拠資料 6-6）

教員は「教育課程編成に係る授業配当に関する基本方針」にそって、専任教員は6コマ（12時間）以上、教育効果を考慮して、原則7.5コマ（15時間）程度を担当することとなっている。（根拠資料6-7）ただし、学部長や科長等の役職者に対しては負担軽減のため、科長は1コマ減、部長は2コマ減にする等の配慮を行っている。（根拠資料6-8）

大学における教養教育の管理運営はキャンパスごとに行っている。板橋キャンパスでは教養教育の管理運営を共通教育推進部が担当し、その実施体制を確立している。「共通教育推進部規程」に基づき、業務を遂行するための運営委員会を設置しており、共通教育推進部長、4つの部会（自校教育科目部会、人間教育科目部会、情報関連科目部会、体育関連科目部会）の各部長と4つのセンター（教育支援センター、学生支援センター、学修・教育開発センター、グローバル教育センター）の各所長を含む常任委員、そして各学科・各科から選出される運営委員で構成している。いずれの構成員も専任教員から選出しているが、必ずしも共通教育科目の担当者である必要はない。（根拠資料3-9）狭山キャンパスにおける教養教育の管理運営は各学科で行っている。

研究科には、修士課程に6つの専攻、博士課程に1つの専攻を設置し、教員組織はそれぞれの専攻の学問領域に配慮して編成している。本研究科の専任教員は、学部と研究科を兼任している。専任教員数は、修士6専攻で、93名（うち博士後期課程1専攻の担当者は30名）であり、設置基準上必要な教員数40名を十分満たしている。また、本研究科のディプロマポリシー、カリキュラムポリシーに沿って編成された科目の質を十分に担保し得る教員を各専攻会議、専攻主任会議、研究科委員会で、授業科目担当の教員審査において審議し、資格の明確化と適正な配置を行っている。今後は、研究科に求める教員像を明確にすることを考えている。（根拠資料6-9、根拠資料6-10、根拠資料6-11）

6.1.3. 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

評価の視点1：教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備

評価の視点2：規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

本学の専任教員の採用及び昇任については、「教員審査委員会規程」「教員審査基準Ⅰ」「教員審査基準Ⅱ」「教員審査基準Ⅱの運用内規」「教員審査基準規程の付記事項」を定めて、教員募集、採用及び昇任を適切に行っている。（根拠資料6-12、根拠資料6-13、根拠資料6-14、根拠資料6-15、根拠資料6-16）

専任教員の採用手順は次のとおりである。1.各学科で専任教員の採用が必要になった場合、当該学科において人員構成の検証及び担当授業科目の計画を踏まえた人事計画を策定する。2.学長が当該学科の人事計画を確認した後、協議会において専任教員採用に係る人事計画に基づく採用枠の枠取り及び募集要項を承認する。3.当該学科において教員募集を行う。4.応募者の「履歴書」「教育研究業績書」等の応募書類から、学科において書類審査、面接、模擬授業等を行い、候補者を数名に絞り込む。5.教員採用委員会により候補者を1名選定する。6.教員審査委員会で「教員審査基準」に基づき審査し承認を得る。7.教授会で教員審査委員会の審査結果の審議を経て、理事会が採用を決定する。

非常勤教員の採用に関しても、教員審査委員会において「教員審査基準」に基づき審査し、承認された後、教授会の審議を経て、理事会が採用を決定している。なお、非常勤教員の昇給については、本務校での昇任や内規に定められた本学勤続年数を基準として候補者を選出し、所属学科で研究業績等を審議して推薦者を決定する。その後、教員審査委員会の「教員審査基準」に基づく審査を経て「学校法人渡辺学園非常勤者勤務規程」に定められた別表(1)非常勤講師等の時間給表に基づき、相当資格（ランク）を決定する。（根拠資料 6-17）

専任教員の昇任に関しても、教員審査委員会が昇任候補者の教育研究業績を「教員審査基準」に基づいて審査し、教授会の審議を経て、理事会が決定している。

研究科の専任教員は、学部所属の教員が兼担しているため、教員の募集・採用・昇格は、研究科の維持に考慮しつつ、学部が実施している。研究科の授業科目担当審査については、「人間生活学総合研究科教員の任用に関する審査要項」に基づき適切に判定し、配置している。（根拠資料 6-2）

6.1.4. ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点1：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施

評価の視点2：教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

評価の視点3：指導補助者に対する研修の実施

東京家政大学の学修の充実・向上に資するべく、学部・学科及び関連部署と協働し、全学の教育活動の改善に向けて組織的かつ継続的に取り組むことを目的として、「学修・教育開発センター」及び重要事項の審議機関として「学修・教育開発委員会」を設置し、教育改善のためのFD活動の推進を行っている。また、教員の研究活動の活性化に資するため、科学研究費助成事業の申請・採択件数の増加に向けた支援体制の充実を図っている。（根拠資料 3-4、根拠資料 6-18【ウェブ】、根拠資料 6-19【ウェブ】、根拠資料 6-20、根拠資料 6-21）

具体的な取組み事例は以下の通りである。

【FD研修会】

全学的に行う大規模な「リサーチウィークス」及びテーマ別に実施する「ミニFD」等、様々な単位でFDを実施している。学内の課題や問題意識に沿った内容で企画し、令和5年度は以下のとおり「アクションプラン報告会」や「DP変更に係る視点、検討すべき事項等について」と題したFDを実施した。

① 「アクションプラン報告会」

学科単位で定めたアセスメントプランに基づく年間計画「アクションプラン」の学科の進捗状況及び今後の展開についての報告会を実施した。学修教育・開発センター職員による学校基本法や大学設置基準等の関係法令についての解説を通して自己点検等とアクションプランのかかわりを理解し、今後の活動につなげた。（根拠資料 6-22）

② 「DP変更に係る視点、検討すべき事項について」

ディプロマポリシーの変更を検討している学科を対象に、外部講師を招き、ディプロマポリシー変更にあたっての留意事項やルーブリックに関するアドバイスをを行うFDを実施した。

開催方式はオンラインやオンデマンドも活用し、上記以外のFD研修会も含めて専任教員の受講率が100%となるよう推進している。

研究科においても、12月にFD講演会「日本の高等教育改革の動向をどう読み解くかー大学院改革を中心としてー」を学修・教育開発センターと研究科の共催で開催した。（根拠資料 6-23）

【GOOD 授業賞】

令和4年度から「授業の学生満足度が高く、教育的に質の高い授業を選出し、担当教員の栄誉を称える」「表彰制度により教育内容や教育方法の改善に向けた教員のモチベーションを高める」「受賞者の授業運営に関する経験値や知見等を共有し、全学的に組織的な教育レベルの底上げを図る」ことを目的として「GOOD 授業賞」を新設した。前年度の授業評価アンケート結果を基に令和4年度には8授業を選定し、うち4授業の取組みをリサーチウィークス内及びCRED通信（広報誌）にて報告した。（根拠資料 6-24 【ウェブ】）令和5年度には10授業を選定し、「Tokyo Kasei Press 広報誌なでしこ」にて報告した。（根拠資料 6-25、根拠資料 6-26 【ウェブ】）全学的な教育力向上のために継続して一層の発展を図ることとしている。

【教育改革推進経費】

本学の教育をさらに充実・向上させることを目的に、教育方法や教材の研究・開発に対して必要な費用全般を補助する制度を策定している。（根拠資料 6-27）学内公募により対象が決定し、令和5年度は「アパレル 3D-CAD 教育教材の作成」他、計3件を採択した。（根拠資料 4-22 【ウェブ】）毎年2月に開催する「東京家政大学リサーチウィークス」内で学内に成果を公表・展開することで教育の充実を図っている。（根拠資料 6-28）

【IR：授業アンケート等】

学内の各種データを学修・教育開発センターで集約し、全学科に対してデータを提供している。（根拠資料 4-31）例えば、全授業に対して実施している授業アンケートでは、学生評価及びコメントを担当教員が確認し、フィードバックを返すことにより授業の振り返り及び次年度の改善に活用している。（根拠資料 4-36、根拠資料 6-29）

【スチューデントアシスタント（SA）への研修】

初年次自校教育科目「スタートアップセミナー 自主自律」では、SA制度を導入しており、上級生が授業補助を担当している。SAの採用にあたっては、当該科目の検討を行う「自校教育部会」の所属教員によるSA対象の研修を必ず実施することとし、「科目の狙い」「SAの役割」「担当上求められること」等の理解を促している。（根拠資料 6-30）

6.1.5. 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学は、「東京家政大学・東京家政大学短期大学部自己評価委員会規程」を定め、「自己評価委員会」のもとに7つの部会を設けて全学的な点検・評価を行っている。（根拠資料 2-1）教員組織の自己点検・評価は教育支援・グローバル推進部会が担っている。具体的には、学部・研究科及び関連部署が「点検・評価活動シート」を用いて現状及び課題の分析、それに伴う当該年度の活動計画の策定及び実施、達成等の評価を行う。これに対して、部会及び「自己評価委員会」が点検・評価を行い、フィードバックしている。

また、令和元年度に前学長の指示により様々な学科の教員で構成する「教員審査基準の見直しに関する委員会」を設置した。委員会では、「教員審査委員会規程」の見直しを行い、令和2年度に専任教員の昇任の際の「昇任の機会」「資格点」の見直しや採用・昇任時審査に適用する「教員審査基準Ⅱ」の評点に基準点を設け、教員審査の適切性を担保できるように改正した。（根拠資料 6-31、根拠資料 6-14、根拠資料 6-15）

その後、令和2年度に発足した「全学教員人事検討委員会」において、期限付教育職員の在り方を検討し、期限付とする条件、待遇、期限付から任期なしへの採用条件等について学長を中心として審議を進め、令和4年度に全面的な規程の改正（令和5年度施行）を行った。（根拠資料 6-32）

6.2. 長所・特色

本学では、学修・教育開発センターが中心となり、組織的にFD活動の推進を行っている。全学的に行う大規模なFDから、学科単位で行う小規模なFDまで様々なFD活動を実施しており、オンラインやオンデマンドを活用することで教員の参加を促し、専任教員のFDの受講率が100%となるよう推進している。

令和4年度に、授業の学生満足度が高く教育的に質の高い授業を選定し、担当教員の榮譽を称えることで教員のモチベーションを高め、全学で組織的に教育レベルの底上げを図ることを目的とした「GOOD授業賞」を新設した。令和4年度は8授業、令和5年度には10授業を選定し、表彰するとともに広報誌等を通じて学外にも公表している。この他にも教育方法や教材の研究・開発に対して必要な費用全般を補助する「教育改革推進経費」を設置している。毎年2月に開催する「東京家政大学リサーチウィークス」内で学内に成果を公表・展開することで教育の充実を図っている。これらの取り組みを継続的に行うことで、全学で組織的に教育力の充実・向上を図っている。

さらに、各学部・研究科においても各々の特色ある取り組みが行われ、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげている。

6.3. 問題点

(1) 魅力ある実践的な授業の拡充や優れた研究を推進するために、現在進行している本学の中期計画に、「企業人など実務家、地域人材や外国籍の人材など多様なバックグラ

ウンドを持った教員を採用する。」を掲げている。このような経歴の教員を積極的に採用するための審査基準等の作成には至っていない。令和 6 年度に向けて多様な人材の審査に適した基準を策定することを課題としている。

- (2) 教員組織の適切性の点検・評価について、全学的観点からの点検・評価は十分に実施できていないため、将来展望を踏まえた大学として退職者の後任をどのように採用していくかが課題である。また、基幹教員については令和 5 年 11 月に FD を実施し、令和 6 年度から令和 4 年度に改正された大学設置基準に則った体制を構築する計画である。
- (3) 研究科の求める教員像は、個々の専門領域の学識の高さはもちろんのこと、「人間生活学」の観点から「現場に学び、共に研究し、研究成果を現場に生かす」ような「学」の視野を持ち学生を指導する教員である。今後は、研究科内で概念の共通理解、さらに社会に向けた十分な研究成果の発信を行いたい。さらに FD 活動については、大学院在学学生へのアンケート調査を精緻化し、結果のフィードバックが、教育・研究指導の改善につながるように制度設計をする必要があり、東京家政大学大学院 FD 委員会を開催していく予定である。

6.4. 全体のまとめ

本学の教育理念を体現するため、東京家政大学学則及び東京家政大学大学院学則第 2 条に人材養成及び教育研究上の目的を定めている。この理念・目的に基づいた「大学として求める教員像と教員組織の編制方針」を定め、ホームページ上で公表している。各学部・研究科において、教員組織の編制方針に明示した項目を確認し、必要な教員を適切に配置することとしており、現有教員の専門分野を検証し、各学部・研究科の教育・研究活動が適切に進められるよう、バランスの取れた教員採用計画を立案し、公募要領に反映している。教員の採用にあたっては広く一般に公募することを前提に、透明性や適切性を担保しつつ、公正・公平な教員審査・選考を行っている。

本学は、大学設置基準及び大学院設置基準に基づいて、各学部・研究科の教育課程に相応しい教員組織を整備しており、法令上必要な専任教員数を満たしている。教員採用の段階から年齢構成や、各学部・研究科の教育課程の特性を考慮することで、バランスのとれた適切な教員組織を編成することとしている。教育上主要と認められる授業科目は専任教員が担当することとしており、教員の授業担当については、「教育課程編成に係る授業配当に関する基本方針」及び「教員の担当コマ数に関する教授会決定」に基づいた適切な配慮を行っている。また、実験・実習及び演習科目については、授業に係る教育業務を補助する期限付助教・期限付助手・教学助手を配置し、教員への授業支援並びに学生への学習支援を行っている。

板橋キャンパスにおける教養教育の管理運営は共通教育推進部が担当しており、規程に基づいた運営委員会を設置し、業務を遂行している。狭山キャンパスにおける教養教育の管理運営は各学科で行っている。しかし、基準 4 で記述したとおり、社会からは専門分野を超えた汎用的な力が求められており、これに応えるべく、本学の教育理念・目的に基づく全学的な共通教育の検討及び実施組織の設置を進めている。

専任教員の採用及び昇任については、「教員審査委員会規程」「教員審査基準Ⅰ」「教員審査基準Ⅱ」「教員審査基準Ⅱの運用内規」「教員審査基準規程の付記事項」を定め、教員募集から採用までの手続き及び昇任に係る手続を適切に行っている。

研究科の専任教員は、学部所属の教員が兼担しているため、教員の募集・任用・昇格は、研究科の維持に考慮しつつ、学部が実施している。研究科の授業科目担当審査は「人間生活学総合研究科教員の任用に関する審査要項」に基づき適切に行っている。

非常勤講師についても「教員審査委員会」において「教員審査基準」に基づき審査し、承認された後、教授会の審議を経て、理事会が採用を決定している。非常勤講師は相当資格に応じた給与体系としている。非常勤講師が本務校での昇任や内規に定められた勤続年数等の要件を満たした場合は、所属学科での審議を経て、「教員審査委員会」にて審査を行い、相当資格の改定（昇給）を行うこととしている。

本学では、全学の教育活動の改善に向けて組織的かつ継続的に取り組むことを目的として、「学修・教育開発センター」及び重要事項の審議機関として「学修・教育開発委員会」を設置し、組織的に教育活動改善のためFD活動を推進している。大小さまざまな規模で実施するFD研修会や、教育改革推進経費、GOOD授業賞などの取組みを通じて、教員の資質向上に努めている。

前述の【長所・特色】のとおり、各学部や大学院において、各々の特色ある取組みが行われ、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につながっている。

一方、前述の【問題点】のとおり、教員組織の適切性の点検・評価については、各学部の教授会及び研究科委員会において、必要に応じて点検・評価を実施しているが、全学的観点からの点検・評価は十分に実施できていないため、今後の対応が必要になっている。

また、11月に外部講師による基幹教員制度についての研修会「大学設置基準改正のポイント～「基幹教員」を中心に～」を実施し、今後必須となる制度設計の確実な実施に向けた取組みを開始した。（根拠資料 6-33）

第7章 学生支援

7.1. 現状説明

7.1.1. 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

本学では、大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえ、学生一人ひとりが学修に専念して、充実した学生生活を送ることができるように学修環境を整備し、建学の精神である女性の「自主自律」の実践、促進、体現に向けた組織的な支援を目的として、学生支援に関する方針を定め、大学ホームページ及び『学生便覧』で公開している。（根拠資料 7-1 【ウェブ】、根拠資料 1-9、根拠資料 1-10）

学生支援に関する方針

学生一人ひとりが学修に専念して、充実した学生生活を送ることができるように学修環境を整備し、建学の精神である女性の「自主自律」の実践、促進、体現に向けた組織的な支援を目的として、学生支援に関する方針を定める。

基本方針

1. 各学部学科・科、研究科が目標とする人材養成の実現に向けて、学生指導および福利厚生を充実させる。
2. 学生が自主自律の道を歩み、生活信条を実践することができるよう組織的な支援を行う。
3. 学生が学修に専念し達成度向上と各種免許・資格取得のための学修支援を行う。
4. 学生の学生生活が実り多くなるべく正課外活動、修学資金等の学生支援を行う。
5. 学生一人ひとりが生き方や卒業後の進路を意識し、自らの資質向上を図るための場の提供を行う。
6. 学生の心身の健康を保つための生活支援を行う。
7. 障がいのある学生の組織的な支援体制を整備する。
8. 学生の各種相談に応じる組織的な連携体制を整備する。

学修支援

建学の精神である女性の「自主自律」の実践を支援するために、次の方針の下に組織的な学修支援策を実施する。

- ・学生が自主的かつ意欲的に学修に臨むことができるように、環境と仕組みを整備する。
- ・学生が学修を円滑に進めることができ、学修達成度及び満足度が向上、また各種免許・資格が取得できるよう、相談、指導、教育活動を行う。

学生生活支援

建学の精神である女性の「自主自律」を促進するために、次の方針の下に組織的な学生支援策を実施する。

- ・ 学生が他者との関わりや活動を通して社会性を醸成できるよう、正課外活動を促進する。
- ・ 学生が多様な価値観や気づきを得て豊かな人間性を醸成できるよう、各種講座などの場を提供する。
- ・ 学生の経済的負担を軽減するために、奨学金などの制度を整備、提供する。
- ・ 学生が安心して学生生活を継続できるよう、相談を受け、教職員が連携・協働を図り支援する。
- ・ 障がいのある学生が円滑に学生生活を送ることができるよう、教職員が連携・協働を図り支援する。
- ・ 学生のキャンパス・アメニティを整備し、快適な学修・生活環境の充実を図る。

キャリア支援

建学の精神である女性の「自主自律」を体現できる卒業生を輩出するために、次の方針の下に組織的なキャリア支援策を実施する。

- ・ 学生のキャリア形成に資するために、正課の教育課程と正課外の支援を有機的に構成した機会やプログラムを提供する。
- ・ 学生自らが自身の進路を決定できるよう、学生からの相談に応じる。
- ・ 学生が的確な判断や決定ができるよう、情報の収集と提供に努める。
- ・ 学生の就職活動を支援するために、卒業生の就職先を始めとして、企業・施設などとのネットワークの強化を図る。
- ・ 個々の学生の主体的な活動（行動）を促進するために、教職員が連携・協働を図る。

7.1.2. 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

評価の視点1：学生支援体制の適切な整備

評価の視点2：学生の修学に関する適切な支援の実施

- ・ 正課外教育
- ・ 自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談対応、その他学習支援
- ・ オンライン教育を行う場合における学生の通信環境への配慮（通信環境確保のための支援、授業動画の再視聴機会の確保など）
- ・ 留学生等の多様な学生に対する修学支援
- ・ 障がいのある学生に対する修学支援
- ・ 成績不振の学生の状況把握と指導
- ・ 留年者及び休学者の状況把握と対応
- ・ 退学希望者の状況把握と対応
- ・ 奨学金その他の経済的支援の整備
- ・ 授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

評価の視点3：学生の生活に関する適切な支援の実施

- ・学生の相談に応じる体制の整備
- ・ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備
- ・学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮
- ・人間関係構築につながる措置の実施（学生の交流機会の確保等）

評価の視点4：学生の進路に関する適切な支援の実施

- ・キャリア教育の実施
- ・学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備
- ・進路選択に関わる支援やガイダンスの実施

評価の視点5：学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施

評価の視点6：その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

(1) 学生支援体制の適切な整備

本学ではクラス担任制を導入しており、本学の学生支援のうち「修学支援」については、全学部・学科でクラス担任を中心に、教育支援センター学修支援課（板橋キャンパス）及び狭山学務部学務課（狭山キャンパス）と連携しながら、留年・休学・退学に関する対応や成績不振者に対する面談等の対応を行っている（根拠資料 7-2）また、修学を継続するための奨学金等の「経済的支援」は、学生支援センター学生支援課及び狭山学務部学務課が担当している。「生活支援」については、心理・身体両面の相談は保健センター（板橋）及び狭山保健室、障がい学生等の支援は学生支援センター学生支援課及び狭山学務部学務課がそれぞれ対応している。また、各学科教員及び関連部署の職員から構成する学生委員会、障がい学生等支援委員会、学生アドバイザーミーティングで必要事項を検討している。

（根拠資料 7-3、根拠資料 7-4、根拠資料 7-5）ハラスメントに関しては「学校法人渡辺学園ハラスメント防止対策委員会」を設置し、対応している。（根拠資料 7-6）「進路支援」については、学生支援センターキャリア支援課及び狭山学務部学務課が学生一人ひとりの就職支援を担当するとともに、各学科の教員から構成するキャリア・就職委員会を設置している。また、地域連携推進センター（板橋）では、キャリア支援・資格取得対策講座や公務員講座（在学生対象）を開講している。（根拠資料 7-7）

正課外活動については、学生支援センター学生支援課及び地域連携推進センター（狭山）がボランティア活動、ヒューマンライフ支援センターが産学連携プロジェクトを担当しており、学生の正課外活動の充実を図っている。

全学的な学生サポート体制として「Flower Network」を組織し、学生が相談内容に応じて気軽に相談できるように、リーフレットの配布・掲示により周知している。（根拠資料 7-8）以上のことから、本学の学生支援体制は適切に整備していると言える。

研究科では、教育支援センター学修支援課（大学院担当）が窓口となり、指導教員と連携して、留年・休学・退学に関する対応を行っている。学生の学修・研究支援については、学会発表経費の全額あるいは一部を補助する研究助成制度や日本学生支援機構奨学金、本学独自の三木奨学金、後援会奨学金、石川梅子奨学金などの制度がある。修士課程におい

ては、長期履修学生制度を導入し、就業等の理由により、2年間の総学費で3年もしくは4年の修業を可能としている。（根拠資料 4-4）また、キャリア支援については、学生支援センターキャリア支援課が情報提供等を行っており、令和5年度は入学時オリエンテーションで説明を行った。

（2）学生の修学に関する適切な支援の実施

①修学に関する支援

全学部・学科でクラス担任制やオフィスアワーを設けており、学生一人ひとりに対して、入学から卒業まで学修指導や助言を行う体制を整備している。週に1回以上のオフィスアワーの時間は、クラス担任に限定せず、教員に質問・相談ができる体制を整えている。

教育支援センター学修支援課及び狭山学務部学務課では、履修ガイダンスの実施や窓口での相談を受付け、学生の履修・成績・休学・退学に関する様々な疑問や不安の解消を図っている。特に、板橋キャンパスでは履修登録期間中の1週間は「履修サポートデスク」の設置、狭山キャンパスでは在学生と職員が協力した新入生ガイダンスの実施等の工夫を行っている。（根拠資料 7-9）また、教育支援センター学修支援課及び狭山学務部学務課では、成績不振学生、留年・休学・退学等の状況を把握し、休学・退学を希望する学生及び保証人に対しては、その都度休学・退学に関する情報提供やアドバイス等をクラス担任と連携してきめ細やかに行っている。（根拠資料 1-9、根拠資料 1-10）休学・退学等の学籍異動の手続きについては、『学生便覧』で周知している。（根拠資料 1-9、根拠資料 1-10）

研究科では、入学生に対して、教育支援センター学修支援課（大学院担当）が履修登録、奨学金制度、研究への助成制度等に関する説明を行っている。また、休学、退学等については、特別研究の指導教員と教育支援センター学修支援課（大学院担当）が緊密に連携し、『大学院要覧』に基づき対応している。（根拠資料 4-4）出産・育児のため就学が困難となった学生には、就学時出産休学及び就学時育児休学が認められており、令和3年度に出産休学1名、令和4年度に育児休学1名、令和5年度に出産休学1名の実績がある。（根拠資料 4-4）教育研究環境としては、6つの院生研究室を備え、各5台のパソコンを設置している。また、学内無線LAN環境を完備し、3つある大学院講義室も空き時間には自由に利用できる環境を準備している。

②正課外教育

グローバル教育センターでは、全学生に対してグローバルマインド育成及び国際交流の機会、語学学習を提供し、加えて板橋キャンパスの学生に対しては、共通教育科目言語文化科目のサポートを行っている。（根拠資料 7-10）令和5年度は、4月に新入生ガイダンス、海外語学研修説明会、英語学習サポート説明会、夏期専門研修説明会、9月に海外語学研修説明会、春期専門研修説明会を実施した。また、年間を通して様々なイベントを開催している。これらの情報は、学修支援システム manaba、ポータル、学内掲示等で学生に周知し、問合せ等は随時受け付けている。（根拠資料 7-11）ここ数年、新型コロナウイルス感染症の影響で説明会等への参加者数が減少していたが、令和5年度

は説明会参加者数、プログラム参加者数、応募人数とも令和4年度と比べて改善している。(根拠資料 7-12)

③留学生に対する修学支援

留学生に対しては、教育支援センター学修支援課とグローバル教育センターが協力し、在留管理と日本での生活全般の支援を行っている。令和5年度は新型コロナウイルス感染症の収束に伴って3年ぶりに3人の留学生が入学したため、関連部署との情報共有や連携のあり方について見直しを行った。また、将来的に留学生の増加を目指し、グローバル教育センター、教育支援センター学修支援課、アドミッションセンターが協同し、留学生の保証人の考え方、入学後の提出書類の見直し、出願方法の変更を行った。これまで本学は日本留学生試験の結果を出願用件としており、6月の日本留学試験の結果が7月末に提示されるため、本学の7月入試には出願できなかったが、7月の留学生試験を9月実施に変更し、受験の機会を増やした。(根拠資料 7-13)

④障がい等のある学生への修学支援

障がい等のある学生に対する修学及び学生生活における支援の推進を目的とした全学的組織として、平成28年4月1日に「障がい学生等支援委員会」を設置した。委員会は、障がいに関する専門知識を有する専任教員、学生支援センター学生支援課及びキャリア支援課、アドミッションセンター、教育支援センター学修支援課、狭山学務部学務課及び総務課、保健センター(板橋)、狭山保健室、総務部総務課、財務部管財課、障がい学生支援コーディネーターから構成されている。

「障がい学生等支援委員会」は、障がい学生から授業担当者に対して合理的配慮を求める申請があった際に、その配慮内容の妥当性を審議・決定する役割を担っている。(根拠資料 7-4) 独立行政法人日本学生支援機構の調査によれば、ここ数年で大学等に在籍する障害学生数は大きく増加しており、本学においても同様の傾向が示されている。そこで、増加する申請に迅速に対応するため、令和3年度に「障がい学生等支援委員会規程」を改正した。具体的には、一人の障がい学生からの申請に対して速やかに「障がい学生等支援委員会配慮要請対応検討小委員会(以下、「小委員会」という)」を開催し、専門委員2名が中心となって申請された配慮内容の検討を行うことで、迅速な対応を進めることが可能となった。これによって、障がい学生が申請を行ってから実際に合理的配慮を受けられるようになるまでの期間が短縮され、学生サービスの向上が図られた。(根拠資料 7-14)

障がい学生の支援全般にわたり、障がい学生支援コーディネーターは重要な役割を担っている。本学では、公認心理師、臨床心理士、精神保健福祉士、社会福祉士等の有資格者あるいはこれと同等の専門的知識・スキルを有する人材が担当している。障がい学生や保護者に対して支援制度の内容や手続き等の説明を行い、実際に申請を希望する場合には個別面談を行っている。一人ひとりのペースに合わせたきめ細やかな対応を行うことで、履修している授業に対して希望する配慮内容を学生自身が主体的に決定できるようサポートしている。また、「小委員会」で決定した配慮内容を各授業担当者に送付し、回答を受理している。授業担当者からの問合せに丁寧に応じることで、教員に対して一方的に配慮を求めるのではなく、教員が十分に理解した上で配慮を実行できるよう支援している。さ

らに、必要に応じて障がい学生の相談を受けるなどのフォローアップを行っている。（根拠資料 7-15、根拠資料 7-16）

障がい等のある学生支援の相談窓口は、学生支援センター学生支援課及び狭山学務部学務課が担っており、板橋キャンパスでは、障がい学生支援コーディネーターが支援のコーディネートを行っている。狭山キャンパスは、学務課長が窓口となり、課員と共有し、板橋キャンパスの障がい学生支援コーディネーターの助言を受けながら、配慮内容の検討をフローチャートに沿って対応している。非常勤講師を中心に支援制度や配慮内容に関する問合せが複数あったため、令和 5 年度には、障がい理解や障がい学生支援の周知・協力依頼を目的として、『教員要覧』や大学ホームページに障がい学生の支援体制を掲載したり、教職員に障がい学生に関する手引きを配布した。（根拠資料 7-17、根拠資料 7-18、根拠資料 7-19【ウェブ】、根拠資料 7-20）また、本学の中期計画に基づき、2つの取組みを行っている。まず、令和元年度から、障がい理解を目的とした FD・SD 研修を開催し、令和 5 年 7 月は、「青年期の精神保健の重要性～うつ、軽度発達障害を中心に～」をテーマとした研修会を開催した。また、令和 5 年 7 月から 8 月に学生及び教職員を対象として、学内におけるバリアフリーに関するアンケート調査を実施し、その結果をもとにバリアフリーマップの改訂作業を進めている。（根拠資料 7-21、根拠資料 7-22）

研究科においては、これまで障がい学生による合理的配慮の希望はなかったが、今後は大学院生においても学部と同様の支援が必要となる可能性を考慮し、令和 5 年度に「障がい学生等支援委員会規程」を改正し、本学の障がい学生支援の対象として、大学院生、科目等履修生、研究生も含まれることを明記した。また、規程の改正について研究科委員会で報告し、大学院担当教員への周知を図った。

⑤奨学金等の経済的支援

経済的支援の整備は、学生支援センター学生支援課及び狭山学務部学務課が担当している。本学独自の奨学金（給付型、授業料減免型）、日本学生支援機構奨学金、高等教育の修学支援新制度、地方自治体・財団の各種奨学金の手続きを行っている。（根拠資料 7-23【ウェブ】、根拠資料 7-24、大学基礎データ（表 7））奨学金に関する情報提供は、学生には新年度のクラス懇談会及び新入生ガイダンス、教員には「学生指導連絡会」や「学生委員会」で行っている。（根拠資料 7-25、根拠資料 7-26）また、日本学生支援機構の令和 4 年度の新型コロナウイルス感染症対策助成事業（食に対する支援）に続き、令和 5 年度は、両キャンパスにおいてそれぞれ「物価高に対する経済対策支援事業」の補助金を活用した支援を実施した。（根拠資料 7-27、根拠資料 7-28、根拠資料 7-29、根拠資料 7-30）令和 5 年度には、中期計画の一環として、板橋キャンパスの在学生及び新入生を対象に学生生活実態調査を実施し 88.9%の回答を得た。今後は、集計結果を踏まえて学生ニーズに応じた奨学金のあり方を検討していく予定である。（根拠資料 7-31）

研究科においても、日本学生支援機構奨学金のほか、本学独自の奨学金制度（三木奨学金、後援会奨学金、石川梅子奨学金）を整備している。また、大学院独自の経済的支援として、学会参加・発表等の学外研究活動にかかる費用を助成する「大学院生研究助成制度」、職業を有している等の事情を有する学生を対象とした「長期履修制度」（2年

間の総学費で3年もしくは4年の修業を可能とする)を設けている。これらの情報は、『募集要項』や『大学院要覧』で周知している。(根拠資料 4-5、根拠資料 4-4)

(3) 学生の生活に関する適切な支援の実施

①相談体制の整備

本学では、学生生活支援全般(学修、学生生活、進路等)の相談相手となり、充実した学生生活を享受するための指導・支援を職務としたクラス担任制を導入している。クラス担任マニュアルの配布や「学生指導連絡会」の開催を通じて、クラス担任の役割等を教員に周知している。(根拠資料 7-2、根拠資料 7-32、根拠資料 7-33) 学生は、学修支援システム manaba、メール、オンライン会議システム等を利用してクラス担任に相談することができる。また、欠席が多い学生にはクラス担任から連絡して相談を促す等のきめ細かい対応を行っている。

学生生活の悩みやメンタルヘルスの問題を抱えた学生に対しては、板橋・狭山両キャンパスに設置している学生相談室で、公認心理師や臨床心理士の資格を有するカウンセラーが個別面談を行っており、必要に応じて嘱託婦人科医師・精神科医師の相談につなげている。また、一人で過ごし孤立している学生の居場所や学年・学科を超えて交流できる場として、グループワーク活動を実施している。令和5年度はハーバリウムボトルを作り、参加学生同士で作品について感想を伝え合った。和やかに談話できたことで「参加して楽しかった」という感想を多く得ている。また、「お疲れサマー会」や「心理テストを受けてみよう」を企画し、好評を得た。(根拠資料 7-34、根拠資料 7-35、根拠資料 7-36)

また、学生の多様な問題を大学全体で連携しながら支援することを目的として、各キャンパスで学生アドバイザーミーティングを設け、定期的を開催している。学生アドバイザーミーティングは、板橋キャンパスは各学科から選出された学生アドバイザー(教員)、教育支援センター、学生支援センター、アドミッションセンターの各担当者、保健センタースタッフで構成し、狭山キャンパスは、各学科から選出された学生アドバイザー(教員)、学務課担当者、保健室及び相談室のスタッフで構成し、個人情報に十分配慮して相談内容等の情報共有や意見交換を行い、学生への指導・助言、関係学科、担任との調整・連携業務に関連する事項を処理している。(根拠資料 7-5) 特に、障がいのある学生については、保健センター(板橋)及び狭山保健室の教職員が「障がい学生等支援委員会」の委員となり、学生支援センター障がい学生支援コーディネーターや狭山学務部学務課職員が、クラス担任、医療機関、家族と連携を図りながら対応している。

研究科では、特別研究の指導教員が学生生活支援全般(学修、学生生活、進路等)の相談相手となっている。教員一人当たりの指導学生数は数名であるため、学生一人ひとりにきめ細やかな対応を行っている。また、大学院生も学生相談室を利用することが可能であり、研究活動や学生生活の悩み、メンタルヘルスの問題、身体不調等の相談を気兼ねなく行える環境を整えている。

②心身の健康、保健衛生に関する支援

大学院生を含む本学学生の健康の保持増進を図り、教育効果の向上を助けることを目的として、保健センター（板橋）及び狭山保健室を設置している。（根拠資料 7-37、根拠資料 7-38）毎年健康診断を実施し、疾病のある学生に対して保健室で個別に保健指導を行っている。また、学校医と連携をとりながら、看護師が怪我・病気の応急処置、医療機関の紹介や搬送・保健指導を行っている。

心身の健康に関する啓発活動や一次予防活動として、オンデマンドでの資料提供、季節ごとの相談内容に合わせた保健センターだよりの発行、心身の健康に関するセミナーや冊子等による情報提供を行っている。（根拠資料 7-39、根拠資料 7-40、根拠資料 7-41、根拠資料 7-42、根拠資料 7-43、根拠資料 7-44、根拠資料 7-45）また、一部の学科では、保健センター（板橋）の次長であるカウンセラーと嘱託の婦人科医師が、1年生必修科目の「基礎ゼミナール」で「心身の健康管理について」の講義を行っている。板橋キャンパスでは保健センター（板橋）運営委員会及びスタッフ会議、狭山キャンパスでは狭山保健室運営委員会を開催し、学生支援や日常業務等について検討し、運営の改善・向上を図っている。（根拠資料 7-46、根拠資料 7-47）

③ハラスメント防止

学生の生活支援の一つであるハラスメント防止のための体制を強化するため、総務部人事課では、令和2年度にハラスメント防止等規程の改正を行った。（根拠資料 7-6）令和3年度より相談体制を改善し、ハラスメント相談フローやハラスメント防止に関するガイドラインを作成し、令和5年度にホームページに掲載している。（根拠資料 7-48）リーフレットの改訂も行い、ポータル配信、学生関連部署の窓口への設置により学生が直接手に取れるよう配慮している。（根拠資料 7-49）また、ポスターを掲示し相談窓口を周知している。（根拠資料 7-50）教職員を対象としたハラスメント研修は毎年実施しており、学生が快適で安全な学生生活を送れるよう努めている。（根拠資料 7-51）

(4) 学生の進路に関する適切な支援の実施

学生の進路・就職支援のための教職員組織として、学部教授会の委嘱により各学科から選出した教員、学生支援センター及び狭山学務部の職員で構成したキャリア・就職委員会を設置している。（根拠資料 7-52）また、キャリア支援方針に基づき、板橋キャンパスでは学生支援センターキャリア支援課、狭山キャンパスでは狭山学務部学務課がそれぞれ学生の進路支援を適切に行っている。

板橋・狭山両キャンパスでは、1年次から4年次まで各年次の目標を定めた「大学生キャリア・就職支援計画」に基づき、各年次の年間スケジュールを作成し体系的なプログラムによる支援を実施している。（根拠資料 7-53、根拠資料 7-54、根拠資料 7-55、根拠資料 7-56、根拠資料 7-57、根拠資料 7-58）板橋キャンパスにおいては、令和4年度から、不安が多い就職活動に学生が自信を持って自分らしく取組み、大学の枠を超えた他大学生とのつながりを作りながら、学生同士のピアサポートの場を提供することをめざし、10女子大学が連携して開催している「10女子大合同就活ゼミ」に参加している。学内での活動においては、学科・専攻の異なる学生同士が自己分析や自己PR、面接練習などのグループワークを通して、お互いに課題を見つけ、取り組むことで苦手意識や不安を解消し高め合っ

いる。学外の活動においては、学内で身につけた力を他大学生も含めた合同ゼミでのグループワークやインターンシップなどの実践の機会を磨きをかけている。他大生との交流において、多様な意見や考えによる新たな気づきが得られており、参加者は、令和4年度39名、令和5年度は57名と増加した。（根拠資料7-59【ウェブ】）

個別支援としては、大学3年生に学生支援センターキャリア支援課職員による全員面談の実施や各業界の経験豊富な進路アドバイザーを配置することで適切な支援を行っている。（根拠資料7-60、根拠資料7-61）障がい学生、留学生及び内定を得られず支援を必要とする学生については、各学科のキャリア・就職委員及びクラス担任、障がい学生支援コーディネーター並びに学生相談室との連携により、学生の状況に合わせた個別支援を行っている。また、中期計画の一環として、インターンシップの促進や多様なキャリア支援プログラムの開発について、共通教育推進部と一部学科との協議のもと推進している。（根拠資料7-62）

板橋図書館においても、学生支援センターキャリア支援課と連携し、図書館司書による就職活動に関わるデータベースの利用説明会を、令和5年度は、6月に入門編、7月・11月に基礎編を開催した。11月末には応用編として、外部講師による「東洋経済デジタルコンテンツライブラリー」「日経テレコン・日経記事検索サービス」の活用法について説明会を開催、「企業情報の探し方」について段階別に提供し、学生の進路選択に寄与する情報活用の支援を行っている。（根拠資料7-63）また、一部の学科では、2年次必修科目「キャリアデザイン」で図書館司書が「企業情報の探し方」について1時間の講義を行っている。（根拠資料7-64）

学生支援センターキャリア支援課では、大学院生の就職についても支援している。平成29年12月1日付の文書をもって支援部署を明確化し、支援に関する情報を教育支援センター学修支援課（大学院担当）が大学院生に提供するとした取組みを開始した。（根拠資料7-65）令和5年度の情報の提供については、教育支援センター学修支援課（大学院担当）が実施する入学時オリエンテーションにて行い、学部と研究科の担当部署が連携した取組みを行っている。（根拠資料7-66、根拠資料7-65）

（5）学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援

①大学公認サークルへの支援

学生の正課外活動を促進するため、学生生活支援の方針に基づき、学生支援センター学生支援課はサークル連合会、狭山学務部学務課は狭山ワーキンググループを中心に大学公認サークルを支援している。サークル連合会は、本学公認サークルに所属する部員全員で構成されており、全サークルのうち板橋キャンパスで主に活動するサークルのうち8サークルから1～2名が「執行部」となる。執行部は月1回程度のミーティングを行い、各サークルの部長が出席する「サークル部長会」の議題、サークル報告会の企画・運営の検討、サークル部室の割り振りを行う。学生支援センター学生支援課は、これら執行部の活動が円滑に進むようサポートしている。狭山キャンパスで主に活動する12サークルから1～2名が「狭山ワーキンググループ」メンバーとなる。狭山ワーキンググループは、「サークル部長会」の議題の検討、運営を行う。狭山学務部学務課は、これら

狭山ワーキンググループの活動が円滑に進むようにサポートしている。(根拠資料 7-67、根拠資料 7-68)

学生支援センター学生支援課では、サークル連合会の自主性を高める目的として、各サークルの部長で構成するサークル部長会、新入生勧誘活動、サークル活動経過・成果報告会の開催を支援している。サークル部長会は月 1 回程度開催しており、各サークルの業務連絡を行っている。(根拠資料 7-69) 狭山学務部学務課では、サークル連合会の自主性を高める目的として、各サークルの部長で構成する部長会、新入生勧誘活動の開催を支援している。また、年 7 回程度開催するサークル部長会にて、各サークルからの活動経過及び成果の報告を受け、サークル間で共有し、活動に生かしている。(根拠資料 7-70) また、板橋・狭山両キャンパスの部長等を対象に年 1 回サークルリーダーストレーニング研修を実施し、リーダーシップ養成やサークル相互の連携の強化、サークル活動の活性化を支援している。(根拠資料 7-71) 令和 5 年度は「リーダーとして自分の力を発揮するために」というタイトルで、レゴブロックを用いた研修を取り入れ、個人の感性で作った形を互いに言葉で表現し多様な価値観や理念を理解し合うことを体験した。サークル活動の研修を通して、女性リーダー養成のための支援を行っている。

また、公認サークル約 60 団体の中で活動が顕著なサークルを表彰する「公認サークル表彰制度」を設け、学生の主体的参画を促している。(根拠資料 7-72) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響によって公認サークルの休部・廃部が増えている状況を改善するため、板橋キャンパスでは、令和 5 年度に学生の勧誘活動やサークル活動の活性化を目的とした支援を行った。具体的には、4 月の学生支援課ガイダンスで新入生勧誘を行い、ステージ発表団体数を増やした。また、講義室での勧誘ブース設置、屋外での勧誘、部員数の少ないサークルのチラシ設置について新入生歓迎委員会から提案があり、これを受けて参加団体への働きかけを支援した。(根拠資料 7-73) また、地域や団体からの協力要請をサークルへ紹介することにより活動の場を広げ、その内容を広報することでサークルの認知度を上げ、活動が活性化するよう積極的に支援している。(根拠資料 7-74) 令和 5 年度は、地域貢献活動の一環として北区自衛隊駐屯地夏祭りに、フラダンスサークルの演技披露や板橋キャンパス緑苑祭(学園祭)キャラクターである「りょっくん」が参加し、緑苑祭の広報活動を学生主導で行った。また、児童音楽研究会は、新型コロナウイルス感染症収束後は、継続して板橋区の図書館、保育施設を訪問し音楽発表を行っている。令和 5 年 5 月には、赤塚植物園グリーンフェスタにおいて植物や野菜をテーマにした発表を行い、青少年育成及び指導の善行として板橋区青少年表彰へ推薦し、表彰を受けている。学生支援センター学生支援課は、各サークルの新入生勧誘活動や地域貢献活動についてインスタグラムで情報を発信し、サークル活動の紹介と緑苑祭開催の広報を行っている。また、個人で全国レベルの水泳競技大会に出場する学生に対して水泳同好会への入会をサポートし、大学としての大会参加及び顧問・部員との連携を図った。

②学生有志団体への支援

学生支援センター学生支援課 及び狭山学務部学務課では、各キャンパスで開催される緑苑祭の企画・運営を行う学生有志団体である緑苑祭実行委員会のサポートを行って

る。令和4年度の実行委員は、板橋キャンパスは72名、狭山キャンパスでは26名が、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で上級生からの引継ぎが十分ではない状況の中、制限付きではあるものの3年ぶりの対面開催を行った。対面開催の緑苑祭を経験した実行委員がいない中、学生支援センター学生支援課及び狭山学務部学務課が積極的にサポートを行った。令和5年度実行委員は、令和4年度実行委員の経験者を含めたメンバーで構成され、板橋キャンパス73名、狭山キャンパス41名となり、4年ぶりに制限のない対面開催を運営した。令和4年度の経験を生かして学生が主体的に考え行動できるよう、学生支援センター学生支援課及び狭山学務部学務課が全体の動きを確認しながら助言等の支援を行った。

図書館における、学生間の人間関係構築を図る取組みとして、図書館学生ボランティア団体への支援が挙げられる。図書館学生ボランティア団体は、板橋図書館では「Library Mates」、狭山図書館では「Sayama Book Friends」と称し、図書館活動を通して学生に自主的・積極的な社会参加活動を経験する機会を提供するとともに、建学の精神「自主自律」と生活信条を身に着け、創造的な態度や感性をはぐくみ、社会参画への意識を高めることを目的としている。（根拠資料 7-75）図書館を拠点とする学生の主体的な活動を通して、学科、学年を越えたつながりを構築している。学内活動としては、ピアサポートとなる図書館ツアー実施、緑苑祭参加、図書館内の季節の装飾や図書のテーマ展示、グッズ作成を行った。学外活動としては選書ツアーを行い、学生の書評と選書本が、紀伊国屋書店新宿本店アカデミックラウンジに「東京家政大学図書館学生ボランティア団体が選んだ本」として展示された。また、「第25回図書館総合展」（於パシフィコ横浜）に参加し、他大学の学生と交流を図るなど、学生自身による学生生活向上への参画が活発に行われた。（根拠資料 7-76、根拠資料 7-77）

学修・教育開発センターでは、「東京家政大学を私たちの学生生活をよりよくすること」を目標として活動している学生主体FD活動団体「学生CRED」の取組みをサポートしている。メンバーと学修・教育開発センターの教職員が定期的にミーティングを行い、「学生同士でもっと交流する機会をもちたい」といった学生の目線にたち、1年間を通して様々なイベントの開催やホームページ等での広報活動を積極的に支援している。

（根拠資料 7-78 【ウェブ】、根拠資料 7-79、根拠資料 7-80）令和5年度は、4月に2回新入生ウェルカムパーティーを実施し、計260名を超える学生が参加した。所属学科ごとに分かれて、上級生スタッフが新入生の目線で学生生活や学習面に関するスライドを自作してプレゼンテーションを行い、質疑応答を行った。また、新入生同士のレクリエーションを行うなど、学科・学年を超えた交流の機会となった。参加者アンケートでは約97%が「参加して良かった」、約96%が「これからの学生生活の参考になった」と満足度が高く、成果をあげることができた。10月の緑苑祭では、学生CREDの活動を学内外に広報するために模擬店を出店した。12月には「他学科・他学年との交流」を目的としたクリスマス交流会を企画・運営し、各学科に関するクイズ等を実施、計18名が参加した。アンケートでは来年も同様の会に参加したいとの回答が100%と満足度が高く好評であった。（根拠資料 7-81）

ヒューマンライフ支援センターでは、学生有志団体「食リンピック実行委員会」のサポートを行っている。「食リンピック」は、平成18年度から続く本学発祥の食育の浸透

を目的とした五感を使った「食」の競技イベントであり、競技の考案からイベントの開催まで、学生が主体となり運営している。令和5年度は34名の学生が参加し、附属みどりヶ丘幼稚園の園児及びその家族を対象として実施した。学生は、幹部学生を中心にそれぞれの担当部門やグループに分かれて企画を進め、オリジナルの競技を発案し、幼稚園園長のアドバイスを受けて内容を改良するなど、試行錯誤しながら準備を行い、5種類の競技形式の食育ゲームを完成させた。（根拠資料 7-82）また、令和5年度の緑苑祭においては、有志学生6名が食リンピックの体験ができる「ミニ食リンピック」を開催し、135名の来場者に対応した。この活動は、学生が大学での学びを活かして食育を実践できる場となっており、学生の企画力、実行力、コミュニケーション力の向上が期待できる取組みである。学生が主体的に取り組めるようサポートし、幹部学生からの相談対応、参加者募集、進捗状況の確認、スケジュール調整、幼稚園との連携、活動場所の提供などの支援を行った。（根拠資料 7-83【ウェブ】）

③社会貢献活動参画への支援

地域連携推進センター（狭山）は、地域社会と大学との連携窓口として、本学学生の地域貢献活動を推進する地域連携事業を行っている。平成30年度から TJUP（埼玉東上地域大学教育プラットフォーム）事業も加わり、授業補助や運営スタッフ等の募集を随時全学年・全学部の学生対象に行っている。現在92名の学生がボランティア登録しており、その内、延べ66名がボランティア活動に参加している。狭山市教育委員会、入間市教育委員会と本学で実行委員会を組織する「子ども大学さやま・いるま」に、今年度から学生がチューターとして全日程に参加し、児童及び自治体からも大変好評であった。ボランティア募集は登録者への一斉メール配信と掲示により行っているが、他大学の学生との交流に関心のある学生が多く、他大学の学生と協同する TJUP 事業への応募者は多い。参加学生は、ボランティア参加により、学生間・地域との交流を通して、自立性、社会性、コミュニケーション力を学び、自らの成長に向け意欲的に取り組んでいる。（根拠資料 7-84、根拠資料 7-85）また、学生支援センター学生支援課では板橋キャンパスの学生対象に、北区や警視庁からの学生ボランティア情報を提供している。令和5年度は、警察署及び JR と協力した痴漢撲滅キャンペーンへの参加を支援した。（根拠資料 7-86）

ヒューマンライフ支援センターでは、活動の参加にあたりセンターのシステムに登録する事を義務づけており、年度始めのオリエンテーションにて全学年・全学部の学生に対して活動内容を紹介するリーフレットを配布し、登録を呼び掛けている。登録は随時受け付けており、登録した学生には、センターで実施する産学官連携事業の募集やイベント情報をメールにて配信している。令和5年10月28日現在で816名の学生が登録しており、多彩な産学官連携事業において学生に実践教育の場を提供している。（根拠資料 7-87、根拠資料 7-88）また、学生の企画・運営によるイベント開催等を支援している。地域社会への貢献活動としては、これまで小学校3校と連携し、栄養学を学ぶ学生による給食参加や掲示物の作成、様々な学科の学生が協力して実施する食育出前授業、造形表現学科学生によるバンダナ制作出前授業などを実施してきた。コロナ禍では、児童が給食時に視聴する動画教材を制作し、小学校へ提供する取組みを行ってきた。令和5年

度からは小学校へ訪問する活動を再開し、北区立滝野川第二小学校と教育交流事業を行った。具体的な活動内容は、学生が給食前に 5 分程度のミニ企画を実施し、その後小学生とともに給食を食べながら交流を持つものであった。学生が学科での学びを活かして企画の考案・実践を行い、ヒューマンライフ支援センターでは、小学校との打合せ、学生から提出された企画書とプレゼンテーションの確認・修正・リハーサルの実施、学生が制作した教材の確認と指導等のサポートを行った。（根拠資料 7-89）

④教養講座、学生支援セミナー

学生が多様な価値観や気づきを得て豊かな人間関係を醸成することを目的として、学生支援センター学生支援課及び狭山学務部学務課では、各種の教養講座及び学生支援セミナーを開催している。（根拠資料 7-90、根拠資料 7-91）教養講座は、板橋・狭山両キャンパスの学生を対象に合同で実施され、令和 5 年度は、オーケストラ鑑賞、テーブルマナー講座（日本料理、西洋料理）、ミュージカル鑑賞を実施し、いずれもアンケート調査による学生満足度は高かった。（根拠資料 7-92、根拠資料 7-93、根拠資料 7-94）学生支援セミナーは、両キャンパス共通の SNS 講習会、キャンパスごとの普通救命技能認定講習、狭山キャンパスのみのメイクアップ講座やクリスマスリース作り講座を開催した。実施の様子を大学公式インスタグラムに掲載し、より多くの学生の関心や参加意欲を促進するよう努めている。（根拠資料 7-95、根拠資料 7-96、根拠資料 7-97、根拠資料 7-98）

⑤学生の正課外活動を充実させるための経済的支援

全学生から徴収する正課外活動費より「サークル維持費」「緑苑祭（学園祭）費」「クラス活動費」を予算化し、学生の正課外活動やクラス活動への経済的支援として、交流活動を補助している。（根拠資料 7-99）クラス活動費は、クラス単位での学生・教員の交流を目的としており、クラス委員会での説明や学修支援システム manaba 及びポータルにより学生と教員へ周知している。

(6) その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

①充実した学生生活のための環境整備

令和 3 年度に、板橋・狭山両キャンパスにおける全学無線 LAN 敷設計画が完了した。これにより各講義室等で無線 LAN 接続が利用可能となり、学生は各自に付与された ID とパスワードを用いて、各自のパソコン・スマートフォン・タブレット等、無線 LAN に接続可能な端末で無線 LAN を利用できる環境となった。これに伴い、板橋・狭山キャンパス間のネットワークの容量不足が発生しつつあることと、障害に伴う切断事故を回避するための信頼性担保が課題となり、令和 5 年度に SINET を活用した板橋・狭山回線の冗長化と高速化を行った。（根拠資料 7-100）また、令和 4 年度から全学的な BYOD（Bring Your Own Device）化を行い、パソコンを利用した授業及び運営を推進している。パソコンを持っていない学生用として「学内 PC ロッカー」を置きパソコンの貸出しを行っている。

情報セキュリティ環境などについては、渡辺学園情報システム協議会を開催し、学生の ICT 環境利用に関する規程を現状に合わせ更新し、整備している。また、コンピュータシステム管理センターは、「教学系 DX 環境整備委員会」や関連部署と連携し、ホームページ等を活用したマニュアルや情報の発信を行っている。

研究科では、専攻毎に割り振られた大学院生研究室を設け、高度な統計解析ソフトを利用できるパソコンやプリンター等を整備している。さらに、専攻にかかわらず自由に利用できる自習室を設置することで、学生のニーズに応じて主体的に教育研究活動に取り組める環境を整えている。

②学生の要望を知るための支援

令和 3 年度は学長・副学長主導で学生からの意見・要望を聴取する機会として、「学長と学生の意見交換会」を企画・開催した。令和 4 年度からは学修・教育開発センターが主催し、令和 5 年度は近年立ち上がった学内の学生団体で活動する学生と学長との意見交換会を実施した。これは学長と担当者が昨年度以前の実施を振り返って協議し、限られた貴重な時間を有効かつ濃密に使用するという趣旨から、今年度はピンポイントで参加学生を絞る形式を採用し、コンパクトではあるが意見交換の質と密度を高めることを優先した故である。意見交換会には、協力意欲の度合いなどを勘案しアドミッションセンターの学生プロジェクトとグローバル教育センターのグローバルリーダーズが参加し、単位取得と留学制度に関する指摘、留学生との交流、学生視点の入試広報、教員の質、就職支援など多岐にわたる率直な意見が学長へ伝えられた。規模感が小さい会ではあったものの、質的観点での内容充実度は学長・学生双方ともに高いもので一定の成果を出すことができた。また、年度内にこれらの内容を学長から副学長会議及び全学運営会議へ報告した。（根拠資料 7-101）

新型コロナウイルス感染症への対応・対策

令和 2 年 4 月に緊急事態宣言が発令して以降、本学では以下のとおり学生支援に関する様々な対応・対策を講じ、それらは学生の安定した学生生活の確保の観点から適切であったといえる。

「修学支援」については、大学ホームページに「キャンパスライフ支援プログラム」のページを開設し、コロナ禍における関係部署の対応内容や連絡先メールアドレスを掲載した。また、新型コロナウイルス感染症特設ページを設置し、授業形態等に関するお知らせや各部署の問合せ先を掲載することで、学生及び保護者へ迅速な情報提供を行った。また、緊急事態宣言の発令に伴い、各部署の窓口対応が中止となったため、電話、メール、学修支援システム manaba、Web 会議システム、郵送等による対応を行った。新入生への各種ガイダンスについては動画を作成し、大学ホームページ上で本学学生への限定配信を行った。

また、全学部・学科の学生が安定してオンライン授業を受講できるよう、令和 2 年 4 月にノートパソコン 600 台を購入し、申請した学生に対して大学から無料貸与を行った。令和 3 年度から対面授業を一部再開する方針となり、これに伴い「新型コロナ特別配慮制度」

を設け、新型コロナウイルス感染症の重症化リスクが高い学生等が安心して学修活動に取り組めるよう支援を行った。

図書館では、緊急事態宣言の発令に伴い、令和2年5月から館内所蔵図書や文献複写物等の郵送サービスを開始した。また、学生の自宅学習を支援するために、学術情報リテラシーに関するオンデマンド教材の提供とコンテンツの充実、学外からアクセス可能な電子ブック、電子ジャーナル、データベースの充実を図った。これらの非来館型図書館サービスは新型コロナウイルス感染症への対応・対策として始まったが、現在も学生の修学支援として発展的に継続している。

「経済支援」については、令和2年5月に、大学及び大学院の全学生が在宅でのオンライン授業を受講し、学びを継続できる環境を整えるために、「緊急給付奨学金」として全学生に対して一律5万円を給付した。また、令和2年7月に、新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変やアルバイト収入減により経済的に修学困難な学生を対象として、一人当たり7万円を給付した。学生支援センター学生支援課及び狭山学務部学務課が申請窓口となり、計95名に支給した。さらに、令和2年度は国の「学生支援緊急給付金（「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』）」を3回申請し、その他日本学生支援機構の「新型コロナウイルス感染症対策助成金」、令和3年度は日本学生支援機構の「新型コロナウイルス感染症対策助成事業（「食」・「住」に対する支援）」、令和4年度は日本学生支援機構の「新型コロナウイルス感染症対策助成事業（食に対する支援）」に申請し、学生への経済的支援を行った。

「生活支援」については、保健センター（板橋）では、狭山保健室と協力し学生及び教職員に対して感染防止対策に関する情報提供を行った。（根拠資料7-102）令和2年4月から、電話やWeb会議システムを用いた個別カウンセリング、Web会議システムによるグループ活動を開始し、コロナ禍で心のケアが必要な学生への積極的支援を行った。また、板橋キャンパスにはベッドを設置したプレハブハウスを設け、学内で発熱等の体調不良者が発生した場合に安全に対応可能な環境整備を行った。

学生支援センター学生支援課では、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室が事業主体として実施した「PCRモニタリング調査」に協力した。令和3年5月から10月までの6ヶ月間、学生・教職員を対象として延べ2,270件の検査の配布・回収・送付等を行い、学内での感染防止に務めた。

「進路支援」については、入構制限等に伴い、進路アドバイザーによる個別面談・個別相談やキャリア支援課職員による3年生全員面談を対面形式からWeb会議システムによるオンライン形式に変更した。また、キャリア支援セミナーについても、オンデマンド動画を学修支援システムmanabaに掲載したり、Web会議システムを用いたオンライン形式のグループディスカッションを行うなどの工夫を行った。対面で実施していた学内企業セミナーはライブ配信形式を増やして実施し、企業が実施するオンライン面接等に対応するため、キャリア支援課の面談室を適宜学生に提供した。令和4年度には個別ブースを2台設置することで、学生がオンラインによる就職活動を円滑に行えるよう、さらなる環境整備を行った。

「正課外活動への支援」としては、主に緑苑祭及びサークル活動への支援を行った。令和2、3年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、緑苑祭の開催形式をオンラインに

変更した。学生・教職員ともにオンラインでの開催経験がない中で、学生支援センター学生支援課及び狭山学務部学務課では、緑苑祭実行委員の学生に対して Web 会議システム、メール等を活用して積極的にサポートを行った。令和 4 年度は、感染防止対策を徹底し、一部制限を設けた上で 3 年ぶりの対面開催となった。東京都及び埼玉県の感染状況を見極め、開催 1 ヶ月前時点で本学の「新型コロナウイルス感染拡大防止活動指針（以下、活動指針とする。）」に基づき対面での開催を決定した。緑苑祭実行委員の学生は対面形式での開催経験がなく、先輩からの引継ぎもない状況であったため、情報提供や助言等のサポートを積極的に行った。

サークル活動については、本学の活動指針に基づき、板橋キャンパスにおける学生の安全とサークル活動の推進を目的とした「公認サークル活動 活動指針（ステージ）における段階的活動状況と対面活動条件」を学生支援センター学生支援課が定めた。また、令和 3 年度から、サークル顧問や指導者が不在の場合であっても、学生が「自主自律」の精神のもと学生自治で活動できる仕組みを整えた。具体的には、保健センター（板橋）が感染対策に関する動画を作成し、サークル活動に参加する学生にはこの動画の視聴を求めた。動画視聴後の確認テストに合格した学生を「感染対策係」とし、感染対策係 2 名が参加して感染防止対策を徹底した上で活動することを条件とした。どのような状況下においても、学生が主体的にサークル活動に参画し、活動をとおした成長を促進できるよう支援を行った。

研究科においても大学と同様に、パソコンの無料貸与、図書館による各種サービス、5 万円の一律給付、保健センター（板橋）による各種支援、モニタリング調査による PCR 検査の実施を行った。

7.1.3. 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学は、「東京家政大学・東京家政大学短期大学部自己評価委員会規程」を定め、「自己評価委員会」のもとに 7 つの部会を設けて全学的な点検・評価を行っている。（根拠資料 2-1）令和 3 年度から毎年、点検・評価の観点を定めて実施しており、学生支援の適切性については学生支援部会が中心となり、令和 3 年度と令和 5 年度に実施している。関連部署は、本学独自の「自己点検・評価活動シート」を用いて「現状」から「課題」を見出し、改善のために取り組む「計画」を策定して「実行」する。1 年間の活動を「評価」し、次年度への「改善」に結び付けている。その後、学生支援部会長が確認及び評価を行いフィードバックしている。

ヒューマンライフ支援センターでは、学生自身が活動を通じた自分の成長と活動成果を確認できるポートフォリオとして、平成 29 年度より継続して「Hulip 活動記録ノート（My History of Hulip Activity）」を制作し活用している。ノートは、社会人基礎力 12 項目について活動前後の自己評価、活動の目的、目標、成果、今後の課題などを記載させる内容

となっている。活動終了後に提出されたものを集計し、その結果をヒューマンライフ支援センター運営委員会で共有の上、取組みの振り返りを行っている。（根拠資料 7-103）

学生支援センター学生支援課では、毎年全学部・学科のクラス担任を対象として、学生支援業務への理解を深めることを目的とした「学生指導連絡会」を行っていた。令和 3、4 年度は新型コロナウイルス感染症の影響で中止となったため、グループウェアに関係資料を掲載したものの、クラス担任の理解が十分ではない可能性が懸念された。令和 5 年度も年度当初は新型コロナウイルス感染症の影響により学生指導連絡会を対面開催することはできなかつたため、グループウェアへの資料掲載に加えて、特に重要な事項についてオンデマンド動画を作成・配信し、内容に関する確認テストを実施することで改善を図った。

キャリア支援課では、キャリア・就職セミナーの開催時に参加学生を対象としたアンケート調査を実施している。そして、その結果に基づき、課題を抽出した上で、改善策を検討して次年度のキャリア・就職支援計画に反映している。例えば、1 年生から 3 年生まで合同で実施するインターンシップ対策講座については、インターンシップの応募書類（履歴書・エントリーシート）の書き方、選考についての情報提供を行っている。低学年から毎年受講する学生もおり、令和 5 年度のアンケート結果では、「前年度と同様の内容であった」とのコメントがあり、課題が残った。令和 5 年度に受講した学生が、令和 6 年度も受講するケースを念頭に置き、令和 6 年度については、講座で提供する内容について大きく変更はしないものの、令和 5 年度にはない最新の情報を盛り込み、本学の事例を重点的に紹介する構成にする等、講師と時間配分を含めた入念なすり合わせを行い、実施することを計画している。

総務部人事課では、教職員対象のハラスメント研修会を行った際に、参加者を対象としたアンケート調査を実施している。令和 4 年度の結果から、教職員だけでなく、学生を対象にハラスメントへの理解を深めることを目的とした研修の必要性があげられた。令和 5 年度には学生対象の研修会について検討を行い、令和 6 年度に開催する予定である。

7.2. 長所・特色

(1) 障がい等を有する学生に対する支援

独立行政法人日本学生支援機構の調査によれば、ここ数年で大学等に在籍する障害学生数は大きく増加しており、本学においても、令和 2 年度より毎年、障がい等を有する学生の相談件数が急増している。この状況に対応するため、障がいに関する専門知識を有する「障がい学生等支援委員会」の専門委員を毎年増員している。具体的には、令和 2 年度に 2 名増員して計 4 名、令和 3 年度にも 2 名増員して計 6 名、さらに令和 4 年度に 2 名増員して計 8 名としている。また、「障がい学生等支援委員会」の規程の改正（令和 3 年度）、障がい学生支援フローチャートの改正（令和 3 年度）、障がい学生支援フローチャートの再改正（令和 4 年度）を行い、合理的配慮を要する障がい学生に対して速やかに授業での配慮が開始されるよう改善を継続している。特に板橋キャンパスでは、障がい学生支援コーディネーターを配置し、障がい学生と面談して授業への申請内容を丁寧に確認している。その後、専門委員（教員）、障がい学生支援コーディネーター（職員）、保健センターの教職員、当該学科長（教員）、当該クラス担任（教員）、学生支援課の職員で構成する「配慮要請対応検討委員会（小委員会）」を開催し、教職協働で対応している。迅速な対応を

行うため、個別ケースに応じて Web 会議やメール会議を併用しながら、学生から提出された修学支援配慮申請内容の妥当性を検討した後、各授業担当者へ配慮内容を送付して確認を依頼している。必要に応じて、授業担当者からの問合せへの回答や話し合いを行う等のきめ細やかな対応を行うことで、障がい学生と授業担当者双方の共通見解のもと合理的配慮が行われることを目指している。また、障がい学生で心身の不調や適応の問題を抱える学生については、保健センター（板橋）、クラス担任、医療機関、保護者などと連携を図りながら学生一人ひとりに応じた対応を行っている。

(2) キャリア・就職への支援

就職支援においては、板橋・狭山両キャンパスで体系的に実施する支援プログラムに加え、早期選考に備えた実践的な内容を含む 2 年生対象の「～就活ワンランク UP!～チャレンジプログラム」、大学 3 年生対象で他大学と連携した「10 女子大合同就活ゼミ」を実施し、意欲の高い学生への積極的な支援を行っている。「～就活ワンランク UP!～チャレンジプログラム」では、キャリアについて広く深く考え、就活力を身に付けて自らがイメージするワンランク上の採用選考にチャレンジすることを目的としている。「10 女子大合同就活ゼミ」では、志を同じくする学生と切磋琢磨することで自走できる学生を育成し、他大学の学生との交流により多様な価値観に触れて視野を広げることを目的としている。また、このプログラムでは、大学内の学生との横の繋がり、大学内の先輩との縦の繋がり、大学の枠を超えた先輩との斜めの繋がりといった関係を構築することが可能となる。この関係を強化することにより、プログラムを通じて卒業後も大学と関わる機会を増やし、卒業生による在学生のキャリア支援に繋げることも目的としている。また、卒業生という最も身近なロールモデルに接することでリーダーシップの涵養やキャリア・イメージの形成を目指している。

学生支援センターキャリア支援課職員による 3 年生対象の全員面談では、就職活動に対する不安や悩みの解消を行い、学生が主体的に自分らしい進路決定を行えるようサポートしている。その結果、決定した進路に対する学生の納得感が高い。毎年高い就職率を維持しており、大学通信オンラインによる 2023 年実就職率ランキング（卒業生数 1,000 人以上の大学対象）では全国女子大学 1 位、全国総合 9 位であった。（根拠資料 7-104【ウェブ】）

(3) 研究科における修学支援

研究科では、様々な事情を有する学生に応じた支援制度を整備している。出産・育児のため就学が困難となった学生は「就学時出産休学及び就学時育児休学」に関する制度を利用することができる。出産予定日の 6 週間前から育児対象の子が 1 歳に到達する日までの期間、当該年度の半年単位で出産・育児休学期間を取得でき、その間の授業料・施設設備維持充実費等の学納金が免除される。利用実績は、令和 3 年度に出産休学 1 件、令和 4 年度に育児休学 1 件、令和 5 年度は出産休学 1 件であった。また、職業を有し就業している学生、家事・育児・介護等の事情を有する学生等で 2 年の標準修業年限での修業が困難な学生は「長期履修制度」を利用できる。所定の時期に志願することで、修士課程 2 年間の総学費で 3 年間もしくは 4 年間修業することができる。本研究科には、複数の社会人学生

が在籍しており、上記制度を活用しながら、各自のライフステージや生活状況に応じて就学できる環境となっている。

また、全学生を対象として、学外研究活動を奨励する「研究助成制度」がある。国内での学会発表は必要経費（参加費、交通費、宿泊費）の全額、海外の場合は全体の50%を上限として助成している。学会参加への助成は3万円が上限であったが、遠方で開催される学会等への参加を考慮して令和6年度から上限5万円と改訂し、学生の研究活動の推進及びそれに伴う経済的負担の軽減を図っている。

7.3. 問題点

特になし。

7.4. 全体のまとめ

本学では、学生生活に関する方針を定め、大学ホームページに公開している。この方針に基づき、修学、学生生活、進路、正課外活動を支援するための担当部署や委員会を設置し、適切な学生支援体制を整備している。

「修学支援」については、クラス担任あるいは特別研究の指導教員と担当部署が連携しながら、留年・休学・退学や成績不振者の対応を行っている。修学を継続するための経済的支援を目的とした奨学金、障がい学生や社会人学生等の多様な学生に対するきめ細やかな支援も行っている。

「生活支援」については、悩みやメンタルヘルスの問題を抱えた学生への支援、心身の健康や保健衛生に関する支援を担当部署や委員会が担っており、部署横断・教職協働による丁寧な対応を行っている。また、ハラスメントの防止・相談対応を目的として、「学校法人渡辺学園ハラスメント防止対策委員会」を設置している。

「進路支援」については、担当部署が1～4年生に対応した各種セミナーの開催や個別の就職支援を行うとともに、各学科教員から構成するキャリア・就職委員会を設置している。

「正課外活動」については、公認サークル、学生有志団体の活動、ボランティア活動、産学連携プロジェクト、教養講座や学生支援セミナーについて、各担当部署が積極的な支援を行っている。

「その他の支援」としては、キャンパス内のネットワーク環境の整備、学生の意見を聴取する仕組みを整えている。

以上の学生支援の適切性については、「自己評価委員会」の活動として、各部署で実施しているアンケート結果等を踏まえて定期的な点検・評価を実施し、改善・向上に向けた取り組みを行っている。

第8章 教育研究等環境

8.1. 現状説明

8.1.1. 学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

本学では、「教育研究等環境の整備に関する方針」として、校舎・施設・設備及びキャンパス・アメニティの整備、図書館及び学術情報サービスの整備、ICT環境の整備、教員の教育・研究等環境の整備の4項目について、大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた方針を定め、大学ホームページで公開している。（根拠資料 8-1 【ウェブ】）

教育研究等環境の整備に関する方針

本学は、建学の精神および生活信条に基づいた教育目標の実現に向けて、学生が主体性を伸びやかに発揮できる教育環境の整備を、中長期計画の中で進めるべく次の方針を策定し実行する。伝統を礎として新しい時代を築く教育・研究・文化の活動拠点となるべく教職員が協働して教育研究等環境の整備に努める。

(校舎・施設・設備およびキャンパス・アメニティの整備)

- ・ユニバーサルデザインに配慮したキャンパス整備を推進するため、老朽化した校舎の改築・改修や施設・設備の再整備を計画的に進め、教育研究環境の更なる向上を図る。
- ・キャンパス整備に関する中長期的な計画により、省エネルギーに配慮した最先端の設備・機器を導入して、施設の機能性の拡充を図り、多様化する教育方法に対応する。
- ・自然を身近に感じられる緑豊かなキャンパスとして、学生が安心して学生生活を送ることができるキャンパス・アメニティを創出するために必要な施設・設備の充実を図り、学生の学修・生活環境の整備に努める。
- ・学生の学修および教員の教育研究活動を推進するため、学生および教員が安心して施設・設備を利用できるように定期的な保守点検により適切な維持管理を行い、安全性を確保し、計画的かつ有機的な学修・教育研究環境の整備に努める。

(図書館および学術情報サービスの整備)

- ・学生の学修および教員の教育研究活動を支援するため、専門書、学術雑誌等の資料を収集するとともに、電子化された資料に対しても積極的に対応し、データベース、電子ジャーナル、電子ブック等の充実を図り、最新の学術情報の体系的な収集、蓄積、提供を図ることにより、学術情報基盤としての大学図書館の機能充実を図る。

- ・多様化する利用者ニーズに円滑かつ迅速に対応するため、学術情報リテラシーに関する支援を含む種々の教育支援サービス機能の強化に努める。
- ・学生の主体的な学びを支援するラーニングコモンズは、多様な学習が展開できる板橋図書館 L プラザ、i コーナー、狭山図書館スタディクルーズを中核に、閲覧室の施設・設備の充実を図り、新しい学びの可能性の創出に努める。
- ・学外の図書館および教育研究機関との学術情報の相互協力に参画し、ネットワーク (NACSIS-CAT/ILL) を活用した情報資源の共有化による効率的な資料収集を行い、学術情報サービスの安定提供に努める。

(ICT 環境の整備)

- ・ICT を活用した双方向授業によるアクティブ・ラーニングを推進するため、学生の学習効果を高める学修支援システムの安定運用を図り、システムの利便性、安全性および信頼性を担保できる情報基盤と設備・機器の整備に努める。
- ・無線 LAN 接続環境の利便性を高め、ICT 環境を取り巻くリスクを回避したキャンパス間ネットワークの充実を図るため、学園全体の無線 LAN ネットワークシステムを検証し、情報セキュリティを強化した学内ネットワークの整備を推進する。
- ・「渡辺学園東京家政大学高度情報化検討委員会」は、ICT 環境の安定的かつ計画的な整備を推進するため、全学的な見地から効果的な教育研究を実現する情報システムの構築・情報環境の整備に努め、効率的かつ経済的な ICT 環境を実現する。

(教員の教育・研究等環境の整備)

- ・教育研究の質向上と研究活動の活性化を図るため、諸規定に基づいて教員の研究専念時間と各種研究費の確保、教員個人の研究室、学生指導室の設置等、教育研究支援体制の充実を図り、教育研究等環境の更なる向上に努める。
- ・教育研究の充実と高い教育効果が得られるように、授業の補助業務に従事する期限付助教および授業に係る教育業務の補助に従事する期限付助手や教学助手の教育補助者 (TA・SA 等の活用を含む) を配置し、授業支援の人的支援体制を整備して研究支援環境の充実を図る。
- ・特色ある研究活動を積極的かつ効果的に推進するため、公的研究費や外部資金の獲得に向けた研究支援体制の機能強化を図り、適正な研究が行われるように関係法令、ガイドライン、諸規程、コンプライアンス等の研究倫理遵守に関する全学的な意識の浸透を図る。

8.1.2. 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

評価の視点 1：施設、設備等の整備及び管理

- ・ネットワーク環境や情報通信技術 (ICT) 等機器、備品等の整備、情報セキュリティの確保
- ・施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保

- ・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備
- ・学生の自主的な学習を促進するための環境整備

評価の視点 2：教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

教育研究のためのネットワーク環境や ICT 機器の環境等の整備に関しては、コンピュータシステム管理センターを中心に行っている。コンピュータシステム管理センターでは、平成 29 年度から 5 ヵ年計画で開始した板橋キャンパス・狭山キャンパスの全学無線 LAN 敷設計画が令和 3 年 8 月に完了した。これにより両キャンパス内の各施設において無線 LAN 接続が利用可能である。学生は各自に付与された ID とパスワードを用いて、各自のパソコン・スマートフォン・タブレット等の端末で無線 LAN を利用でき、ICT を活用した授業が行えるようになった。さらに新型コロナウイルス感染症拡大を機に学則に追加した授業形態であるメディアを利用した授業への参加が可能となった。さらに、令和 4 年度から全学的に BYOD (Bring Your Own Device) 化を推進する方針を策定している。(根拠資料 8-2)、根拠資料 8-3) その方針に基づいて、講義室等の常設パソコンの撤去を順次進めている。同時に、多様化する授業形態に対応するため、非常勤講師が学内で自由に使用できる貸出用パソコンの整備を行った。

情報セキュリティ環境については、「渡辺学園情報システム協議会」で、学生の ICT 環境利用に関する規程を現状に合わせて更新し、整備している。また、「教学系 DX 環境整備委員会」や関連部署と連携し、ホームページ等を活用してマニュアルや情報の発信を行っている。(根拠資料 8-4) また、BYOD (Bring Your Own Device) 化導入など学内のネットワーク設備を学生及び教職員が多用する状況になってきている。そのため、コンピュータシステム管理センターではネットワークの状況をモニタリングしている。その結果、板橋・狭山キャンパス間の 1Gbps の帯域が不足する予兆が現状みられる。また、キャンパス内のネットワークについても 1Gbps の基幹部分の容量が今後不足する可能性を予測している。これに伴い、板橋・狭山キャンパス間のネットワークの容量不足が発生しつつあることと、障害に伴う切断事故を回避するための信頼性担保が課題となり、令和 5 年度に SINET を活用した板橋・狭山回線の冗長化と高速化を行った。さらに、令和 6 年度より 140 周年事業の一環として両キャンパス内の光回線を 10G 化する計画をたて、令和 6 年度は狭山キャンパスの 10G 化を行う。

校地面積は大学設置基準の規定を充足し、基準面積 61,570 m²に対して専用で 100,310 m²を有している。運動場は、併設する短期大学部との共用として 23,599 m²を有している。校舎は、大学専用と併設する短期大学部との共用で、面積 81,999 m²を有し、大学設置基準 37,315 m²の規定を充足している。(大学基礎データ(表 1)、根拠資料 8-5)

各学部のカリキュラムポリシーに基づいて講義室等に液晶プロジェクター、書画カメラ、BD プレーヤー等の視聴覚設備を導入しており、定期的に機器の更新を行っている。また、講義室の机・椅子、実験・実習台、実験・実習関連必要備品等を整備している。

施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生を確保するため、法令に基づく点検を実施しているほか、自主的に定期的な整備を実施している。

計画的に施設のバリアフリー化を進め、障がい者支援体制の整備に努めている。具体的な取組みとして、車いす用階段昇降機の新設、多目的トイレの手洗いの自動水栓化及び非常用呼び出しボタンの設置等、施設・設備中長期整備計画に基づきながら順次実施している。（根拠資料 8-6）

板橋キャンパス・狭山キャンパスの全学無線 LAN 敷設が令和 3 年 8 月に完了し、令和 3 年度には、学生への学内 Wi-Fi へのアクセス方法の解説を更新し、ICT 活用環境を充実させるため両キャンパスにて情報教室を整備し、学生の自主的な学習を推進するための環境を整備している。

情報倫理に関しては、ホームページに教職員及び学生に向けた SNS 利用の注意点と学生向けのネットワーク利用に関する注意事項を掲載している。（根拠資料 8-7 【ウェブ】、根拠資料 8-8）また、アカウントの使い回しやパスワードの共有を禁止する旨を、アカウント申請などの際に適宜周知している。

学生支援センター学生支援課では、年度始めに、全学生を対象とした「学生セミナーSNS 講習会」と題した SNS トラブル対策と安全な使い方をテーマとした講習会をオンデマンド配信し、SNS を利用することで起こりえるトラブル内容や正しい利用方法を伝えている。（根拠資料 8-9）

8.1.3. 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

評価の視点 1：図書資料の整備と図書利用環境の整備

- ・図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備
- ・国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備
- ・学術情報へのアクセスに関する対応
- ・学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備

評価の視点 2：図書館サービス、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

図書冊数、学術雑誌種類数等については大学基礎データ（表 1）のとおりである。（大学基礎データ（表 1））板橋キャンパス、狭山キャンパスいずれに所属する学生も各キャンパスの図書館を自由に利用できる環境を整えている。各図書館の運営に関しては、当該キャンパスに設置する各学部の教育目的に沿うよう、キャンパスごとに図書館運営に関する小委員会を置いている。キャンパスの独自性を尊重しながらも、常に連絡を取り合い、大学図書館として有機的、一体的に管理・運営している。（根拠資料 3-1）

板橋・狭山図書館の資料は大学図書館の蔵書として一元的に管理され、両館所蔵図書・雑誌は MyOPAC の機能によりオンラインで申込することが可能である。また、電子リソースは、本学図書館ホームページより両キャンパスからアクセス可能であり、ディスカバリーサービスにより一括検索ができる。学外から閲覧可能な電子ブックの充実のため、トライアルを行い、利用統計、トライアル中の購入希望を参考に選書している。参考図書、

資格関係の図書は冊子とともに電子媒体の充実を図り、実習期間中であっても学外から利用可能としている。（根拠資料 8-10 【ウェブ】）

本学は、国立情報学研究所（以下、「NII」という）の学術認証フェデレーション「学認」に参加し、学外から契約電子リソースにアクセスできる環境を構築している。学術情報基盤の整備は印刷体の図書、雑誌、電子リソース提供のほか、平成 30 年度より NII の機関リポジトリサービスに移行した「東京家政大学機関リポジトリ」（平成 22 年度構築）により学内研究成果の公開基盤整備を継続して行っている。（根拠資料 8-11 【ウェブ】）

「東京家政大学機関リポジトリ」には、学内刊行物の発行部署との連携により刊行のたびに研究成果が登録、公開されている。本学所属研究者から図書館への直接申請受付時、あるいは教育研究業績を公開している「東京家政大学研究者情報データベース」に教員が研究業績を入力する際に、「東京家政大学機関リポジトリ」へ申請できる仕組みにより、教員の著作や学術雑誌掲載論文等研究業績の学内集積の流れができ、研究成果公開へとつながっている。図書館は申請受付後に著作権許諾処理等を行い、公開している。

他大学図書館との学術情報相互協力として、NII の NACSIS-CAT/ILL に参加し、文献複写及び相互貸借について他の参加図書館との間で相互に図書館間サービスを行っている。さらに、学術情報の安定的提供、整備、サービスに努めるため、「日本図書館協会」「私立大学図書館協会」「大学図書館コンソーシアム連合」「日本医学図書館協会」「日本看護図書館協会」「埼玉県大学・短期大学図書館協議会」「オープンアクセスリポジトリ推進協会」に加盟し、相互協力、情報交換、交流等を行っている。

収集した資料は、学生が必要とする情報を容易に入手できるよう分類し配架している。本学図書館では分類法について全国共通の「日本十進分類法（NDC）」のほか、昭和 39 年来「東京家政大学十進分類表（TKDC）」を独自作成し、本学の学部・学科の授業科目に添った書架構成を構築している。それにより授業に関連する図書は学術情報へのアクセスのしやすさから学習効果を高める配慮となっている。

図書館では司書によるカウンターでの様々なレファレンス業務を通じて学生の学習支援を行っている。カウンターに直接来ることができない場合でも、質問やレファレンスを電話やメール、専用の問合せフォームを活用することができる。

新型コロナウイルス感染症発生以降激減していた、学生の図書館活用を活性化するため、令和 5 年度は 4 月開催の図書館ツアーの周知に力を入れた。例年行っていた案内ポスターや新入生へのチラシに加え、学生指導連絡会用に案内動画及び資料を提供し、図書館運営委員の教員からも積極的に周知を行った。さらに、学生自ら図書館ツアーの運営に積極的に参加する仕組みを作り、板橋図書館では 2 週間、図書館ツアーが開催され、司書による案内だけでなく、図書館学生ボランティアによる学生が行う図書館ツアーが行われた。特に入学式当日には保護者と新入生を対象に学生が活躍した。ツアー期間中の参加者数は令和元年度 70 名に対し、令和 5 年度は 118 名（うち、学生によるツアー 56 名）となり、新型コロナウイルス感染症拡大以前より参加者が増加した。狭山図書館では 4 月末まで司書による図書館ツアーが開催され、参加者数は 9 名であった。

そのほか、学生が最も日常的に活用している学修支援システム manaba を利用した学術情報へのアクセス支援を行っている。学修支援システム manaba に図書館作成の「東京家政大学生のための情報リテラシーテキスト」、各種目的別にオンデマンド教材を作成し掲

載した。例として、「図書の探し方 1」では、本学所蔵資料の検索方法、貸出した図書の延長や予約の方法等について、「図書の探し方 2」では、Webcat Plus やカーリル等、外部データベースによる図書の検索、入手方法を説明している。情報リテラシーテキスト・動画・PDF を使用して図書館来館利用に加え、自宅からも利用できる図書館サービスの内容とそのアクセス方法等、目的に応じたコンテンツを提供している。必要に応じて繰り返し視聴でき、学生自身が目的に応じ、必要な動画資料を選択して図書館活用法を学ぶことができる。（根拠資料 8-12、根拠資料 8-13、根拠資料 8-14、根拠資料 8-15）これらの学修支援システム manaba 上の動画資料等については、教員と連携し、授業で活用し、学生の情報リテラシー能力の向上及び自主的な学びを教職協働で支援している。新入生必修科目「スタートアップセミナー自主自律」「基礎ゼミ」においては、動画・PDF（スタートアップセミナー自主自律においては加えて参考資料（推薦図書リスト）を提供している。他に、両図書館において、図書館司書による説明を教員の依頼により年間を通じて実施している。狭山図書館の特徴として、リハビリテーション学科「研究法」では、医中誌 Web と PubMed による英語の文献の探し方について司書による授業支援が行われている。

司書による対面での授業支援実施時には、学生には「manaba 小テスト・アンケート」を実施している。また、授業後には、授業支援説明担当者・補助担当者は「説明チェックシート」による相互評価を行っている。これらの結果を踏まえて、説明スキルの向上、構成と資料の改良に努め、次の授業支援に活かしている。（根拠資料 8-16、根拠資料 8-17、根拠資料 8-18）

図書館座席数については大学基礎データ（表 1）のとおりである。（大学基礎データ（表 1））座席数は板橋図書館、狭山図書館とも学生収容定員の 10%を超えており、試験期においても十分な数の座席を備えている。開館時間は両図書館ともに、授業期間中は平日 9 時～20 時、土曜日 9 時～18 時 30 分である。また、学生のアクティブ・ラーニングを支援する場としてラーニングコモンズを館内に設置している。（根拠資料 8-19）館内は無線 LAN を整備しており、大型ディスプレイ、ホワイトボード、さらに学生証で貸出手続きが可能なノートパソコンロッカーを導入し、自主的な学びを深める設備を提供している。学生が自由に設備を活用して行うグループディスカッションや発表の練習の他、申込制で教員による授業やゼミで活用されている。授業での一例として、教育福祉学科では、「障害平等研修」「社会福祉演習」において可動式の机を自由に動かし、床に段差のない板橋図書館ラーニングコモンズの一つである L プラザの特性を活かした利用が行われた。また、狭山図書館第 2 閲覧室では、看護学科の学生による実習に備えた学術 DVD の大型ディスプレイを活用したグループ利用が活発である。板橋・狭山合同で行われる図書館学生ボランティア団体の活動報告会及び活動証明書授与式は板橋図書館 L プラザで開催している。図書館による授業支援においても活用している。

BYOD（Bring Your Own Device）化により学生がノートパソコンを携帯するようになったため、図書館では充電しながら学習できる場所を提供している。板橋図書館では、令和 5 年 8 月、ラーニングコモンズの一つである 1 階 i コーナーに電源口の増設工事を実施し、BYOD（Bring Your Own Device）化とグループ学習に対応するための利用環境の改善を行った。

板橋図書館、狭山図書館とも専門能力の高い職員の配置に努めており、令和 5 年度においては板橋図書館では専任職員 7 名、嘱託職員 8 名、狭山図書館では専任職員 2 名、嘱託職員 1 名の全員が司書資格を有している。職員は担当業務や経験年数に応じて各種研修会等に参加している。毎年開催される文化庁主催の「図書館等職員著作権実務講習会」を始め、加盟している図書館関連団体主催の研修会等に積極的に参加し、改正著作権法第 35 条による「授業目的公衆送信補償金制度」「図書館等公衆送信補償金制度」をはじめとした法改正等に係る事項、洋雑誌電子ジャーナル高騰における問題、デジタルアーカイブ等、大学図書館として必要な各種情報収集とスキル獲得に努めている。

8.1.4. 教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点 1：研究活動を促進させるための条件の整備

- ・大学としての研究に対する基本的な考えの明示
- ・研究費の適切な支給
- ・外部資金獲得のための支援
- ・研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等
- ・ティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）等の教育研究活動を支援する体制
- ・オンライン教育を実施する教員からの相談対応、その他技術的な支援体制

大学では研究に対し、各学部が各々中心となって研究倫理を含めた研究審査・支援を行い、大学としての支援は教育支援センター教育・研究支援課、狭山学務部学務課、ヒューマンライフ支援機構がそれぞれ行っていたが、大学として統一された研究支援体制には至っていなかった。そこで令和 3 年度から「研究支援センター（仮称）」設立の必要性が掲げられ、各部署の業務を再確認し、大学として統一性をもった研究支援体制を確立するべく検討中である。

教員が研究活動を行うための教員研究費を教授・准教授・講師には年間 315,000 円、助教・期限付助教には年間 157,500 円配分している。その取扱いについては「大学・短期大学の教育・研究費の使途について」で定めている。（根拠資料 8-20）

また、教員が海外の学会等で発表する場合の一部経費を補助する「海外研修補助制度」や学会誌に論文を投稿する場合の経費、学会発表、シンポジウム登壇に伴う経費（旅費交通費、参加費等）及び審査のある公募展・演奏会等への参加経費（旅費交通費、出品料等）を対象とする「研究活動奨励費」を設けている。

研究科においては、教員が個人・共同で行う研究に対し、1 研究課題 3 年間を限度として総額 500 万円の「大学院研究推進費」（毎年度募集し、専攻主任会議において審査される）を設けている。研究成果は、研究成果報告書としてまとめ、学会誌などへの発表と学内での発表を義務付けている。教員の院生指導のため、「専攻別教育費」「特別研究指導費」を設けており、指導に必要な経費を支出している。

大学院生に対しては、「大学院生研究助成制度」を設け、学会発表や作品展への出品を奨励しており、国内外での学会発表等の諸経費助成を行っている。（大学基礎データ（表8））

科研費の獲得については、令和4年度から科研費申請書プレアワード支援として、URA経験のある外部講師1名と本学教授1名による「申請書作成支援講座」を開始した。令和5年度は講座に14名が参加し、そのうち10名が科研費へ応募した。その結果、大学全体の科研費への応募件数増に繋がった。（根拠資料6-21）

令和5年度からは新たに、研究計画調書閲覧サービスや外部企業による申請書レビューを導入した。支援体制の強化を図ることで、申請・採択件数のさらなる増加を目指している。（根拠資料8-21）

外部団体の学術研究助成金獲得に向けた支援として、公募情報を全学の教員に向けて定期的に配信している。また、令和5年度からは学内資金により新たに「プロジェクト研究助成制度」を発足させ、本制度では研究成果の外部への公表、科研費や外部団体による学術研究助成金等への申請等を助成の条件としている。（根拠資料8-22）

本学は、講師以上の専任教員に研究室を整備し、学内LANに接続してインターネット等が活用できる情報環境を整備している。また、研究室の他に学生指導室を設け、学生個人またはグループでの学習指導、面談など、多様な学生支援に対応できる環境を整備している。

専任教員の研究・研修等を行う時間の確保のために、週1日、研究日を設けている。学部長等の役職者は、全学的な業務に従事し重責を担うことから担当コマ数を削減し、負担軽減に配慮している。

専任教員の海外出張（学術・教育研究・調査活動や留学、海外派遣、国際会議出席等）については、「学校法人渡辺学園海外出張旅費規程」を定めて運用している。（根拠資料8-23）また、2か月以上1年以内の期間、外国の大学、研究所等において、調査研究に従事するものを対象とした「海外研修派遣制度」を設けている。（根拠資料8-24、根拠資料8-25）

ティーチング・アシスタント（TA）に関しては、「東京家政大学ティーチング・アシスタント規程」を定め、本学の大学院生を採用して、学部・学科の教育業務の補助を行っている。（根拠資料8-26）このほか、実験・実習科目では教員の補助を行う助手を配置し、学生の効果的な学習を支援している。

新型コロナウイルス感染症拡大への対応を契機として、板橋キャンパスに令和3年度に動画教材作成が可能な収録スタジオ「メディア教材スタジオ」を設置した。スタジオには動画教材の収録をサポートする人員1名を配置し、スタジオ設備・機器の整備、またコンテンツの作成などを通じて、本格的運用に向けた準備をすすめている。

学修・教育開発センターでは、学修支援システム manaba、動画、クラウドストレージ Google Drive、オンライン会議システム Webex 等を活用した正課授業運営、及び正課外の教育活動を推進するため、学修支援システム manaba 上にメディア授業支援用のコースを教職員向け、学生向けにそれぞれ設置し、各システムに関する情報技術向上を目的とした利用マニュアル、活用方法を掲載している。また、マニュアルだけでは理解を深めること

が難しい教職員、学生向けにメディア授業支援サポート窓口を設置し問合せ対応を行っている。（根拠資料 8-27、根拠資料 8-28）

8.1.5. 研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

評価の視点1：研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み

- ・規程の整備
- ・教員及び学生における研究倫理確立のための機会等の提供（コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施等）
- ・研究倫理に関する学内審査機関の整備

本学は、研究倫理を遵守するために「研究倫理委員会規程」「動物実験委員会規程」を定め、規程に則った適切な措置を行っている。（根拠資料 8-29、根拠資料 8-30）

また、「東京家政大学・東京家政大学短期大学部における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」「公的研究費の不正使用等に関する調査委員会規程」により、公的資金を用いた研究活動において、研究活動上の不正行為の防止及び不正行為が生じた場合における適切な対応について必要な事項を定めている。（根拠資料 8-31、根拠資料 8-32）

このほか、学内外から研究活動における不正行為に関する通報及び相談の窓口を内部監査部、公的研究費使用ルール等の相談窓口を教育支援センター教育・研究支援課及び狭山学務部学務課に設置し、研究活動における不正防止体制を整備している。

「東京家政大学・東京家政大学短期大学部における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」に基づき、教員に対してコンプライアンス教育及び研究倫理教育の受講と理解度確認テストの受検を毎年実施している。（根拠資料 8-31）また、学部学生に対しては学修支援システム manaba 上に研究倫理・コンプライアンス研修の動画を公開し、学生の研究者倫理教育も実施している。

大学院生に対しては、4月のオリエンテーション時に「研究と研究倫理セミナー」の時間を設け、在学生・新入生向けに「研究の心構え」「研究倫理」「研究倫理と研究デザイン」のセミナーを実施している。また、一定期間「日本学術振興会研究倫理 eラーニングコース eL CoRE」の受講を促している。

8.1.6. 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学は、「東京家政大学・東京家政大学短期大学部自己評価委員会規程」を定め、「自己評価委員会」のもとに7つの部会を設けて全学的な点検・評価を行っている。（根拠資料 2-1）令和3年度から毎年、点検・評価の観点を定めて実施しており、教育研究等環境についての自己点検・評価は教育研究・社会連携部会が担っている。具体的には、関連部署が「点検・評価活動シート」を用いて現状及び課題の分析、それに伴う当該年度の活動計画の策定及び実施、達成等の評価を行う。これに対して、部会及び「自己評価委員会」が

点検・評価を行い、フィードバックしている。また、定期的な点検・評価は、全学的な中期計画等の実施状況に係る自己点検・評価活動の中で実施している。

学園全体の情報システムについては、「渡辺学園情報システム協議会」の中に教育研究等環境について検討を行う「教学系 ICT 環境整備推進委員会（令和 5 年度からは教学系 DX 環境整備推進委員会）」を設置し点検・評価を行っている。また、学内ネットワークの運用状況については、コンピュータシステム管理センターにて点検・評価を行っている。特に狭山キャンパスの Wi-Fi の接続が不安定になる問題については原因の解析を行い、隣接する航空自衛隊狭山基地からのレーダーによる影響であると推定し、レーダーの影響を受けない 2.5GHz 帯のみを使用するためのアクセス方法を令和 5 年 8 月より新たに提供開始した。

施設・設備については、定期的な保守点検により報告を受けた指摘事項の改善に向け、また、法令の改正に対応するため、施設・設備中長期整備計画を年次的に見直して外壁改修及び設備等の修繕を実施した。

図書館における教育研究等環境の適切性については、「図書館運営委員会」が定期的に点検・評価を行う役割を果たしている。キャンパスごとに置いている図書館運営に関する小委員会において、図書館の活動内容について報告している。各学科から選出されている委員が、事業計画に沿った図書館活動を行っているか、改善・提言を行っている。図書館はそれを受け、より良い図書館サービスに向けた改善に取り組んでいる。（根拠資料 8-33、根拠資料 8-34）また、学園の中期計画の一つである「渡邊辰五郎・青木誠四郎コレクション」サイトのリニューアルを令和 4 年度に行った。これに対し、「中期計画推進特別委員会」による評価で、B 評価（活動計画通り活動目標を達成した）を受けた。令和 5 年度の課題（フィードバック）である大学ホームページトップへの画面掲載、本学公式Instagramへの投稿、本学博物館に協力依頼し、博物館ホームページ「学園の歴史と創設者コーナー」へ掲載する等、改善に向けて取り組んだことにより、アクセス数が増加した。（根拠資料 8-35、根拠資料 8-36【ウェブ】）

研究倫理の遵守については、主管部署である教育支援センター教育・研究支援課と狭山学務部学務課において、法改正の状況を確認して、規程等の点検を行っている。

科研費の使用については、文部科学省や日本学術振興会が定める基準の改正や各種通知等を踏まえ、「科学研究費の使用におけるハンドブック」の見直しを毎年行っている。（根拠資料 8-37）

8.2. 長所・特色

教育環境においては、クラウド環境の整備が整い、学生が各自のパソコンを利用して他の学生との共同した文書作成などのコラボレーションができる環境が整っており、メディア授業だけでなく、通常の対面授業においても ICT の積極的な活用をすすめている。また、Microsoft365 の導入に伴い、学生が Office ソフトを購入する必要がなくなり、学生の費用的な負担軽減ができた。学修支援システム manaba や web 会議システム、クラウドストレージ等、使用できる ICT システムは多岐にわたるため、操作方法や活用方法等について質問・相談を受けることも多いが、各種システムに関する問合せ対応窓口を設定し、迅速な解決を図っている。

研究環境においては、中期計画に掲げた科研費の申請・採択の増加に向け、令和4年度から URA 経験のある講師による「申請書作成支援講座」、さらに令和5年度からは外部企業による申請書レビューも併せて実施し、応募件数の増加に繋がっている。令和5年度からは学内資金により、新たに「プロジェクト研究助成制度」を発足させ、初年度となる令和5年度には予想を上回る応募者があった。本制度では、研究成果の投稿論文等としての外部への公表、科研費や外部団体による学術研究助成金等への申請等を助成の条件としており、研究活動に対する気運の醸成と共に、外部資金獲得へ向けた支援につなげている。

8.3. 問題点

学内のさまざまな ICT サービスが利用されることになり、キャンパス内、板橋・狭山キャンパス間のネットワークの容量不足が発生しつつあることと、障害に伴う切断事故を回避するための信頼性担保が課題である。この改善策として、学術情報ネットワーク (SINET) を活用した板橋・狭山回線の冗長化と高速化や、学内の設備更新などを令和5年度から段階的に行っている。

8.4. 全体のまとめ

教育研究等環境について適切な整備及び維持・管理を行っている。特に、ネットワーク環境や ICT 等機器の整備に関しては、社会の ICT 化に対応して急速に整備を行い、充実した環境を整備している。クラウド環境の整備が整ったことで学生が各自のパソコンを利用したコラボレーションができる環境が整っており、学生の自主的な学習を促進するとともに、授業においてはメディア授業の実施や、対面授業における ICT の積極的な活用がすすんでいる。

教育研究活動を支援する環境としては、適切な研究費の支給や研究環境の整備を行うと共に、研究活動の活性化と競争的資金の獲得に向けた支援に取り組んでいる。また、学内資金による「プロジェクト研究助成制度」を発足させた。この制度は、研究成果の外部への公表、競争的資金への申請等を助成の条件とし、研究活動に対する気運の醸成と共に、外部資金獲得へ向けた支援につなげている。

第9章 社会連携・社会貢献

9.1. 現状説明

9.1.1. 大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示

本学では、「東京家政大学の社会連携・社会貢献に関する方針」として、建学の精神に基づく教育研究活動の充実と発展を推進し、地域社会との連携・協力に全学的に取り組むための方針を定め、大学ホームページで公開している。（根拠資料 9-1【ウェブ】）

社会連携・社会貢献に関する方針

本学は、建学の精神に基づく教育研究活動の充実と発展を推進し、地域社会との連携・協力に全学的に取り組むため、社会連携・社会貢献に関する方針を次のとおり定める。

1. 本学の教育研究成果を幅広く社会に還元するため、地域社会の教育活動や文化活動等の社会貢献事業と連携し、多様なコミュニティのニーズに応じた活動に寄与することを推進する。
2. 次の附置機関は、社会連携および社会貢献の推進を図るため、教育研究機関及び自治体、企業・団体、地域等の学外組織と連携協力し、本学が有する教育研究機能をもって地域社会の発展と課題解決に貢献する。

臨床相談センター

地域に開かれた臨床心理相談事業を行い、ウェルビーイングの維持・向上に資するべく、メンタルヘルス、神経発達症、対人関係等の悩みについての相談活動を行い、最善の方法で援助することによって、地域社会に貢献する。

かせい森のクリニック

クリニック、産後ケア部門、訪問看護部門からなる。

クリニックは、小児科領域においてはアレルギーや発達障がいをもつ子どもと保護者の支援を目的に、小児・アレルギー科、小児神経内科を専門に診療・研究する医療機関として学生教育にも寄与しつつ地域における小児科領域の専門診療を行い、地域医療の充実・発展に貢献する。内科、循環器内科も診療科目としてあり、地域並びに教職員の健康維持に貢献する。

産後ケア部門は産後ケア事業を推進すべく周辺の自治体と事業提携を行い、産後ケアサロンにて利用者へ産後ケアを提供しつつ学生実習施設としての機能と役割を果たす。

訪問看護部門は地域の利用者に対する適切な在宅ケアサービスの提供と実習施設としての役割機能を果たすことを目的とする。自費訪問看護サービスを実施することにより地域に貢献する。

ヒューマンライフ支援機構

生活科学研究所、女性未来研究所、地域連携推進センター、ヒューマンライフ支援センターをもって構成する。

① 生活科学研究所

生活科学一般に関する研究及びその実用化ならびに向上に寄与することを目的とし、行政や企業との共同研究などの産学連携を進め、幅広い分野にわたる学際的な生活科学研究を推進し、その成果を社会に還元する。

② 女性未来研究所

長年にわたる女子教育の伝統に基づく、本学固有の女性研究を行うとともに、その成果を社会に広く公表し還元することで、多様性を尊重する共生社会の実現と男女共同参画社会における女性の活躍を支援する。

③ 地域連携推進センター

地域の人々の学び直しを支援するとともに、学生の成長を促す学習機会を開発・実施し、併せて地域課題解決のための調査研究等を行うことにより、地域との多様な連携の推進と地域の発展に貢献する。

④ ヒューマンライフ支援センター

本学の長年にわたる教育研究の成果を社会に還元するとともに、地域や企業等の多様なニーズに学生の「学び」で応え、学生による産学連携・地域連携を推進することで、地域社会の発展を支援する。

また、本学の中期計画において、産学連携・地域連携に関する目標と計画を明示しており、同計画を受けて、令和3年度には産学連携の基盤整備、産学連携による研究・プロジェクトの拡充、教員等への支援、知財化の推進等を主な内容とする「産学連携アクションプラン」を設定し、以後毎年度末のヒューマンライフ支援機構会議にて各項目の取組み状況について点検・評価を行い、必要に応じて改定を行うこととしている。（根拠資料 9-2、根拠資料 9-3）

9.1.2. 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点1：学外組織との適切な連携体制

評価の視点2：社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進

評価の視点3：地域交流、国際交流事業への参加

地域との連携に関しては、各地方公共団体との連携・協力関係を一層強化し、様々な分野にわたる包括的・継続的な連携・協働を推進するため、平成 23 年 3 月に東京都北区、平成 28 年度に板橋キャンパスのある東京都板橋区、狭山キャンパスのある埼玉県狭山市、校祖渡邊辰五郎の生誕地である千葉県長南町、平成 30 年度に埼玉県入間市と包括協定を締結している。（根拠資料 9-4）

ヒューマンライフ支援機構は教育研究の成果を社会に還元し、地域連携、産学連携を推進することを目的として設置されており、以下の 2 研究所、2 センターによって構成されている。生活科学一般に関する研究と実用化を目的とする生活科学研究所、本学の建学の精神と生活信条を實踐できる女性の育成に資するための調査、研究を目的とする女性未来研究所、地域の人々の学び直しを支援するとともに、学生の学習機会の開発と実施を目的とする地域連携推進センター、地域や企業等の多様なニーズに学生の「学び」で応え、学生による産学連携、地域連携の推進を目的とするヒューマンライフ支援センターである。

（根拠資料 3-7、根拠資料 9-5、根拠資料 9-6、根拠資料 9-7、根拠資料 9-8）

生活科学研究所では、地域貢献の一環として一般の方々に向けて、生活に関する身近な科学について理解を深めてもらうため、「レクチャーフォーラム」という講演会を実施している。令和 5 年度は 2 部構成で実施しており、第 1 部では外部講師を招聘し、腸活について講演いただいた。第 2 部では外部講師と本学栄養学科教授・学生を交えて「長寿菌を増やすレシピ」と題したパネルディスカッションを実施し、学生考案のレシピについて意見を交えた。学内外から約 130 名が来場し、講演会後のアンケート結果から高評価を得たことがわかった。また、学生を登壇させたことで、学生の教育の様子や研究成果を地域へ還元できただけでなく、学生自身の学びの場としても機能した。（根拠資料 9-9【ウェブ】、根拠資料 9-10【ウェブ】）

女性未来研究所では、育児期女性を対象とした、自分の「これまで」や「これから」をイメージしてポートフォリオ化する「子育てママの未来計画」というセミナーを、平成 29 年度より板橋区・北区との共催にて、令和 4 年度より板橋区との共催にて実施している。新型コロナウイルス感染症対策を機にオンラインで開催し、これまで対面で開催できなかった有職者や育休者の受講者がほとんどを占めるようになり、令和 5 年度はレジリエンス編を 2 回、家政学入門編を 2 回、計 4 回開催し、延べ 58 人が受講し、育児期女性の自尊心向上に寄与した。（根拠資料 9-11【ウェブ】、根拠資料 9-12、根拠資料 9-13）地方自治体等からは、北区の男女共同参画と女性の活躍の推進を目的とする「北区男女共同参画審議会委員」、板橋区主催の高齢者向け教養講座「板橋グリーンカレッジ講師」、幼い子のいる親のための育児教室「国分寺市本多公民館教室講師」、労働組合の女性メンバーによるジェンダー平等の実現を目的とする「連合東京三多摩ブロック女性セミナー講師」、子育て中の女性がより自分らしく活躍できる世の中をテーマに討論する「東京ウィメンズプラザフォーラムシンポジスト」の出講依頼受け、参画するという形で社会連携・社会貢献を行ってきた。（根拠資料 9-14、根拠資料 9-15、根拠資料 9-16、根拠資料 9-17）

地域連携推進センターでは、①公開講座・大学開放事業、②地域連携事業、③調査研究事業を行っている。（根拠資料 9-18【ウェブ】）

地域連携推進センター（板橋）では、令和5年度前期の公開講座は「親子向け・親向け」6講座、「健康・生活・心理」11講座、「制作」3講座、「語学」2講座の全22講座を開催し受講者は計246名、後期の公開講座は「親子向け・親向け」3講座、「健康・生活・心理」10講座、「制作」3講座、「語学」2講座の全19講座を開催し、計274名が受講した。これらの講座の多くは、本学の教員が担当しており、大学の教育研究成果を適切に社会に還元している。公開講座は、幅広い年齢層、多様な背景を持つ市民が受講しており、地域における生涯学習の場として機能している。また、受講者に対するアンケート調査の結果によると、受講者の満足度が高く、学習者にとって有効な生涯学習の機会として評価できる。以上のとおり、地域連携推進センター（板橋）主催の公開講座は、高等教育機関として本学の特色ある専門性を活かし、教育・研究の成果を広く一般市民に提供、還元している。これらは生涯学習社会の実現に向けた本学の使命であり、本学の社会貢献の一翼を担っている。（根拠資料9-19、根拠資料9-20）

地域連携推進センター（狭山）では、教育・研究の成果を広く地域社会に還元することとして、事業活動を推進している。様々な地域・多様な大学・自治体・諸団体等との連携により、地域課題の解決に向けた多種多様な学習プログラムの開発を実施し、開かれた大学として、児童から高齢者に至るまでの幅広い年齢層の方に、学習機会を提供する事業を展開している。（根拠資料9-21【ウェブ】）例えば、狭山市・入間市教育委員会との連携体制（実行委員会）を組織している「子ども大学さやま・いるま」では、実行委員会により受講学生（小学4～6年生）及び保護者を対象としたアンケート調査（基礎的属性の他、受講動機、受講講座の感想、特に楽しかった学習プログラム、次回学習したい分野・内容、次回の参加有無等を質問）を実施した。その結果、自治体からの要請等のニーズを考慮した小学校では学べない専門性のある学習プログラムを企画・開発し、保護者の方々にも高評を得ている。（根拠資料9-22）その他、公開講座、専門講座「Tokyo Kasei 塾」、ジュニアサイエンススクール、自治体連携による共催講座・研修会等を行っている。これらは当センターの中・長期目標である地域社会へ還元する大学として、本学の教育・研究の成果を活かした本学ならではの特色ある学習プログラムの企画・開発を展開し、それぞれの現場、地域等が抱えている課題解決に対応することで、地域社会に還元している。特に、自治体との連携事業においては、事前にニーズ調査（保育士・小学校教諭が抱える現場での課題等調査）を実施して、テーマに反映している。（根拠資料9-23、根拠資料9-24、根拠資料9-25、根拠資料9-26、根拠資料9-27、根拠資料9-28）また、埼玉東上地域大学教育プラットフォーム「TJUP」の会員校として、多様な大学、自治体・企業等と連携・協働により、地域社会の課題解決のため、地域の活性化を目的として、様々な推進活動を展開している。（根拠資料9-29、根拠資料9-30、根拠資料9-31【ウェブ】）さらに、本センター事業及びTJUP事業の授業補助・運営スタッフ・チューター等の学生ボランティアを随時、募集し、学生同士の交流、地域社会との交流を通じ、自立性や社会性、コミュニケーション力を培うことを目的として、主に狭山キャンパスの学生が、地域交流へ積極的に参加している。（根拠資料7-85）

ヒューマンライフ支援センターでは、「社会のニーズに学生の学びで応える」をモットーに、行政や企業からの多様なニーズを的確に把握し、大学生の専門的学習の成果を生かした産学官連携事業を実施している。具体的には、企業とのレシピ開発や商品開発、地域

小学校との連携事業、農林水産省との「ワークライフバランス in 農業女子プロジェクト」、美術系の学生による企業・団体等の広報資料のイラストやロゴマークの制作、板橋区地域子育て拠点事業「森のサロン」の運営などを行っている。（根拠資料 9-32 【ウェブ】、根拠資料 9-33 【ウェブ】）ヒューマンライフ支援センターで令和 5 年度に実施した主な産学官連携事業を抜粋して以下に記す。

【東洋水産株式会社との連携事業】

令和 4 年度から継続して実施している取組みで、栄養学を学ぶ学生が東洋水産株式会社と共同でフリーズドライスープ「マルちゃん カラダほころぶ豆乳と酒粕のスープ」を開発した。商品開発に興味を持つ学生 26 名が説明会に参加しアイデアシートを提出した。アイデアシートを元に商品開発メンバーに選ばれた学生 11 名と東洋水産株式会社の担当者が試作検討会を数回実施し、味や具材について意見交換を行って検討を重ねた。その後、東洋水産株式会社により最終的なスープの味が決定された。学生ならではの斬新でトレンドを意識したアイデアに、健康感のある食材やフレーバーを使用し、栄養学を学ぶ学生のこだわりのスープに仕上がった。パッケージには、造形表現学科の学生が作成した、ヒューマンライフ支援センター産学官連携キャラクターである「家政つくる」のイラストを加え、産学連携を演出している。また、スープの商品開発と併行して、販売店舗にて商品紹介のために提示される POP の作成を、造形表現学科の学生がデザインした。商品は令和 5 年 8 月 21 日（月）から全国の量販店、小売店などで販売されている。

【株式会社ベルクとの連携事業】

栄養学を学ぶ学生がスーパーマーケットベルクで販売される味付け肉のレシピアイデアを考案した。説明会に参加した学生 28 名から 48 点のアイデアが提出され、採用された 6 名の学生が商品開発に携わった。学内で開催したヒアリング試食会では女子大生ならではの視点で意見交換を行い、4 品が商品化の候補となった。その後、株式会社ベルク本社のテストキッチンで行われた最終試食会にも参加し、企業の内部を見学するなど学生にとって貴重な経験となった。コラボ商品第 1 弾の「コクうま 牛肉ときのこの豆乳みそ炒め用」は令和 5 年 10 月 16 日（月）から、第 2 弾の「どっち派？ユッケジャン・ビビンバ炒飯用」は令和 5 年 11 月 25 日（土）から、スーパーマーケットベルクの全店舗にて販売が開始された。

【東武百貨店池袋本店レストラン街スパイスとの連携事業】

池袋に本店を構える東武百貨店のレストラン街スパイスの料理人と栄養学を学ぶ学生が協働で開発した新規メニューが提供されるフェア「チャレンジ・ザ・グルメ 2023」が開催された。50 名の参加学生は、担当店舗へテーマに合わせた提案書を提出し、新メニューの試食・栄養価の計算などを行い、料理長から実際に商品として提供するためのアドバイスをいただくなど、大学での学びを実践する貴重な機会となった。「チャレンジ・ザ・グルメ 2023」は令和 5 年 11 月 2 日（木）～30 日（木）に開催され、41 店舗で全 46 メニューが提供された。

【昭和産業グループとの連携事業「第 10 回たまごのある暮らしレシピ開発教育プログラム」】

栄養学を学ぶ学生が、昭和産業グループ社員による説明会・勉強会を経てレシピを提出した。47名の学生から72点のレシピが提出され、書類選考により8名が採用された。採用された学生は、昭和産業グループ商品開発担当者が参加するレシピ検討会での意見交換を経てブラッシュアップを重ね、昭和産業グループの役員が審査員として参加する最終レシピ講評会にて、審査員に向け自身の考案レシピのプレゼンテーションを行った。採用レシピは鶏卵商品「たまごのある暮らし」のパッケージラベルになり、販売される。

【双日食料株式会社との産学連携事業】

双日食料株式会社より全国のスーパーへ向けた商談見本品として、牛バラ肉を使った弁当のレシピ考案依頼があり、栄養学を学ぶ学生に公募した。26名から35点のレシピアイデアが提出され、アイデアが採用された6名の学生が商品開発に携わった。学生は、双日食料株式会社のテストキッチンにて、レシピアイデアを商品化に向けてブラッシュアップする作業に参加した。学生にとって実際に企業内で商品開発に携わる貴重な経験となった。

【森のサロン】

板橋区の委託（板橋区地域子育て支援拠点事業）を受け運営している子育て広場で、乳児または幼児及びその保護者が相互の交流を行うために気軽に集える場を提供し、子育てについての相談・助言、情報の提供、講座の実施等を行い、地域の子育て支援機能の充実を図るとともに、子どもの健やかな育ちにかかわる多様な体験を通じた学生の「学び」を支援することを目的としている。板橋区在住及び近隣区在住者の4歳未満の乳幼児とその保護者であれば誰でも登録をすれば利用ができ、月曜日から金曜日の10時から16時（12時～13時は閉室）に利用可能で、水曜日の午後は広場の開催はせずに予約制で個別相談に対応している。通常の広場運営に加え外遊びプログラムや学生サークルによるイベント等も月に1～3回程度開催しており、利用者に大変好評である。令和4年度の年間総利用者数（延べ人数）は、子ども4,955名、保護者4,745名であり、相談件数は277件であった。令和5年度は12月28日現在で、子ども3,699名、保護者3,478名の利用がある。

また、児童学科や教育福祉学科、看護学科などの学生が、授業の一環として見学や実習を行ったり、学生企画のアートプロジェクトやボランティアを希望する学生の受け入れも実施するなど学生の学びにも寄与している。（根拠資料9-34）

9.1.3. 社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学は、「東京家政大学・東京家政大学短期大学部自己評価委員会規程」を定め、「自己評価委員会」のもとに7つの部会を設けて全学的な点検・評価を行っている。（根拠資料2-1）令和3年度から毎年、点検・評価の観点を定めて実施しており、社会連携・社会貢

献の適切性については教育研究・社会連携部会が中心となり、令和4年度と令和5年度に実施している。具体的には、関連部署が「点検・評価活動シート」を用いて現状及び課題の分析、それに伴う当該年度の活動計画の策定及び実施、達成等の評価を行う。これに対して、部会及び「自己評価委員会」が点検・評価を行い、フィードバックしている。また、定期的な自己点検・評価は、全学的な中期計画等の実施状況にかかる自己点検・評価活動の中で実施されている。

産学連携活動に関する自己点検・評価に関しては、令和3年度に中期計画の産学連携・地域連携に関する目標と計画を受けて設定した「産学連携アクションプラン」の中で、産学連携による研究プロジェクト実施件数の増大、共同研究講座の新設、特許出願件数等の広範な分野について目標を定めており、活動の進捗状況に合わせて点検・評価・見直しを行っている。本年度から産学連携を担当する専任研究員（教授）を生活科学研究所に配置し、令和3年からの3年間に計4件の国内・国際特許の申請、毎年21～22件の共同研究・受託研究・学術指導の実績がある。

社会連携・社会貢献活動の改善・向上に向けた取組みとして、生活科学研究所では、レクチャーフォーラムの参加者に対してアンケートを実施することで、年齢層や男女比、評価や次回講演内容の希望等を聴取し、次回講演会の内容や運営方法の改善を行っている。

女性未来研究所では、板橋区と共催したセミナーの参加者に対してアンケートを実施し、その結果を次の開催に活かしている。

地域連携推進センターでは、公開講座において、各講座でアンケート調査を実施し、集計結果を次年度に活かしている。また、地域連携推進センター（狭山）では、自治体等連携事業において、アンケート調査の他、会議体による意見交換の場を設定し、次年度に繋げている。また、TJUPは、活動指標に対応した実績及び評価・改善項目の達成度確認（検証）を実施し、全体会での1次評価、監事による2次評価を受け、その結果を次年度の取組みに活かしている。

ヒューマンライフ支援センターでは、学生自身が活動を通じた自分の成長と活動成果を確認できるポートフォリオとして、平成29年度より継続して「Hulip活動記録ノート(My History of Hulip Activity)」を制作し活用している。ノートは、社会人基礎力12項目についての活動前後の自己評価、活動の目的、目標、成果、今後の課題などを記載させる内容となっている。活動終了後に提出されたものを集計し、その結果をヒューマンライフ支援センター運営委員会で共有の上、取組みの振り返りを行っている。（根拠資料 7-103）

9.2. 長所・特色

ヒューマンライフ支援機構を構成する研究所、センターはいずれも人的規模が極めて小さいが、それらが緩やかに連携することで個別には難しい問題への対応を行っている。

ヒューマンライフ支援機構 機構運営部では、企業や民間団体等との包括協定の締結に力を入れるとともに、本学の研究シーズと企業等のニーズのマッチングを支援する取組みを積極的に進めている。令和5年度は、双日食料株式会社及びマリノフーズ株式会社との連携・協働に関する包括協定を締結した。（根拠資料 9-35）本協定は、双日株式会社とヒューマンライフ支援センターとの学生主体による連携事業を端緒に、双日グループと連携を重ねてきた成果を受け、食肉や水産品、農産品等の「食品」をめぐる教育・研究、産業等

の分野における相互の連携・協働をすすめようとするものであり、包括協定の締結を契機として、更なる相互の発展と社会課題の解決に寄与することを目指す。

女性未来研究所では、自治体との共催による企画や各種自治体等からの依頼講演などにおいて、女子学生・女性たちのキャリア形成につながるエンパワメントを行っている。

地域連携推進センター（狭山）では、埼玉東上地域大学教育プラットフォーム「TJUP」の会員校として、多様な大学、自治体・企業等と連携・協働により、地域社会の課題解決のため、地域の活性化を目的として、様々な推進活動を展開している。狭山市・入間市教育委員会と連携した「子ども大学さやま・いるま」事業は、小学校の授業では経験できない魅力ある講座として、保護者からの高評を得ており、大学ならではの特色ある事業のひとつとして挙げられる。

ヒューマンライフ支援センター森のサロンは、板橋区地域子育て支援拠点事業として、学内に親子が集い、ともに子育てを楽しむ交流と学びの場を提供している。大学の持つ優れた知見を地域社会のために活かすことができ、また各々の専門を学ぶ学生たちが直接に親子の遊ぶ姿を見つめることができる場としても、きわめて有機的かつ、多様な可能性を秘めている。

9.3. 問題点

女性未来研究所は研究所組織であるにも関わらず、専任研究員が配置されていない。専任研究員の令和7年度採用に向けた準備を行っている。専任研究員の採用が実現すれば、現在よりも多くの地方自治体等と連携したセミナー開催や講座への出講など社会貢献が実現できると考えている。

埼玉東上地域大学教育プラットフォーム（TJUP）の会員校としての活動は、地域連携推進センターが活動事務局となり、企画・計画・実施を行っている。しかし、この推進活動は、多様な大学、地域、地元企業と連携・協働による活動を活発化させ、地域の活性化に貢献していくものであり、また、私立大学等改革総合支援事業（タイプ3プラットフォーム型）とも連動しているため、大学全体の活動として戦略的な組織の構築により、横断的に関連部署が連携していくことができれば、社会貢献活動の更なる発展（それぞれの専門性をより活かした大学の教育・研究成果を地域に還元）が期待できる。

9.4. 全体のまとめ

社会連携・社会貢献活動は、ヒューマンライフ支援機構の組織である機構運営部（産学連携推進グループ・社会連携グループ）、生活科学研究所、女性未来研究所、地域連携推進センター、ヒューマンライフ支援センターを中心として、活発に行っている。また、大学の中期計画において、産学連携・地域連携に関する目標と計画を明示し、同計画を受けて「産学連携アクションプラン」を設定し、自己点検・評価を行っている。

産学・地域連携活動では、地方公共団体や企業と包括協定を締結して連携・協働を強化し、社会課題の解決に寄与している。特に、地域貢献の活動として、女性未来研究所における自治体との共催による女性のキャリア形成につながる活動や、ヒューマンライフ支援センター森のサロンが板橋区地域子育て支援拠点事業として子育てを楽しむ交流と学びの場を提供している。また、埼玉東上地域大学教育プラットフォーム「TJUP」の会員校とし

て、多様な大学、自治体・企業等と連携・協働により、地域社会の課題解決のため、地域の活性化を目的として、様々な推進活動を展開している。

第10章 大学運営・財務

第1節 大学運営

10(1).1. 現状説明

10(1).1.1. 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示

評価の視点2：学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

学校法人渡辺学園は、令和元年3月開催の理事会・評議員会において、令和3年度に渡辺学園創立140周年を中心とした5年間（2020（令和2）年度～2024（令和6）年度）について、「最良、最強の女子学園」の構築のため、学園のビジョンとして、7つの事項を重要課題として取り組むことを決定した。7つの事項は、①140周年記念事業、②学校ごとの収支均衡、③科研費等の採択増、④学納金と人件費の均衡、⑤理事・評議員の数、選出方法見直し、⑥財務分析・経営改善、⑦三様監査である。

本法人の大学運営に関する方針は、4つの領域「教育改革・学生の支援」「研究・産学連携」「地域連携、生涯学習・リカレント教育」「ガバナンス改革」について、学校法人渡辺学園中期計画により示している。この方針は、各領域の2024（令和6）年までの大学の指針として明示したものである。

学生及び教職員への大学運営に関する方針の周知については、ホームページで「学校法人渡辺学園2020(令和2)～2024(令和6)年度中期計画」と「事業計画」「事業報告」を掲出している。（根拠資料1-14、根拠資料3-10、根拠資料3-11）

このことは学園広報誌『渡辺学園広報』で教職員に通知している。（根拠資料10-1）

10(1).1.2. 方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

評価の視点1：適切な大学運営のための組織の整備

- ・学長の選任方法と権限の明示
- ・役職者の選任方法と権限の明示
- ・学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備
- ・教授会の役割の明確化
- ・学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化
- ・教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化
- ・学生、教職員からの意見への対応

評価の視点2：適切な危機管理対策の実施

学長は、理事会の定める「学長選考規程」に基づき、理事会において選考し、理事長が評議員会及び教授会に報告し、任命することになっている。学長の選任方法については、

「学長選考規程」「学長選考実施に関する細則」に規定されている。（根拠資料 10-2、根拠資料 10-3）学長の権限は、東京家政大学学則第 67 条第 2 項に、「学長は校務を掌り、所属教職員を統督する。」と規定している。（根拠資料 1-3）また、学長は、寄附行為において学校法人の理事になることが規定されており、理事長が理事会の同意を得て法人の事務を分掌させる常務理事に大学部門統括として委嘱され、学校法人の業務の適正な運営に携わっている。（根拠資料 10-4 【ウェブ】、根拠資料 10-5）

本学では「副学長に関する規程」に基づき、副学長を置くことができる。（根拠資料 10-6）副学長の職務は規程の第 2 条、選任方法は規程第 3 条に定めている。副学長は学長が定めた職務分担に応じて、当該職務に関する企画・立案・連絡調整等を行う。令和 5 年度は 4 名の副学長が任命され、それぞれ内部質保証担当、教育・学生担当、入試担当、研究・地域連携担当となっている。

学部長の選任方法は「学部長選考規程」に定めている。（根拠資料 10-7）「学部長の職務規程」により、学部長は当該学部を統括し、学長を補佐しなければならないと定めている。（根拠資料 10-8）また、当該学部の人事、施設、設備、備品、教育・研究費、教育及び研究、教授会、科長会、その他学長から委嘱された事項を遂行することを定めている。

研究科長の選任方法は「研究科長選考規程」に定めている。（根拠資料 10-9）研究科長は研究科委員会を召集しその議長となる。研究科委員会は学生の入学、課程修了、学位授与、学位論文の審査、学生の賞罰、教育課程、大学院教員の教育研究業績の審査を審議し、意見・結果を学長に報告する。また、教育・研究、学生の退学休学・復学・転学・留学等、学習の評価、学生の厚生補導、大学院の学則及び諸規程の制定・改廃・適用、その他を審議し、意見・結果を学長に報告することができる。研究科委員会の審議事項の意思決定は学長が行う。研究科長の職務規程は、令和 5 年度に整備した。（根拠資料 1-4）（根拠資料 10-10）

学則第 70 条に教授会の設置を定めているが、学校教育法の一部改正（平成 27 年 4 月 1 日施行）に伴い、教授会のあり方を見直し、教授会規程の改正を行った。現教授会規程第 3 条に「教授会は、当該学部の教育・研究に関する事項を審議する機関である。審議された事項の意思決定は学長が行う。」ことを決定した。学長の意思決定と教授会の役割との関係は明確である。（根拠資料 10-11）

寄附行為では、理事会を「学校法人の業務を決し、理事の業務の執行を監督する」ほか、「予算・決算及び重要な資産の処分」「事務の運営・経理の執行」「教職員の任免」「役員・評議員の就退任」「その他法人業務に関する事項」を掌理すると規定している。また、同 9 条 2 項では、理事長を「法人内部の事務を総理し、」「法人を代表する。」と規定し、理事会を最終意思決定機関と位置付け、理事長が最高執行責任者としての権限と責任を有していることを明確にしている。

東京家政大学学長は、理事会の定める「学長選考規程」により、理事会により選考、理事長により任命されている。学則により学長は、「学長は校務を掌り、所属教職員を統督する。」としており、理事長と学長の権限と責任は関連規程により明確になっている。また、業務の適正な運営のため、法人は常務理事会を設置している。常務理事会は、理事会の委任により理事会の職務を行うが、理事会の追認を得なければならない。

教学組織の意思決定機関は、全学運営会議、各学部教授会等があるが、関係規程で役割や分掌を規定している。各会議の根拠規程は、関係会議の議を経て、学長が承認している。

学長は、寄附行為第7条1項の規定により理事に選任され、理事会の意思決定に加わっている。学長は、常務理事会の構成員でもあり、教学の代表者として法人との連携の下、法人の意思決定に加わっている。学長は、教学を代表する理事として、理事会、常務理事会において法人運営に関する重要な役割を担っており、学長のリーダーシップの下、教学の意思決定を統括している。教学組織の意思決定機関の規程の制定・改廃は、理事である学長が承認しており、大学関係規程の運用は原則として学長等に委任している。（根拠資料 1-2、根拠資料 10-12）

教員は、教授会、研究科委員会等を通して、職員は、各部署、部課長等連絡会議等を通して意見を述べることができる。なお、出された意見は、関係する部署により対応している。

学生については、学生生活や教育内容など大学全般の多岐にわたる要望や所感などを学長と直接、話をするができる学長と学生の意見交換会を学修・教育開発センター主催で企画・開催している。大学運営やカリキュラム、学生支援への意見・要望等を聴取し、全学運営会議、教授会、「学修・開発委員会」等の会議において教職員に共有している。

（根拠資料 7-101）また、学生主体 FD 活動団体である「学生 CRED」がある。「学生 CRED」は「東京家政大学を私たちの学生生活をよりよくすること」を目標として活動している。このメンバーと学修・教育開発センターの教職員が定期的にミーティングを行い、イベント開催、ホームページ等の広報活動を積極的に支援している。（根拠資料 7-78【ウェブ】）学長と学生の意見交換会や学生 CRED からのヒアリングの内容をもとに、翌年度以降の活動計画に反映している。

そのほか、学生の意見は、卒業時アンケート等において授業以外の意見も収集しており、キャリア・就職委員会で報告し、各学科の科内会議で共有するよう依頼している。（根拠資料 10-13）令和5年度は、学生生活の実態を把握し学生支援の在り方を検討するため学生生活実態調査を実施した。（根拠資料 7-31）

危機管理対策については、危機管理規程において、重大事件や施設内での事故等による人的、物的被害が生じるような場合、必要に応じて対策本部を設置し対応することを定めている。（根拠資料 10-14）火災地震等への対応は、消防計画、地震警戒宣言時の対応計画等（根拠資料 10-15、根拠資料 10-14）で、情報漏洩対策は、情報セキュリティ基本規程等（根拠資料 10-16）で対応している。学校行事、正課外活動等での施設外での学生の事故・不祥事等は、関係部署の取扱いにより対応する。災害時の安否確認として、学生の安否を速やかに把握するために安否確認システムを導入している。また、ポケット版の大地震マニュアルを作成し、常に携帯できるような工夫を行っている。（根拠資料 10-17【ウェブ】）火災・地震対策のための防災訓練を板橋・狭山両キャンパスで所轄消防署に指導を依頼し、実施している。また、防災マニュアルを作成し、毎年改訂を行っている。

10(1).1.3. 予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

評価の視点1：予算執行プロセスの明確性及び透明性

・内部統制等

・予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定

(1) 予算編成の適切性

予算編成は、毎年度9月の理事会で翌年度当初予算編成方針を決定し、これに基づき各部署へ中期（5年）を含む事業計画書の作成と、それに基づいた予算計画書の作成を依頼している。（根拠資料 10-18、根拠資料 10-19）教育・研究費関係予算は、教育支援センター教育・研究支援課及び狭山学務部学務課で取りまとめ、12月の協議会で審議したのち財務部経理課へ提出する。各部署から提出された予算計画書案及び事業計画書案は、財務部経理課予算担当者が予算と計画の整合性を精査し査定を行っている。取りまとめられた予算概要は理事長、学長及び常務理事による各部署へのヒアリングを経て予算編成を行い、3月の評議員会に諮問し理事会で決定する。（根拠資料 1-2）

(2) 予算執行の適切性

決定した予算計画は、速やかに関係部門へ伝えると共に、適正な予算執行を行うよう通知している。（根拠資料 10-20）

予算執行にあたっては、各部署予算部門の長の決裁を経て、支払伝票に証憑書類を添付して経理課に提出する。経理課では、支払金額に応じて経理課長、財務部長、財務担当理事、理事長の4つの区分で決裁権限を設け、すべての執行状況をその証憑と共に点検し、不適切な執行が発生しないよう確認体制を敷いている。各部署予算担当者は財務システムの管理帳票（予算管理簿等）で予算額、執行状況、予算残高を確認出来るようになっている。また、研究費関係予算は各教員がWebで閲覧可能になっている。

平成29年度以降は、経費予算の執行率が90%を下回ってきており予算と決算の乖離が大きくなっているのが現状である。令和4年度においては、87.0%であった。予算執行の構造改革として、令和6年度当初予算編成より事務部門関係予算については執行実績を分析し執行率等を算出のうえ、予算上限額設定の根拠としている。研究費関係予算においても、財務部が教員個人別の直近5年間の執行状況を分析した資料を作成し、教育支援センターへ資料提供を行い適切な研究費の予算配分を促している。

10(1).1.4. 法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

評価の視点1：大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置

- ・ 職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況
- ・ 業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備
- ・ 教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）
- ・ 人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善

法人及び大学運営に必要な事務組織を設置し、適切に運営している。（根拠資料 10-21）職員の採用は、毎年度の退職状況を踏まえ採用方針を決定した上で採用計画を立案し、新

卒と既卒採用で必要な人員を確保している。(根拠資料 10-22) 採用選考の質向上を図るため、面接試験は、現場で求められている人材を熟知した教職員が行っている。求める人材像及び学園の現状等、学園の情報をホームページで公開している。(根拠資料 10-23)

職員の昇格は就業規則に基づき実施しており、人事担当常務理事が検討し理事会において最終的に決定している。

職員の昇任は、就業規則に基づき「役職者等選考委員会」で候補者を評価し、理事会において最終的に決定している。(根拠資料 10-24) (根拠資料 10-25) 事務職員役職者については事務職員役職者の任期等に関する内規によって任期を定めており、任期満了時には所定の評価を行った後、理事会で更新等の処遇を決定している。(根拠資料 10-26) また、昇任の参考資料として目標管理を用いた職務配分表及び業績記入表を活用している。この制度は、人材育成を目的とし職務配分と業績記入を通じた目標管理により、成長実感を持つことができるよう面談を重視している(年度中、最低3回実施)。具体的には、上長が作成した職務配分表により面談し、職員個々の職務上の目標等を明確化し指導・助言を行い、中間面談では進捗状況を確認、最終評価時には部下が実施した業績により職務配分表及び業績記入表を完成させ上長から評価及び助言を行い次年度の取組みや課題について確認を行っている。業務を通じさらに成長し、学園・部署・課の業務目標に沿った取組みができる職員になるよう評価・助言を行う。最終的な職員全員分の資料を総務部人事課へ提出するが、職員一人ひとりの能力、適性を含めた状況把握にも役立っている。部署での面談取組み状況を含め、この制度は一般職員に対する人事面の評価でも参考に利用し、職員配置の参考にもしている。(根拠資料 10-27)

業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備については、事務組織や各部署の事務分掌の見直しで対応している。令和元年度に、海外研修・留学等を扱う国際交流センターを「英語などの語学教育」「グローバルマインド育成」「海外研修・留学」を担うグローバル教育センターに改め、語学教育、グローバルマインド育成に経験のある教員と、海外研修・留学実務、語学力のある職員を配置した。グローバル教育センターでは、学生の就職にも有用な語学教育内容の見直し、TOEIC 得点向上に向けたテスト導入、効果測定をしている。令和2年度には、受験生に訴求するホームページ、SNS等のweb戦略を担当するWeb戦略室を設置し、大学の動向を受験生などに広報するため、既存のウェブサイトを一刷新した。また、本学の地域貢献・生涯学習、社会連携・産学連携活動を担う生活科学研究所、女性未来研究所、地域連携推進センター、ヒューマンライフ支援センターなどの各組織を束ねるヒューマンライフ支援機構を組織した。機構運営のため研究所・センターの各事務組織が協力して、ワンストップで地域と学生、大学を結び、教育研究の成果を広く社会に発信し、地域課題の解決に向けた取組みを行政、企業、NPO等と協働して進めることを目指している。令和3年度、教員養成推進室を教職センターに改め、教員養成教育の充実を図った。将来的に各学科の教員養成実習関係の事務機能を統合することを目標にしている。令和4年度には、学園運営室(理事会付託事項の検討、計画立案等)、AOAAc(学園各学校の入試動向の調査分析等)、Web戦略室(学園ホームページの企画・運営管理等)の法人部門3組織を2部4課へ発展再編し、企画戦略部(企画運営課、四大改革推進課)、広報・宣伝部(Web戦略課、マスメディア対応課)を設置した。理事長管轄の学園の企画部門、広報部門の強化策であり、中高再建策をはじめとする「財政」、「教

育」、「改革」とコミュニケーションの円滑化を含む「意識」改革に、全部門で予算の適正な立案、実行を柱とする「構造」改革を加えた4大改革を推進している。また令和4年10月1日に受験生・入学者確保につながる入学試験分析と提案、入試広報活動の強化充実を目指すため、アドミッションセンターの事務組織を入試課と入試広報課に分割した。さらに令和5年11月1日に4大改革の一つである大学の教育改革推進のため、学長管轄の教学改革推進部を新設した。全学的視点による教育改革、教学マネジメントのため大学運営の企画立案をする学長・副学長会議の事務局となり、学部改編等の迅速な検討と対応を推進している。学長・副学長会議の役割、位置付は検討の上、規程化を予定している。

教職協働の事例として、教員組織に設置される教授会、教務委員会、学生委員会、キャリア・就職委員会等、各種委員会に事務職員が出席し、教学制度の改善や教育サービスの向上、教育環境の整備に教職員が協働して活動を推進している。また、全学的な教育・研究を遂行するための連絡・調整に関する事項及び教育・研究上の事務的処理に関する事項を審議する全学運営会議や協議会に事務職員の管理職が構成員として参画して連携を密にし、大学運営における教職協働の体制を整備している。

令和4年10月に内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織である「自己評価委員会」の規程を改正し、事務部長を委員に追加し、教職員が協働で活動している。（根拠資料2-1、根拠資料10-28）

また、共通教育（板橋キャンパス）のコア科目「スタートアップセミナー自主自律」は、家政学部・栄養学部・児童学部・人文学部の1年生前期必修科目で、異なる学科の学生5名程度でチームを作り、目標達成のために互いに協同して学ぶ32クラス同時開講の自校教育科目である。本科目の運営は共通教育推進部内に組織された自校教育科目部会（事務局：学修・教育開発センター）が主体となり、担当教員やSAへの事前研修をはじめ部会の委員を務める教員と担当職員が協働して授業内容の改善等を実施している。（根拠資料10-29、根拠資料10-30）一例として担当職員は授業期間中に得られた各種IRデータの集計を行い、部会に報告し、部会委員はそれを次年度の授業改善に活かすこととなっている。

（根拠資料10-31）また、32クラス同時開講の特徴から授業期間中には教員からの授業についての問合せなどを担当職員が回答・集約し、必要に応じて部会で審議している。そのほか、事務局である学修・教育開発センターだけではなく、初年次教育の一環として図書館の使い方の動画視聴や大学博物館の見学を実施するとともに、配慮が必要な学生への対応については、「障がい学生等支援委員会」と連携するなど関連部署との協働で授業を展開している。（根拠資料10-32、根拠資料10-33）スタートアップセミナー自主自律は卒業必修科目のため、再履修となる学生が一定数いるが、再履修学生のみを集めたクラスは通常クラスとは異なり、「現在の東京家政大学を知る」ことを目的に学生から職員へのインタビューを実施している。（根拠資料10-34）

狭山キャンパスに設置されている健康科学部、子ども支援学部では、各学部の基礎教養科目にコア科目「スタートアップセミナー自主自律」が開講されており、1年生前期必修科目として、板橋キャンパスと同様の授業内容にて自校教育を開講している。令和5年度は健康科学部にて看護学科とリハビリテーション学科が合同開講し、学科を超えた学生が協同学習を行い、子ども支援学部は子ども支援学科1学科のため、クラスを超えた学生の配置により様々な学生同士によるアクティブラーニングを深めている。なお令和6年度に

向けて、「自校教育科目（健康科学部・子ども支援学部）準備委員会」を発足し、2学部合同開講に向けての検討を経た上で、合同科長会、教務委員会狭山分科会にて承認された。また、共通教育推進室自校教育科目部会への当該委員のオブザーバー参加が認められ、9月より共通教育推進室自校教育部会に健康科学部、子ども支援学部教員も参加し、全学的に情報を共有している。

10(1)1.5. 大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

評価の視点1：大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施

SD推進規程を制定し、東京家政大学SD推進の方針に基づき、「東京家政大学SD実施計画」を立て、教職員協働のSD活動を推進している。研修は、外部研修と内部研修に大別し、階層別研修、部門別の業務研修、全体研修に区分し実施している。概要は以下のとおりである。（根拠資料 10-35）

(1) SD推進のための専門小委員会が行う研修

学修・教育開発センターを中心に教職員協働の「教職員研究会」「リサーチウィークス」を実施。3つのポリシーに基づく取組みや大学改革について理解を深め、内部質保証のPDCAサイクルを有効に機能させる教職員を育成している。（根拠資料 10-36）

(2) 総務部人事課が行う研修

本学で働く者として身に着けるべき知識・技能、ビジネススキル、マネジメントスキル等の修得を図る。SD研修に該当するハラスメント防止研修は、女子大である本学として重点を置く研修であり毎年開催している。その他、職位に応じた「階層別研修」や特定のテーマに応じた「目的別研修」を計画的に企画し実施している。（根拠資料 10-37、根拠資料 6-19【ウェブ】、根拠資料 10-38、根拠資料 6-20）

(3) 各部署が行う研修

各部署が各業務領域の役割を果たすため、自主的・自律的に検討の上、日本私立大学協会など他機関主催の研修に参加している。その他、「情報セキュリティ研修」「ストレスについて」など、時代のニーズ・必要性に合わせた研修を各部署主催で企画し、全教職員に向けて開催している。（根拠資料 10-39）

10(1)1.6. 大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：監査プロセスの適切性

評価の視点3：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学では、監事、監査法人、内部監査部がそれぞれ監査計画を立案の上、定期的、あるいは必要に応じて監査を実施している。監査法人の決算監査終了後、監事監査規程の定めにより、監査法人、理事、監事、財務部長、経理課長、及び内部監査部長で協議を行い、法人の健全な経営と発展に資するため、相互に連携しながら意見交換を行っている。（根拠資料 10-40、根拠資料 1-2、根拠資料 10-41、根拠資料 10-42、根拠資料 3-11）

内部監査部は、学校法人渡辺学園内部監査規程に基づき、理事長が承認した内部監査計画により、年間 6～7 部署へヒアリング・実地・資料確認等の業務監査を実施している。（根拠資料 10-43、根拠資料 10-44）業務監査は、業務活動が法令及び法人の諸規則並びに社会規範等に則り、適正に遂行されているかを公正かつ客観的な立場で検討及び評価し、法人の発展にとって有効な改善・改革の助言及び提案を理事長に行う。

大学運営の適切性については、社会情勢を鑑み、各所管の懸案事項等を検証しつつ、定期監査を通して業務の運営状況や予算の執行状況の適切性と妥当性を検証することで、監事、監査法人、内部監査部の三様監査にて定期的に点検・評価を行っている。内部監査部では、その結果について次回以降の監査時に、助言や提案も含めたフォローアップ監査を実施し、継続的改善に努めている。また、三様監査となる監事、公認会計士による監査法人及び内部監査部は、監査における問題点や懸案事項の改善・向上に向けて、それぞれの立場での情報交換や意見交換を行う打合せ会を実施している。

内部監査部の監査担当者は、①内部監査は、被監査部署の立場を尊重し、公正な態度で臨むこと。②内部監査を実施する際には、被監査部署の日常業務の遂行を著しく阻害しないように努めること。③業務上知り得た事項を他に漏らし、又は不当な目的に使用しないこととし、その職を退いた後も同様とすることの 3 事項を遵守している。定期監査においては、被監査部署の関係者に対し、内部監査を実施する上で必要な関係書類、帳簿等の確認・照合又は被監査部門の長等への聴き取りを行い、業務の適正・適法化、効率化について公正かつ客観的な立場で検討及び評価している。そして、実施した監査の内容、結果その他必要な事項について記録し、特に重点を置いた監査事項や今後の大学運営において留意すべき検討課題や対策案についても言及した内部監査報告書を作成し、理事長に提出している。その後、監事との意見交換、5 月の理事会へ報告している。報告概要は学内グループウェアで、全教職員に共有している。なお内部監査を通じて、総務課の学内稟議書、経理課の支払稟議書をはじめとした学内事務処理全般で、用紙による事務処理が多く、事務の電子化、システム化によるペーパーレス化の観点から、事務合理化、省力化の指摘を受けた。（根拠資料 10-45、根拠資料 10-46）

令和 2 年 3 月に評議員会で承認・決定した「学校法人渡辺学園 2020（令和 2）～2024（令和 6）年度中期計画」の P3 の 4-1 では、業務の合理化や改善の一手段として「全体的にシステム・制度を見直し、職員数の削減と労働時間の短縮を図る。」ことが記されている。また、令和 3 年 5 月の理事会で報告された令和 2 年度内部監査報告では、業務効率を上げて戦略的運営を図るために、学園全体への提言として「システムの全体設計とデジタル化」が最初に挙げられている。こうした要請もあり、令和 3 年 6 月 15 日に「渡辺学園総合情報システム協議会・高度情報化検討委員会」において「事務系 ICT 推進委員会」が発足した。令和 5 年度に名称を「事務系 DX 推進委員会」に改称した。このように、これ

らの内部監査報告は、学園設置の「事務系 DX 推進委員会」の取組みを推進している。(根拠資料 10-47、根拠資料 10-48)

10(1).2. 長所・特色

(1) 学生生活や教育内容など大学全般の多岐にわたる要望や所感を学長と直接、話をする機会として、学長と学生の意見交換会を企画・開催している。開催回数等についてはその年度の企画内容により異なる。令和 5 年度はアドミッションセンターとグローバル教育センター所管の学生有志団体のメンバーと学長の意見交換会を実施した。それぞれの活動にかかる入試広報や国際交流についての事柄の他、学生生活や教育内容など大学全般の多岐にわたる要望や意見などを学長が学生から直接聞くことができ、教授会等で教職員に共有している。他方「東京家政大学を私たちの学生生活をよりよくすること」を目標とした学生主体 FD 活動団体「学生 CRED」は学修・教育開発センターと協働でイベント開催等を中心に積極的に活動している。令和 5 年度は 4 月に新入生ウェルカムパーティーを開催し、在学生在が新入生へ学生生活や学習面のアドバイスをする機会に、12 月に開催したクリスマスパーティーは学年や学科を超えて学生同士また学生と教職員が交流する機会となった。

(2) 教職協働の事例として、共通教育(板橋キャンパス)のコア科目「スタートアップセミナー自主自律」が挙げられる。同科目は家政学部・栄養学部・児童学部・人文学部の 1 年生前期必修科目で異なる学科の学生 5 名程度でチームを作り、目標達成のため互いに協同して学ぶ 32 クラス同時開講の自校教育科目である。

科目運営は共通教育推進部の自校教育科目部会(事務局:学修・教育開発センター)が主体となり、担当教員や SA への事前研修を始め部会の委員教員と担当職員が協働して授業内容の改善等を実施している。

狭山キャンパスに設置されている健康科学部、子ども支援学部では、各学部の基礎教養科目にコア科目「スタートアップセミナー自主自律」が開講されており、1 年生前期必修科目として、板橋キャンパスと同様の授業内容にて自校教育を開講している。令和 5 年度は健康科学部にて看護学科とリハビリテーション学科が合同開講し、学科を超えた学生が協同学習を行い、子ども支援学部は子ども支援学科 1 学科のため、クラスを超えた学生の配置により様々な学生同士によるアクティブラーニングを深めている。

(3) 「SD 推進のための専門小委員会」が行う研修として学修・教育開発センターを中心に教員職員協同の「教職員研究会」「リサーチウィークス」を実施している。3 つのポリシーに基づく取組みや大学改革について理解を深め、内部質保証を有効に機能させる教職員を育成している。

10(1).3. 問題点

(1) 令和 5 年度は大学全体ではじめて入学定員割れを起こした。このことは予算編成にも影響を及ぼしており、事業活動収支における基本金組入前当年度収支差額が、令和 4

年度及び5年度当初予算においてマイナスの状況となった。令和5年度は、直近3年間の予算執行状況等から各予算主管の適正な予算額を算定し、補正予算の編成を実施した。また、ここ数年は予算執行率が低下していることから、令和6年度当初予算については、令和5年度補正予算の額を基準に編成を行うこととし、適切な予算配分と執行率の向上に繋げる。

(2) 内部監査を通じて、総務課の学内稟議書、経理課の支払稟議書をはじめとした学内事務処理全般で用紙による事務処理が多く、事務の電子化、システム化によるペーパーレス化の観点から、事務合理化、省力化の指摘がされている。事務のシステム化、ワークフローによる決済等の導入により、事務合理化、省力化が必要である。

10(1).4. 全体のまとめ

大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針は、「大学運営に関する方針」として、4つの領域「教育改革・学生の支援」「研究・産学連携」「地域連携、生涯学習・リカレント教育」「ガバナンス改革」について、「学校法人渡辺学園 2020(令和2)～2024(令和6)年度中期計画」により、各領域の2024(令和6)年までの大学の指針として明示している。

「大学運営に関する方針」は、中期計画、事業計画、事業報告をホームページで公開し、学生、教職員へ周知している。

方針に基づき、学長・副学長・学部長・研究科長をはじめとする所要の職を置き、全学運営会議、教授会、研究科委員会等の組織を設け、学長等、各会議体の権限等は関係規程で明示し、各規程に基づいた適切な大学運営を行っている。

法人組織(理事会等)と教学組織(大学)の権限と責任についても、法人組織は、理事長が法人内部の事務を総理し、法人を代表し、理事会が法人の業務を決すると位置付け、教学組織では、学長が校務を掌り教職員を統括し、教授会審議事項を学長が決定することになっている。

予算編成及び予算執行は適切に行っており、監事監査、監査法人監査、内部監査の三様監査により、透明性、公正性を確保している。予算執行率の向上、大学定員確保は課題である。法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設け、関連諸規程により運営している。必要な人材の採用についても、求める人材像を示し、より良い人材の採用に努めている。昇任、昇格、異動等は、法人、大学の業務目標に沿った、各部署で必要とされる人材の配置に努めている。教職員の大学運営に必要なSDの組織的な実施は、全学教職員による「教職員研究会」「リサーチウィークス」を実施し、3つのポリシーに基づく取組みや大学改革について理解を深め、内部質保証を有効に機能させる教職員を育成し、適切に大学運営を行っている。

第2節 財務

10(2).1. 現状説明

10(2).1.1. 教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

評価の視点1：大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定

評価の視点2：当該大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定

学園が設置する諸学校の教育等事業を円滑に計画・実行するための財政基盤の中長期にわたる健全性・安定性を担保することを目的として毎年9月から12月にかけて中長期財政計画を作成し、部課長等連絡会において概要説明を行い学園広報で学内に公開している。

中長期財政計画は事業活動収支における10年間のシミュレーションを行い、原則前年度決算ベースで、収入についてはその8割を占める学生生徒等納付金について大学及び併設の短期大学部、高校学校、中学校の目標入学者数を設定し、支出については財務部管財課で作成している施設・設備中長期整備計画を考慮して策定している。(根拠資料10-49、根拠資料10-50)

令和4年度監事監査において、同系女子大学等10法人及び日本私立学校振興・共済事業団発行の「今日の私学財政」の文他複数学部139法人との財務関係比率に関する比較を行い指標としている。同系女子大学等10法及び人文他複数学部139法人は令和3年度決算値である。(根拠資料10-51)

*事業活動収支計算書関係比率

事業活動支出比率は95%であり他大学の平均92.3%と比較すると高い水準にあるが、令和元年度以降、若干の改善傾向にある。人件費比率は56%であり、他大学の平均55.0%と比較すると高い水準にある。教育研究経費比率は31%であり、他大学の平均30.2%と比較すると若干高い水準だが、文他複数学部の32%と比較すると1%低い値となっている。

*貸借対照表関係比率

運用資産余裕比率は2.34年で、他大学の平均2.22年と比較すると同水準にある。過去5年上昇傾向にあり、平成30年度の2.08年と比較して0.26ポイントの上昇となっている。着実に内部留保がされていることを示しており、このことは金融資産が40億8千万円増加したことに表れている。

10(2).1.2. 教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤(又は予算配分)

評価の視点2：教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み

評価の視点3：外部資金(文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等)の獲得状況、資産運用等

令和3年度に学園創立140年を迎え、その記念事業施設として板橋キャンパスに記念棟の計画を進めている。本学の歴史と伝統を象徴する博物館の移転及び拡充、DX（デジタル・情報化）教育推進、学生コミュニティ支援等、本学の歴史と伝統を生かし次の時代・未来を牽引していくため、伝統・学修・学生コミュニティのキーワードに対し、DX教育推進及び学修支援など希望に満ちた未来（発展）が描ける施設の整備を進めている。

当初計画は、平成27年度から令和元年度にかけて第2号基本金引当特定資産50億円の積立てを行い令和3年度完成予定だったが、新型コロナウイルス感染拡大、ウクライナ情勢等の影響を受け計画が変更となった。令和4年度に施設設備引当特定資産10億円を新たに積立て、令和8年9月末の竣工を予定している。（根拠資料10-52、根拠資料10-53、根拠資料3-11、大学基礎データ（表9）（表10）（表11）、根拠資料10-54、根拠資料10-55）

学生の学習環境の充実に向けて、教育研究設備、施設の更新を計画的に行っているが、令和6年度当初予算編成からは予算主管毎に上限額を設定して、確実な経費削減、効率的な予算の配分による財政基盤の強化を図っていく計画である。

外部資金の獲得状況については、科研費の過去5年間（平成30年度から令和4年度）の採択件数が延べ163件220,350,000円となっている。受託研究・共同研究等の外部資金は、過去5年間で合計79件80,316,762円である。内訳は、受託研究14件12,238,262円、共同研究61件47,878,500円、共同研究講座4件20,200,000円である。

外部資金獲得の支援として、令和2年度からヒューマンライフ支援機構においては研究助成の公募に関する情報を月に2回メール配信しており資金獲得のサポートを行っている。令和4年度から教育支援センター教育・研究支援課及び狭山学務部学務課において科研費獲得支援（申請助言、添削等）を開始した。

資産運用は、資金運用管理規程に基づき公社債を中心に運用を行っており、資産の運用状況については、決算時に資料を作成し報告している。（根拠資料10-56）

寄附金は平成28年10月から創立140年記念募金の募集を行い、令和5年10月末までに延べ3,870件612,987,000円の寄附が集まった。

10(2).2. 長所・特色

直近5年の学生数は減少傾向にあるものの、平成30年度以降の基本金組入前当年度収支差額は、大学部門において10億円超の収入超過で推移している。また、特定資産や現預金の増加と外部負債（借入金）の減少に伴い、純資産額においては毎年増加傾向にあり、安定した財務運営を行っている。（根拠資料10-57）

10(2).3. 問題点

主要な大学校舎である4棟が、築50年以上経過しており老朽化が進んでいる。また、減価償却比率が5年間で59.1%（平成30年度）から66.1%（令和4年度）と7%の増加をしており、全国平均54.3%（医歯系法人を除く大学法人;今日の私学財政令和4年度版）と比べて10%以上高い水準となっている。一方で、令和4年度決算における減価償却額の累計額の合計は305億4千万円となっており、金融資産の合計276億3千万円と比べて29億1千万円不足している。

上記のことを踏まえ、令和5年12月の理事会において中長期財政計画を提出し、老朽化した4棟を建替えた場合に要する費用の算出と、収入の増加（学費の値上げ）、経費の削減（人件費を50%に近づける）によるシミュレーションの結果を説明した。

10(2).4. 全体のまとめ

学園が設置する諸学校の教育等事業を円滑に計画・実行するための財政基盤の中長期にわたる健全性・安定性を担保することを目的として中長期財政計画を作成しており、令和3年度よりシミュレーション結果と中長期財政計画方針を学園広報で公開することにより、教職員への情報共有を図っている。また、事務部門の部課長等連絡会において、財務部より概要説明を行い理解を深めている。

現在の私学を取り巻く経営環境は、少子化の進行や入学定員管理の厳格化などにより一層の厳しさを増しており、現在の収支状況を維持していくには更なる収支構造の改善に取り組む必要がある。

終章

本学は、2016（平成 28）年度の自己点検・評価に基づき、2017（平成 29）年度に大学基準協会による機関別認証評価を受審し、大学基準に適合していると認定された（認定期間：2018（平成 30）年 4 月 1 日～2025（令和 7）年 3 月 31 日）。前回の受審から 7 年が経過し、同協会による 3 回目の機関別認証評価を受けるべく、ここに本報告書（「令和 5 年度自己点検・評価報告書」）をまとめた。

本学では、前回の認証評価受審を契機として、平成 28 年度に自己点検・評価の実施体制を見直し、「自己評価委員会」が自己点検・評価を実施し、その結果を「内部質保証委員会」がチェックする体制とした。しかし、両委員会の責任と権限の範囲・区分が曖昧であったため、機能を十分に果たすことができなかった。そこで、令和元年度に、全学的な方針を策定する「全学運営会議」のもとに「内部質保証検討特別委員会」を設置し、恒常的・継続的な教育の質保証及び向上に向けて機能する内部質保証システムの再構築に取り組んだ。具体的には、内部質保証のための全学的な方針及び手続き、内部質保証に関わる組織の役割と組織間の関係、関連規程を見直し、内部質保証と自己点検・評価を一元化する新たな「東京家政大学・東京家政大学短期大 学部自己評価委員会規程」を定めるとともに、「内部質保証組織関係図」を作成して、教職員へ体制を明示した。そして、令和 3 年度からこのシステムを稼働させ、「自己評価委員会」のもとにおいた 7 つの部会が 10 の大学基準を分担し、各基準について、「自己点検・評価活動シート」、「点検・評価フィードバックシート」を活用して点検・評価を行い、学部・研究科及び各部署における PDCA サイクルを機能させることができている。また、令和 4 年度からは、点検・評価における客観性・妥当性を担保するため、「外部評価委員会」による外部評価も導入している。

このようにして点検・評価活動を行うことによって、私たち自身、本学の「長所・特色」「問題点」をあらためて確認することができた。本学の自校教育科目「スタートアップセミナー自主自律」は、板橋校舎全学科の 1 年生前期必修科目として令和元年度に開設し、令和 4 年からは、狭山校舎全学科を含む本学の 1 年生全員が履修する科目となった。学生たちが本学の建学の精神である「自主自律」への道を踏み出す出発点の科目となるよう、開設に際しては全学科の教職員が協同して 2 年半をかけて準備し、開設後は全学科の教職員で構成する自校教育科目運営部会が科目の運営に当たっている。本学は校舎が板橋と狭山に分かれているため、これまではそれぞれの校舎で共通教育、基礎教養を運営してきたが、「スタートアップセミナー自主自律」を一つの核として、令和 7 年度始動を目指し「全学共通教育」の枠組みの構築を始めている。

障害を有する学生の増加、企業の採用動向の変化など、学生を取り巻く環境は大きく変わり続けている。そうした変化に対応し、障がい学生支援体制の強化、新しい就職支援プログラムの開発など、学生支援センターを中心として学内の関係部署等が連携して、きめ細やかに学生支援、キャリア支援に取り組んでいることも本学の大切な特徴である。Library Mates や学生 CRED 等など、徐々に広がりつつある学生の自主的活動についても、さらに奨励していきたい。コロナ禍で中断した「学生と教職員の交流会」に代わり、令和 4 年度からは「学長と学生の意見交換会」を毎年行っているが、教員、職員と異なる

立場、観点からの貴重な意見を聞くことができている。学生の声を大学運営に活かす手立てを確立していきたい。

課題も少なくない。教員の研究力を向上させるために、科研費申請支援や研究費支援に取り組み始めているが、研究支援に関連する部署が教育支援センター教育・研究支援課とヒューマンライフ支援機構に分かれているなど、支援の体制に改善の余地がある。研究支援以外の領域でも、ぜひ対応すべき新しい課題が現れてきている。こうした課題に対応するために、不要になった業務の整理・削減、複数部署間の連携強化、あるいは部署再編等を検討すべきときが来ていると認識している。また、昨今の厳しい学生募集に関連して、年内入試、とくに総合型選抜の見直しが急務であり、高大接続も強化していかなければならない。

学 長
井上 俊哉